

## 平成25年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成25年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号 (3月4日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	7
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○施政方針説明	9
○報告第1号～認定第1号の一括上程、説明	18
○散会の宣告	25

### 第2号 (3月6日)

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	27
○議会事務局職員	28
○開議の宣告	29
○諸般の報告	29
○一般質問	29

#### 16番 遠藤 実 君

協働体制の推進について	30
学童保育事業の充実について	36
防災体制の推進について	40

19番 石川利秋君	
道路行政について	46
7番 古川洋一君	
副市長の職務と那珂市にかけの想いについて	53
小中一貫教育について	58
環境学習の推進について	61
公金の管理運用について	63
10番 勝村晃夫君	
山林、林道の保全、管理について	66
20番 木村静枝君	
東海第二原発の再稼働に対する6市村の首長による懇談会について	70
低所得者に対する家賃の補助制度を	76
○散会の宣告	79

### 第 3 号 (3月7日)

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	81
○議会事務局職員	82
○開議の宣告	83
○諸般の報告	83
○一般質問	83

15番 武藤博光君	
小中一貫教育の推進について	83
青色防犯灯の設置を	86
市有地駐車場の舗装整備を	88
道路の進捗状況について	90
1番 筒井かよ子君	
公共施設の利用について	95
市庁舎周辺の環境整備について	96
那珂市民の歌・音頭について	97
がんの早期発見について	99
2番 寺門厚君	

雇用について	102
市民との協働のまちづくりについて	112
11番 中崎政長君	
農地法と当市における住宅建設について	117
公共工事の発注、及び落札等について	122
3番 小宅清史君	
那珂市の学校教育について	126
6番 木野広宣君	
通学路の安全対策について	138
防災・減災について	141
○散会の宣告	144

#### 第 4 号 (3月8日)

○議事日程	145
○本日の会議に付した事件	146
○出席議員	146
○欠席議員	147
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	147
○議会事務局職員	147
○開議の宣告	148
○諸般の報告	148
○議案質疑	148
○認定第1号の討論、採決	153
○議案等の委員会付託	153
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	154
○散会の宣告	154

#### 第 5 号 (3月19日)

○議事日程	157
○本日の会議に付した事件	158
○出席議員	159
○欠席議員	159
○地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者	159
○議会事務局職員	159
○開議の宣告	161

○諸般の報告	161
○発議第2号の継続調査報告、質疑、採決	161
○発議第3号の継続調査報告、質疑、採決	162
○発議第5号の継続調査報告、質疑、採決	163
○報告第1号～議案第33号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	164
○報告第3号の上程、説明、質疑	175
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
○同意第1号の上程、説明、採決	183
○同意第2号の上程、説明、採決	184
○同意第3号の上程、説明、採決	185
○発議第1号の上程、説明、採決	185
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
○委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について	187
○閉会の宣告	187
○署名議員	189

那珂市告示第4号

平成25年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成25年2月25日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成25年3月4日

2. 場 所 那珂市役所

平成25年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期16日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月4日	月	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 施政方針、議案の上程・説明
			本会議 終了後	全員 協議会	1. 全員協議会
第2日	3月5日	火		休会	(議案調査)
第3日	3月6日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問(議案質疑通告締切、正午まで)
			本会議 終了後	委員会	1. 議会運営委員会
第4日	3月7日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第5日	3月8日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
			本会議 終了後	委員会	1. 全員協議会 2. 議会改革特別委員会
第6日	3月9日	土		休会	
第7日	3月10日	日		休会	
第8日	3月11日	月	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第9日	3月12日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	3月13日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第11日	3月14日	木		休会	(議事整理)
第12日	3月15日	金		休会	(議事整理)
第13日	3月16日	土		休会	
第14日	3月17日	日		休会	
第15日	3月18日	月		休会	(議事整理) (討論通告締切、正午まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 6 日	3 月 1 9 日	火	午前 9 時 30 分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）



平成25年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（3月4日）

## 平成25年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成25年3月4日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針説明
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分について(平成24年度那珂市一般会計補正予算(第6号))
- 報告第 2号 専決処分の報告について(損害賠償補償事故の賠償額の決定)
- 議案第 1号 那珂市名誉市民条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市災害対策基金条例
- 議案第10号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例
- 議案第11号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例
- 議案第12号 那珂市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 議案第13号 那珂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第15号 平成24年度那珂市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 17 号 平成 24 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 18 号 平成 24 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 平成 24 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 20 号 平成 24 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 24 年度那珂市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 25 年度那珂市一般会計予算
- 議案第 23 号 平成 25 年度那珂市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 25 年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 25 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 25 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 25 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 28 号 平成 25 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 25 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 25 年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第 31 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 32 号 市道路線の認定について
- 議案第 33 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 認定第 1 号 平成 24 年度水戸地方広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（22名）

1 番	筒井 かよ子 君	2 番	寺門 厚 君
3 番	小宅 清史 君	4 番	福田 耕四郎 君
5 番	綿引 孝光 君	6 番	木野 広宣 君
7 番	古川 洋一 君	8 番	中庭 正一 君
9 番	萩谷 俊行 君	10 番	勝村 晃夫 君
11 番	中崎 政長 君	12 番	笹島 猛 君
13 番	助川 則夫 君	14 番	君嶋 寿男 君

15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	木村利文君	総務部長	吉原正夫君
市民生活部長	大森常市君	保健福祉部長	秋山悦男君
産業部長	宮田俊三君	建設部長	小林正博君
上下水道部長	武田國嗣君	教育次長	中井川和君
消防長	根本栄君	会計管理者	鹿志村貢君
行財政改革推進室長	萩野谷康男君	危機管理監	城宝信保君
企画部次長	関根芳則君	総務部次長	宮本俊美君
市民生活部長次	山田行雄君	保健福祉部長次	小田倉正美君
産業部次長	倉持和彦君	建設部次長	岡崎隆君
上下水道部長次	佐藤隆一郎君	消防次長	萩野谷孝君

---

議会事務局職員

事務局長	山崎文夫君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	三田寺裕臣君
書記	二方尚美君		

◎黙禱

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

定例会開会前ではありますが、一昨年（2011年）の3月11日、東日本大震災の発生から2年が経過をいたします。ここに震災による犠牲となられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表するべく黙禱をささげたいと存じます。

皆さん、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙禱]

○議長（福田耕四郎君） 黙禱やめ。

ありがとうございました。ご着席を願います。

---

開会 午前10時26分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育次長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、企画部次長、総務部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、上下水道部次長、消防本部次長の出席を求めています。

なお、決算認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、次長補佐、書記が出席しております。

本日の議事日程及び行政概要報告は、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、14番、君嶋寿男議員、15番、武藤博光議員、16番、遠藤 実議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間と決定をいたします。

なお、審議日程等については、議会運営委員会、助川則夫委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

---

### ◎施政方針説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、市長から平成25年度施政方針について説明を願います。市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成25年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

3月定例会は、新年度当初予算をご審議いただく議会でありますので、まず私の市政運営に臨む所信の一端と新年度当初予算の主要施策の概要等について申し述べたいと思っております。

お手元の平成25年度施政方針をごらんいただきたいと思います。

平成25年度施政方針。

平成25年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするにあたり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私が平成23年2月に市長に就任してから3年目に入り、任期の折り返し点を過ぎたところでもあります。那珂市のかじ取りを託されて以来、私が提唱しております「一人一人が輝くまち」「未来に夢がもてるまち」の実現を目指し、皆様のご理解とご協力をいただきながら、各種事業を全力で取り組んでまいりました。

現在、我が国では、加速する少子高齢化や地球温暖化による環境破壊、原子力発電所の事故後のエネルギー問題など、私たちを取り巻く社会環境は厳しいものが予想されます。また、長引くデフレ不況、東日本大震災や欧州政府債務危機の影響など、経済環境は、本市の地域経済の足取りをも重くしてきたところでもあります。昨年は衆議院解散による総選挙があり、民主党から自民党へと政権が交代し、時代の大きな転換期を迎えております。安倍新政権による積極的な経済政策により、安定的な政局運営が行われますことを心から願うものであります。

市においては、新たなまちづくりの指針となる第1次那珂市総合計画の後期基本計画が平成25年度に元年を迎えます。前期基本計画における取り組みの成果や東日本大震災の経験を踏まえた上で、「協働のまちづくり」を根底に置き、後期基本計画のまちづくりの目標を「市民とともに創る豊かな生活文化都市」に定め、今後5年間のまちづくり指針として位置づけました。那珂市の未来を力強く、着実に築き上げていくためにも、これまでの歩みをやめることなく、総合計画によるまちづくりを着実に進めるとともに、行政改革大綱や財政健全化プランによる行財政改革に取り組んでまいります。また、今後のまちづくりを進める上で、何よりも強固な財政基盤の確立が重要であります。そのためにも、優良企業の誘致による雇用と税収の確保、地域経済の活性化に向け、積極的に取り組んでまいり所存であります。

私と職員が一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、より高品質の行政サービスを市民の皆様へ提供することが、私に与えられた使命であると考えております。私は、市民の皆様への負託に応えるためにも、愛されるふるさと那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦してまいり所存であります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し述べました。

次に、平成25年度当初予算の概要について申し上げます。

平成25年度的那珂市予算は、歳入では、収入の根幹となる市税の増額、また財源対策の地方債及び普通建設事業に係る地方債の増に伴い市債の増額が見込まれる一方で、国の地方財政対策により普通地方交付税の減額が見込まれることから、財政調整基金からの繰入金を増額し、歳出では、扶助費や繰出金の増加に加え、高水準で推移する公債費など、将来的にも厳しい財政状況が見込まれる中、歳入に見合った歳出の原則に立ちつつも、社会基盤の整備や震災からの復興に向け必要となる事業を中心に、財源の重点的かつ効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計については前年度比8.1%増の183億7,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比7.5%増の55億7,700万円、下水道事業特別

会計は前年度比18.1%増の24億8,400万円、公園墓地事業特別会計が前年度比18.2%増の1,300万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比17.0%増の9億4,100万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比10.7%増の41億2,000万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比16.4%減の1億6,300万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比4.0%増の4億7,100万円、那珂地方公平委員会特別会計が平成24年度に廃止となり皆減となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.1%増の11億1,786万4,000円、収益的支出が前年度比0.8%減の10億9,817万7,000円、資本的収入が前年度比11.3%増の9,112万7,000円、資本的支出が前年度比31%増の5億8,052万6,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、第1次那珂市総合計画に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、市民との協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりの推進につきましては、協働体制の確立に向け、引き続き地区まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体の活動を支援するとともに、市民一人一人がまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

広報事業につきましては、市民の皆様が親しまれる広報紙を目指し、今後も市の話題や情報などを読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めてまいります。また、最新の行政情報を市のホームページに掲載するとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの新たな媒体を活用するなど、便利でわかりやすい情報の提供にも努めてまいります。

広聴事業につきましては、市民相談室の窓口をはじめ、市民ボックスや市民からの提案メールなどにより、広く意見聴取の充実を図るとともに、引き続きパブリックコメントを実施してまいります。また、市民との対話や意見交換を行うため、平成23年度から始めました「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民ニーズに対応した市政運営に努めてまいります。

男女共同参画推進事業につきましては、那珂市男女共同参画プラン後期実施計画に基づき、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。

第2章、安全で快適な住みよいまちづくりについてであります。

防災につきましては、非常時において迅速かつ統制された活動が行えるよう那珂市地域防災計画の見直しに合せた行動マニュアルを作成し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。また、防災井戸及び防災資機材の整備を進めるとともに、食糧や飲料水など非常用食糧の備蓄を進めてまいります。自主防災組織の設立についても引き続き推進するとともに、総合防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚と災害時における市民の安全確保に努めてまいります。

原子力の安全対策につきましては、那珂市地域防災計画原子力災害対策編を見直し、防災



対策を進めるとともに、市民に対して適切な情報提供を行ってまいります。また、東海第二原子力発電所の再稼働問題につきましては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、議会及び市民の意を尊重し判断をしてまいります。

木造住宅耐震化促進事業につきましては、那珂市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）に対して、補強設計及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、消防・救急体制の充実強化に向け、西消防署の整備を進めてまいります。また、一般家庭の住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、防火対象物及び危険物施設の出火危険の排除、並びに被害軽減のための査察・指導による防火安全指導の徹底や防火管理者の育成指導を行うことにより、各事業所の防火防災意識の啓発や消防用設備の維持管理等に努めてまいります。

救急業務につきましては、市民等に対し応急手当ての普及啓発に努め、救命率の向上を図ってまいります。

消防団につきましては、消防ポンプ自動車1台、ポンプ積載車1台を更新整備し、地域防災力を強化してまいります。また、消防団員の安全対策を図るとともに、消防団との強固な連携体制を構築してまいります。

市民の安全・安心対策につきましては、防犯パトロール隊（自警団）が未設置の地区への設立を引き続き促進してまいります。また、「犯罪のない安全・安心のまちづくり」への取り組みとして、警察や防犯協会などと連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、安心した生活を送れるよう積極的な啓発を行うとともに、相談機能の充実を図ってまいります。また、出前講座の開催により、消費者被害の未然防止を引き続き図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との協力により「交通事故防止運動」を展開し、高齢者の死亡事故や自転車乗用中の事故等の防止に努めてまいります。また、飲酒運転や深夜の交通事故防止などの広報啓発活動を実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒を重点に交通安全教育を実施してまいります。

環境行政につきましては、安全で安心して生活できる環境の確保に向け、現在策定を進めている「第2次那珂市環境基本計画」に基づき、温室効果ガスの削減のため引き続き省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及啓発に努めてまいります。また、各地区まちづくり委員会等の協力を得て、ゴミの減量化と資源化、不法投棄の監視強化に努めてまいります。さらに、緑化の推進について啓発に努めるとともに、市民や事業者等と協働して自然環境を適切に保全してまいります。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しながら地域の要望を総合的に勘案し、道路の新設や改良、維

持補修を重点的に実施し、舗装率の向上に努めてまいります。また、東日本大震災により被害を受けた土木施設につきましても、まだ一部の未復旧部が残っておりますので、これらにつきましても早急に整備してまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の未整備区間、菅谷飯田線下流部及び市街化区域内の上宿大木内線上流部区間を整備実施し、大雨等による冠水被害を防止するため早期完成を目指し推進してまいります。

都市計画道路菅谷市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿大木内線（延長440メートル）につきましては、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

公共交通の推進につきましては、日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段を確保するため、県や事業者等と連携を図り、水郡線及び路線バスの利便性向上に向けた施策を推進してまいります。また、那珂市地域公共交通連携計画に基づき、利便性の高い新たな地域交通として、自宅や指定場所から目的地まで乗り合いにより送迎を行うデマンド交通の導入に向けた実証運行を行ってまいります。これまで運行してきた「ひまわりバス」につきましては、デマンド交通の導入により地区コースは廃止しますが、市内循環コース3コースを2コースに統合して運行を継続することにより、より市民の身近な足として利用できるよう、さらなる充実を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、下江戸（Ⅲ）地区及び北酒出（Ⅰ）地区の成果の閲覧と認証の作業を行うとともに、下江戸（Ⅳ）地区0.91平方キロメートル及び北酒出（Ⅱ）地区0.68平方キロメートルの長狭物・一筆地の調査を実施してまいります。

菅谷地区まちづくり事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、平成24年度から道路の整備を実施しており、下菅谷地区まちづくり事業につきましても同様に都市再生整備計画を変更し、第1期分として平成25年度から都市計画道路下菅谷停車場線や街区道路等の整備を進めてまいります。

上菅谷駅前土地区画整理事業につきましては、上菅谷駅舎改修工事を実施し、事業完成に向けて整備を進めております。なお、事業推進に当たっては国の経済対策による大型補正を活用し、積極的に事業推進を図ってまいります。

上水道事業につきましては、安全かつ安定した水の供給を図るため、既存施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、下水道の復旧整備に伴う配水管移設工事を行うとともに、配水管の整備及び老朽管更新を引き続き実施してまいります。さらに、木崎浄水場更新事業用地につきましても、埋蔵文化財の発掘調査を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、下菅谷地区、寄居地区、額田地区、後台地区及び門部地区の污水管布設工事を行います。第1次整備優先地区のⅡ期地区の事業認可を取得し、引き続き快適で衛生的な生活環境の整備に努めてまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、鴻巣地区Ⅰ期区域が供用を開始しましたので、鴻巣地区Ⅱ期区域においても、早期の農村環境の改善を図るため管路布設工事を進めてまいり

ます。また、酒出地区につきましては、事業採択に向け準備を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の認可区域以外の区域において、引き続き補助を行ってまいります。

第3章、健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくりについてであります。

地域福祉につきましては、那珂市地域福祉計画に基づき、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関との連携により、ひとり暮らし・要援護者の見守り体制の強化を図り、お互いに助け支え合う地域社会の構築を目指してまいります。

生活保護につきましては、生活保護制度に基づく保護費の適正化を進めるとともに、受給者が自立するための就労支援等に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、那珂市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、市内3圏域にある地域包括支援センターや市社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図り、介護予防事業の効果的な実施や地域包括ケアの推進、介護保険事業の円滑な運営など高齢者の保健・福祉・介護施策について、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、那珂市障害者プランに基づき、障害者が地域において暮らしやすいまちを目指すとともに、支援を必要とする方に対し、適切な障害福祉サービスの提供に努めてまいります。

妊婦健診につきましては、引き続き健康な子供を安心して出産できる支援体制の強化を図ってまいります。また、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、引き続き県補助金に上乘せして助成してまいります。

母子保健につきましては、関係機関との連携により、乳幼児期における相談・検診事業の充実に努めてまいります。

子育て支援につきましては、那珂市次世代育成支援対策行動計画に基づき、保育所及び学童保育所の整備を進め、子育てと就労の両立を支援してまいります。また、家庭児童相談室では、引き続き児童虐待や母子家庭の自立等に関する相談の充実に努めてまいります。在宅の乳幼児に対する子育て支援のため、子育て支援センター「つぼみ」の機能を充実させるとともに、ファミリーサポートセンターの利用や地域との交流等、地域で子育てを支援する環境づくりを推進してまいります。また、総合保健福祉センターひだまり内に「こども発達相談センター」を開設し、発達のおくれやその疑いのある子供に、早期かつ適切な療育指導ができるようにするとともに、保護者の不安を解消するため情報提供及び相談業務を行ってまいります。

成人保健につきましては、生活習慣病の予防を促すために、引き続き特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に努めるとともに、未受診者対策を重点に実施してまいります。

予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく定期接種の勧奨を行い、疾病の蔓延防

止に努めてまいります。また、任意接種のおたふく風邪や水ぼうそうなどの予防ワクチンや小児インフルエンザワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン等について、引き続き接種費用の助成をしてまいります。

第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、児童・生徒の基礎的・基本的な知識と技能の修得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ってまいります。そのため、引き続き小・中学校へTT非常勤講師やALT、障害児学習指導員等を配置するとともに、市独自で中学校2年生、3年生の35人学級を実施し、きめ細かな指導をより充実させてまいります。また、教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修等を実施し、教員の意識改革及び指導力の向上に努めてまいります。さらに、指導室を中心としたいじめ・体罰への適切な対応と学校生活への悩みを持つ児童・生徒、さらに保護者、教員への教育相談機能を充実させるために、教育支援センターにおいて相談窓口を開設し、心の教室相談員やスクールカウンセラー等による指導・支援を行ってまいります。また、児童・生徒のよりよい教育環境を充実させるための小・中学校の適正規模化については、那珂市小中学校適正規模化基本計画に基づき、推進学校区の地域の皆様と協議を進めており、早期の実現に努めてまいります。また、さらなる教育効果の向上を目指して、小・中一貫教育の導入を検討してまいります。

幼児教育につきましては、那珂市幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育の充実や預かり保育、就園奨励費等の支援を継続し、幼稚園教育の充実努めてまいります。

学校施設につきましては、安全・安心で快適な教育環境づくりを推進するとともに、地域住民の災害時の緊急避難場所としても活用される屋内運動場や校舎の耐震補強・大規模改修工事を進めてまいります。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開など、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の身近な拠点として、多くの市民が読書を生活の一部として取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書環境の充実努めてまいります。また、学校との連携を図り、子供たちの読書活動を支援してまいります。

スポーツ推進につきましては、那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進・振興を図るとともに、市民による自主的な総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」を支援してまいります。また、総合公園を活用して、水泳教室をはじめとする各種スポーツ教室の充実を図り、市民の健康の維持・増進に努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより一層深め、子供たちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。また、ふるさと教室における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養

を図ってまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展、企画展及び市史編さん事業の充実努めてまいります。また、市民と行政の協働による額田城跡の保存管理をはじめ諸歴史遺産の保存活動を進めてまいります。

国際交流につきましては、市国際交流協会と連携し、異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の実現に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通じ、国際的感覚を持ち、グローバル社会に対応できる人材を育成してまいります。

市民交流事業につきましては、秋田県横手市との交流を通じて、異なった風土や文化、生活習慣などに触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。

第5章、活力があり賑わいのあるまちづくりについてであります。

農業農村整備事業につきましては、県営事業を有ヶ池地区、芳野地区及び南酒出地区で引き続き実施してまいります。また、県単かんがい排水事業により施設の更新を進めるとともに、大規模化農業のための再整備事業の推進に取り組んでまいります。

農業振興につきましては、米の生産調整や農業従事者の高齢化、担い手不足など、生産から消費に至る環境が大きく変化しており、収益の上がる農業の実現及び農村活性化のために、関係機関や農業生産者、地域住民の参画のもと、元気ナカむらづくり事業に新たに取り組み、生活田園都市の形成を目指してまいります。農業経営の改善を図るため、営農指導者による営農相談や営農指導を行い、新たな作物の導入及びほしいもの普及促進を図るとともに、認定農業者等の担い手の育成と中小農家に対する支援を実施してまいります。また、農産物直売所のPRや農産物の産品化に取り組んでまいります。さらに、新規就農者などを対象とした講座をJAひたちなかや県などの関係機関と連携して開催してまいります。

遊休農地の対策につきましては、耕作放棄地再生利用事業や農地利用集積事業等を活用し、農業委員会など関係機関と協力して耕作放棄地の解消に向け取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、那珂市商業振興計画に基づき、地域事業者の活性化に向けた取り組みを推進していくとともに、自治・振興金融制度による事業資金の融資支援及び雇用対策として就職活動の支援を行ってまいります。また、現在行っている商工業現況調査の結果を踏まえ、新たな振興計画を策定してまいります。

企業誘致につきましては、固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和の措置を行うとともに、県や関係機関との連携により情報収集に努めながら、積極的な誘致活動に取り組み、雇用と税収の確保を図ってまいります。

観光振興につきましては、那珂市観光振興計画に基づき、市の歴史や文化、自然、人などの観光資源を生かしながら、観光や商業、農業等の地域産業と連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図ってまいります。また、市観光協会と連携し、市の魅力や情

報を積極的に発信することにより、市のイメージアップに努めてまいります。

第6章、行財政運営の効率化による自立したまちづくりについてでございます。

行財政改革につきましては、第2次那珂市行政改革大綱及び那珂市財政健全化プランに基づき、引き続き計画的かつ積極的に取り組んでまいります。また、平成24年度から取り入れました事業仕分けにつきましては、市民参加による行財政改革を進める上から、引き続き実施してまいります。

職員研修につきましては、那珂市人財育成基本方針に基づき、引き続きそれぞれの役職階層において求められる知識や能力を養うとともに、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等、専門的な能力の開発などを行い、職員一人一人の意識改革と資質の向上に努めてまいります。

人事評価制度につきましては、管理職を対象とした試行を2年間実施してまいりましたが、今後はこれを一般職に拡大するため、本年度については一般職の研修を実施し、さらなる制度の浸透・拡充に向け充実を図ってまいります。

職員数につきましては、今後の定年退職者の大幅な増加を勘案しながら、各年齢層に偏りが生じないように配慮しつつ新規採用者の計画的採用を進めるとともに、適正規模の定員管理を行ってまいります。

市税等の納付につきましては、平成24年度からコンビニ収納を導入したところであり、引き続き納税機会の拡充による市民サービスと収納率の向上を図ってまいります。

窓口業務の日曜開庁につきましては、市民生活の利便性の確保、市民顧客主義の観点に基づき平成23年9月から実施してまいりました。市民にも徐々に浸透してきておりますので、今後もさらなる利便性の向上に向け検討・改善を加えつつ継続してまいります。

事務権限の移譲につきましては、今後も国や県からの一層の権限移譲が進められることが予想されますので、こうした流れに対応するため組織体制の柔軟な見直しを行い、地域主権の趣旨を踏まえて、主体的なまちづくりを推進してまいります。

以上、平成25年度の市政運営にあたっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げましたが、前段に申し上げましたとおり、平成25年度は「第1次那珂市総合計画」後期基本計画のスタートの年であり、今後のまちづくりを進める上で重要な年であります。

地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、那珂市の発展をさらに確実なものにし、輝ける未来を創造するため、総合計画の各種事業や目標を確実に実現し、市民の皆様が真の豊かさを実感していただけるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたい決意であります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、施政方針といたします。

平成25年3月4日、那珂市長、海野 徹。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

---

◎報告第1号～認定第1号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 続いて、日程第4、報告第1号から認定第1号まで、以上36件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 続きまして、定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件は2件ございまして、その概要についてご説明をいたします。

議案書をごらんください。

報告第1号 専決処分について（平成24年度那珂市一般会計補正予算（第6号））。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,790万円を追加し、177億340万4,000円としたものです。

歳出の内容は、民生費の子ども手当支給事業において、受給者の増に伴い、扶助費を増額したものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金をそれぞれ増額し、国庫支出金を減額したものです。

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償補償事故の賠償額の決定）。

平成25年1月15日火曜日の午前8時50分ごろに、水戸市堀町市道交差点において、収納課に所属する徴収嘱託員が運転する公用車が青信号で右折したところ、路面積雪のため前輪がスリップして信号柱に衝突してしまい、信号柱の反射板を破損させた物損事故の損害賠償額について示談が成立したもので、2月6日に専決処分したものでございます。過失割合は市が100%で、賠償額は2万714円でございます。

以上が報告案件の概要でございます。

続きまして、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、条例の一部改正が8件、条例の制定が5件、平成24年度補正予算が8件、平成25年度予算が9件、その他の議案が3件の計33件でございます。その概要についてご説明を申し上げます。

初めに、条例の一部改正でございます。

議案第1号 那珂市名誉市民条例の一部を改正する条例。

名誉市民の称号を贈る条件として、故人に対しての追贈の規定を追加し、対象者に故人を含めた上で、地方自治の進展、社会福祉の増進、産業の振興、教育・文化・学術・技芸・スポーツの向上に多大な貢献をし、市民が郷土の誇りとしてひとしく尊敬する者を広く選定することが可能となるよう条例を改正するものです。

議案第2号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市民間交通安全指導員については、所期の目的を達成したことから、平成24年度をもって廃止することとしたため、当該条例から民間交通安全指導員に関する事項を削除するため、条例を改正するものでございます。

議案第3号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

障害者自立支援法の一部改正により、障害者自立支援法の題名が改められたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準、地域密着型サービス事業を行おうとする者の法人格の有無に関する基準を市の条例に委任されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための内容に改正することに伴うもの、こども発達相談センターの設置に伴う業務の追加によるもの、及び市民の利便性向上のため健康増進室を2分の1室ずつ貸し出せるよう貸館内容の変更をするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の公布により、国有林野事業が一般会計において実施されることにより国が経営する企業がなくなり受益者負担金が発生しないため、条例の一部を改正するものでございます。



議案第7号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の公布により、国有林野事業が一般会計において実施されることにより、国が経営する企業がなくなり分担金が発生しないため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

瓜連テニスコートは、築32年が経過して老朽化が進み、東日本大震災により使用不能の状態であったところですが、市内には、ふれあいの杜公園、那珂総合公園、中谷原公園及び神崎テニスコートに十分な施設が整備されていることから、瓜連テニスコートを廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、条例の制定でございます。

議案第9号 那珂市災害対策基金条例。

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、被災地への支援活動等、災害に対する迅速な対応と災害からの早期復興を図るための財源の確保を目的として、新たに基金条例を制定するものでございます。

議案第10号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）による介護保険法の改正により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」で定める各基準について、新たに条例で規定するものでございます。

議案第11号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）による介護保険法の改正により、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で定める各基準について、新たに条例で規定するものでございます。

議案第12号 那珂市新型インフルエンザ等対策本部条例。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が交付され、同法の規定に基づく那珂市新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し、組織、会議等必要な事項を規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第13号 那珂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）による河川法の一部改正により、準用河川に係る河川管理施設または許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、床どめ、そのほかの主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準が条例委任されたことに伴い、当該規定を整備するた

め、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、平成24年度補正予算でございます。

議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ5億8,182万2,000円を追加し、182億8,522万6,000円とするものでございます。

歳出については、各事業における契約額、所要額の確定等により事業費の減額補正が主な内容です。

また、増額補正をする主な事業は、総務費については、基金積立事業において、財政調整基金、減債基金、学校施設整備基金及び公共施設整備基金等に積み立てをするものです。

民生費については、生活保護扶助費では医療扶助費の急増により、医療福祉扶助事業では受給者及び医療費の増に伴い、扶助費をそれぞれ増額するものです。

農林水産業費については、土地改良基盤整備事業において、県営有ヶ池地区経営体育成基盤整備事業の前倒し施工に伴い負担金を増額するものです。

消防費については、消防救急無線設備・指令センター共同化整備事業において、本事業県推進協議会への事業費負担金を計上するものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、地方交付税、寄附金及び諸収入をそれぞれ増額し、地方譲与税ほか各種交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

繰越明許費では、支所庁舎管理事業ほか9事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第15号 平成24年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,506万3,000円を追加し、56億4,056万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、医療費の増に伴い、保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等において負担金をそれぞれ増額し、また、国保連合会等へ拠出する共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金において、負担金をそれぞれ減額するものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、療養給付費等交付金、共同事業交付金をそれぞれ増額し、また、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

議案第16号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,753万4,000円を追加し、21億6,119万4,000円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費において、下水道事業基金に積み立てをする基金積立事業を、公債費においては、流域下水道事業債における起債償還元金をそれぞれ増額し、また、総務

費において、下水道維持管理費の委託料を減額するものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金を増額し、繰入金、市債を減額するものです。

繰越明許費では、認可区域内の整備工事において、関係機関との協議、調整に日数を要したことから、公共下水道整備事業のうち、工事請負費及び補償料の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第17号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、8億8,721万7,000円とするものです。

歳出の主な内容は、総務費において、消費税額の確定により一般管理事務費の減額、また、農業集落排水整備事業債において、起債償還元金を増額するものであります。

歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額する一方、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

繰越明許費では、鴻巣Ⅱ期地区の整備工事において、関係機関との協議、調整に日数を要したことから、農業集落排水整備事業のうち、工事請負費及び補償料の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第18号 平成24年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ1,629万4,000円を減額し、39億419万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費において、施設介護サービス給付費及び高額医療合算介護サービス負担金を減額するものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

議案第19号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ9,185万6,000円を減額し、1億314万4,000円とするものです。

歳出の主な内容は、区画整理事業費において、事業の進捗により移転補償料を減額するものです。

歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額する一方、一般会計からの繰入金及び区画整理事業債を減額するものです。

繰越明許費では、JR近接工事において、関係機関との協議、調整に日数を要したことから、区画整理事業費のうち工事請負費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

議案第20号 平成24年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,771万8,000円を追加し、4億8,101万8,000円とするものでございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療保険料のうち、現年度分特別徴収保険料を増額するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するものでございます。

議案第21号 平成24年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出において、共済長期公的負担金（基礎年金拠出金）率の遡及改定のため、職員共済組合負担金として56万1,000円を追加し、水道事業費総額で11億2,585万円とするものでございます。

続きまして、平成25年度予算でございます。

平成25年度の那珂市予算は、歳入では、収入の根幹となる市税の増額、また財源対策の地方債及び普通建設事業に係る地方債の増に伴い、市債の増額が見込まれる一方で、国の地方財政対策により普通地方交付税の減額が見込まれることから、財政調整基金等からの繰入金を増額し、歳出では、扶助費や繰出金の増加に加え、高水準で推移する公債費など、将来的にも厳しい財政状況が見込まれる中、歳入に見合った歳出の原則に立ちつつも、社会基盤の整備や震災からの復興に向け、必要となる事業を中心に、財源の重点的かつ効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183億7,000万円で、対前年度増減率では8.1%の増となっております。

議案第23号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億7,700万円で、対前年度増減率では7.5%の増となっております。

議案第24号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,400万円で、対前年度増減率では18.1%の増となっております。

議案第25号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、対前年度増減率では18.2%の増となっております。

議案第26号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,100万円で、対前年度増減率では17%の増となっております。

議案第27号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,000万円で、対前年度増減率では10.7%の増となっております。

議案第28号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,300万円で、対前年度増減率では16.4%の増となっております。

議案第29号 平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,100万円で、対前年度増減率では4%増となっております。

これら8件の平成25年度予算につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

続きまして、水道事業会計でございます。

議案第30号 平成25年度那珂市水道事業会計予算。

収益的収支として、収入が11億1,786万4,000円で、前年度と比較すると0.1%の増となり、支出は10億9,817万7,000円で、前年度と比較すると0.8%の減です。

資本的収支としては、収入が9,112万7,000円で、前年度と比較すると11.3%の増となり、支出は5億8,052万6,000円で、前年度と比較すると31.0%の増でございます。

これら平成25年度水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項に基づき提出をするものでございます。

以上が平成25年度的那珂市の予算でございます。

続きまして、その他の議案でございます。

議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用については、県央地域9市町村において協定を締結しているところですが、今回、那珂市を含む2市1町において広域利用の対象となる3施設が廃止となり、1施設が名称変更されたことにより、協定書を再度締結する必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号 市道路線の認定について。

菅谷地内4路線及び後台地内1路線について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経て市道路線として認定するものでございます。

議案第33号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について。

消防救急無線及び消防指令に関する事務を共同して管理、執行するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき規約を定め、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、監査委員の意見を求めます。

平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合決算審査意見書について報告を願います。

萩谷眞康監査委員、登壇を願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） 平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合の決算について審査を

いたしましたのでご報告いたします。

審査対象。平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算書、同一般会計歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、同じく財産に関する調書。なお、この決算において平成24年度とは、平成24年4月1日から水戸地方広域市町村圏事務組合の解散の日である平成24年10月31日までの期間をいいます。

2番目に、審査期間及び場所。平成25年1月16日水曜日から同年1月25日金曜日、那珂市役所5階総務課分室で行いました。

審査概要。審査にあたっては、審査の対象とした書類と関係帳簿及び証書類を抽出して照査し、計数の確認を行うとともに、組合の解散に伴う財産等の処分の適否について意を用いて審査を行いました。

審査結果について。平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認めました。また、予算執行及び組合の解散に伴う財産等の処分も適正であると認めました。

決算等の概要は、別添のとおりであります。

平成25年1月25日、那珂市長、海野 徹様。

那珂市監査委員、萩谷眞康。同じく、加藤直行。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時58分

平成25年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（3月6日）

## 平成25年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成25年3月6日(水曜日)

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(22名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	木村利文君
総務部長	吉原正夫君	市民生活部長	大森常市君
保健福祉部長	秋山悦男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	武田國嗣君
教育次長	中井川和君	消防長	根本栄君
会計管理者	鹿志村貢君	行財政改革推進室長	萩野谷康男君
危機管理監	城宝信保君	企画部次長	関根芳則君



総務部次長	宮本俊美君	市民生活部長	山田行雄君
保健福祉部長 次	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	岡崎隆君	上下水道部長	佐藤隆一郎君
消防次長	萩野谷孝君		

---

**議会事務局職員**

事務局長	山崎文夫君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	三田寺裕臣君
書記	二方尚美君		

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 冒頭、那珂市議会では、今定例会より全員協議会を公開することといたしましたので、傍聴者の皆さんには傍聴されますようお願いをいたします。

議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めたものの職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付してあります。

---

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付のとおりであります。

質問者の時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（福田耕四郎君） 通告1番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 協働体制の推進について、2. 学童保育事業の充実について、3. 防災体制の推進について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤 実議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今議会から、インターネットによる配信が始まります。開かれた議会を推進するために始まった試みであり、その一般質問者のトップバッターとして登壇できることをありがたく感じております。これからの那珂市発展に向けて提言してまいりますので、執行部におかれましても、市民に向けて、ぜひ真摯で前向きなご答弁をお願いいたします。

では、まず協働体制の推進について伺います。

このテーマは、私も過去3回ほど取り上げており、非常に大切にしているテーマであります。これまでは、自治基本条例、まちづくり推進条例をつくって市民とともに進む姿をしっかりと示すべきと訴え続けてきました。執行部におかれましては、前向きに取り組んでいただき、平成22年に那珂市協働のまちづくり推進基本条例を施行していただきました。その姿勢を前向きに評価し、感謝を申し上げたいと存じます。

では、ここで改めて市の考える協働とは何かお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

協働とは、那珂市協働のまちづくり推進基本条例第3条の定義にありますように、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者が、自己の果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今、市は協働を進める施策として、協働のまちづくりフォーラムを開催して先進事例を紹介したり、出前講座、まちづくりリーダー養成講座を開催して人材育成を行ったりしています。また、各地域の自治会活動のために、地区交流センターの整備、自治活動施設の建設、修繕への補助をしていたりします。これらの事業を進めていく中で、現状として、その協働がどのくらい実現されているか、その認識を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

平成23年度に実施しました市民アンケートによりますと、まちづくりに参加したことがあると答えた人の割合が52.3%でありまして、さらに協働のまちづくり活動の意義を啓発していかなければならないというふうに考えてございます。そのためには、市民が参加したくなるような活動団体の情報の提供の充実とともに、市民、自治組織、活動団体の意見や要望を的確に把握して、さらに協働のまちづくりの推進に反映させていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） お伺いしますと、まだまだ協働の状況は道半ばというところのようですね。

それでは、さらに推進するために、その姿勢を市内外に示し、那珂市はこのように協働体制を進めていくんだという決意、これがまさにまちづくり条例だと考えます。今回も議長に許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただいております。市民の皆さんにおかれましては、なかなか条例としてごらんいただく機会はないと思いますので、今回、全ての条文をご準備いたしました。こちらです。これを適宜ごらんいただきながらお聞きください。では、市としてこの条例を制定した意味合い、これを再度お示しいただきたい。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

市民との協働のまちづくりを進めるにあたりましては、厳しい経済情勢の中での少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化等に伴う住民ニーズの多様化、地域における人と人とのつながりの希薄化による地域コミュニティ力の低下、そして地方分権などにより大きく社会情勢が変化する中、魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでは十分に対応し切れないことが想定されます。そのため、市民と行政がそれぞれ持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながら、安全で安心して生活できる魅力あるまちづくりの実現に向け、基本原則やその他必要な事項を定めるために制定をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、その条例の内容に入っていきますけれども、まず、この第1条で条例の趣旨をうたっております。この条例は、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者との協働のまちづくりを推進し、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために、その基本原則、その他必要な事項を定めるものとする。まさに、市民と市の協働ということが最初に位置づけられております。

その市民の役割としては、この第7条にありますけれども、市民はみずからがまちづくりの主体であることを認識しなければならないとしており、まさにこのとおりであると思います。そして、その第2項に、市民は市民自治組織に積極的に加入し、これを守り育てなければならないとも定めています。昨今、この自治組織に加入しない方がふえているとのことです。データによりますと、市内における自治会への加入率は全体で約75%ということで、低迷傾向にあるようです。市民の価値観が多様化しているとはいえ、地域における住民の役割というものも私はあると考えます。新しく那珂市に転入してこられた方には、ぜひ積極的に加入を進めていただきたい。現在、窓口ではどのように自治会加入を説明していますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

市民課窓口へ転入届、それから住所変更届などを提出される場合には、自治会への加入の説明をしているところがございます。また、市民協働課に班加入について相談に来られた方につきましては、自治会や班加入についてのメリットについてご説明をしているところがございます。今後も、さらに積極的に加入されるよう促進をまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） もちろん、この加入は義務ではありませんので強制はできません。しかし、地域の一員として一定の役割を果たしていただくにあたりまして、自治会には入っても入らなくても構いませんよというのでは困ります。ぜひ加入してくださいと、はっきり伝えることが必要だと思います。また、さらに魅力ある自治組織に改善していただけるよう、市としても支援をしていくことが必要と考えます。

そこで現在、市民自治組織や市民活動団体などは、どのように連携をしていますか。また、自治会制度は、まだ立ち上がったばかりですので、その意味でも、市として運営を支援するため、相談、協力、場合によっては指導をしていかなければならないと考えますが、どのように対応していますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

地域の交流や活動の拠点であるコミュニティセンターや地区交流センター、そして自治会単位の公民館への機能充実、整備支援を行うことにより、地区まちづくり委員会や自治会、市民活動団体と協働して、お互い情報を共有しながら、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう啓発しているところがございます。また、ひだまりにある高齢者福祉センター内に市民活動支援センターを設置しまして、市民活動団体へ、市の助成制度を初めとする情報の提供、それから情報交換の場の提供や、会議等で使用する機材、機器の貸し出しなどの支援を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 自治会の活動は、もちろんそれぞれ違いますけれども、地域における自治会の活動をしっかり支援していただきたい。また、各種団体に対しても、市民活動支援センターで市民の声をお聞きし、指導、調整を含めて団体が活動しやすいバックアップを要望したいと思います。

市民の皆さんと協働して、那珂市をよりよいまちにつくり変えていくこと。本当に大切な理念です。那珂市は、まだまだよいまちに変えていくことができると思います。那珂台地で平坦、災害が比較的少なく、水戸、ひたちなか、日立といった県庁所在地、商業、工業都市に隣接しているため、通勤、通学に非常に便利な立地です。農業も盛んで、工業団地も持ち、高速道路のインターチェンジもあり、物流を促進できる可能性もあります。日本のさくら

100選にも選ばれている静峰公園や古徳沼といった観光地や、多くの寺社仏閣、さらに額田城跡という歴史もある。以前から活発に活動している各種団体も多く、最近では灯籠でのまちづくりを目指すNPO「夢AKARI」や自然環境を大切にする「清水洞の上自然を守る会」、またまちづくりで総務大臣表彰を受け、各地から注目を浴びている「カミスガプロジェクト」や、先日のひな祭りを成功させた「那珂つるしびなの会」といった新しい市民活動団体も積極的に活動を広げています。

このように地域資源あふれる那珂市ですが、県内で見ますと、残念ながら、どうしてもいま見劣りがする。いま魅力を発揮し切れていない、そういう現状ではないでしょうか。私たちは、もっと地元那珂市を県内に、いや、もっと全国に誇れるような、そんな魅力あるまちにしていきたい。そしてそのまちを、私たちの子や孫の世代に引き渡し、喜んで受け継いでもらえるようにしていきたい。

しかし、一方で地方分権の推進によって、今は自治体間競争が激しくなっています。どこも、自分のまちを積極的に売り出すことに必死になっています。去年は一般質問で、そのPRの手法をさまざまに提案させていただきましたが、とにかく那珂市は何で売っていくか、何で生き残っていくのか、どんどん前向きにやっていかなければなりません。前例踏襲では生き残っていけないのではないかという危機感が、私にはあります。何か今までとは違うやり方をしていかなければなりません。このような大きな課題に真正面から取り組んでいくために、行政だけで進めていくわけにはいかないと思います。ここで5万6,000人の那珂市民の知恵と英知を結集して、いかに那珂市を売り出していくか、これからの将来像をともに語り合おうではありませんか。できるだけ多くの方々が議論できる場を設定して、市民討議会というものをやりませんか。老若男女、いろいろな分野の方が参加できて、市の方向性を議論し、市に提案できる会議体を仕掛けていただけませんか。どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

協働のまちづくりを推進するためには市民に参画していただき、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための事業を展開する市民会議のような組織づくりが必要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 必要だというふうな認識を頂戴いたしました。今、外の市町村では、このようにさまざまな市民が話し合って、市民が望む方向性を行政に提案しています。

例えば、水戸市は、昨年11月に市民が意見を出し合う水戸未来市民討議会を青年会議所と協働で開催しました。参加者は幅広く意見を募るため、住民記帳台帳から無作為抽出で二十歳以上の市民2,000名を対象に募集したところ、27名が参加して、二日間にわたって市民会館で、まちの魅力発信と地域活性化をテーマに議論されたとのこと。また、教育委員会

と青少年育成推進会議の主催によって、小学生から主婦まで幅広い世代が、水戸の将来像を提言する青少年サミットが毎年開催されています。昨年は約100名が参加して、発表会やグループ討論も行われたとのこと。

また、鉾田市では、昨年12月、中心市街地復興市民懇話会が、震災からの復興と活力再生に向けてという提言書を市長に提出しました。この懇話会は、商工会や区長など18名の委員で発足され、現地視察も含めて4回の会合を開いて提言書を取りまとめたそうです。神栖市でも昨年10月、市民討議会実行委員会が、市の魅力や地域のブランド力向上をテーマに開催した市民討議会の報告書を、市長に提出しました。この討議会は、無作為抽出で選ばれた38名が意見交換をして報告をまとめたとのこと。外にも同じような例が多数あります。市民と協働して、これからの市のあり方を議論していただく。それを生かして、積極的な政策を打ち出していくということが、今求められています。現在も同じような会議体は那珂市にもあるかもしれませんが、そこに若者の意見は入っていますか、女性の視点は生かされているでしょうか。これは今ある各分野における審議会とは趣旨が違います。今後の那珂市全体のあり方を老若男女で議論する場です。ぜひ仕掛けていただき、仕組みをつくっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

市民参加型のまちづくり組織の設置につきましては、先進自治体を参考にしながら場の仕組みづくりを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、一部の有識者だけの集まりを開くだけではなく、こういう市民全体の意見をぜひ取り上げていただきたいというふうに思うわけでございます。

また、この協働という意味では、このまちづくり推進基本条例第20条に、関係機関との連携というものも明記されております。ここには、大学との連携というものも想定されると思っております。私は過去の質問で、大学との官学連携をと訴えまして、平成20年に常磐大学と協定を締結していただきました。現在の大学との連携状況はどのようなものでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

現在、協働のまちづくりでの官学連携につきましては、常磐大学井上教授による「協働のまちづくり推進フォーラム」での基調講演や、「那珂市まちづくりリーダー養成講座」でのコーディネーター、そして「那珂市協働のまちづくり推進委員会」での委員長をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 大学との連携は、なにも教授だけとの連携とは限りませんね。せっかく協定を締結しているのですから、ぜひ若い大学生のお力もおかりしましょう。常磐大学では、いくつかのゼミがまちづくり施策を検討しています。ですから、そのような若い意見も、まちづくりに大いに生かせると思います。水戸市もそのような学生の意見を取り入れる、そういうやり方をとっています。もっと大学との連携も幅を広げていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

今後、那珂市の協働のまちづくりを研究テーマとし、官学で研究できるよう学生との連携を含めて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回、まちづくり推進基本条例の現状を検証して、さらに協働の体制を推進していただく方策を提言させていただきました。協働のまちづくりといいますと、最近では自治会制度のことばかりというイメージがありますが、本来には、もっと先があります。協働の仕組みを推し進めまして、今のまちづくり推進条例にとどまらず、自治基本条例にまで理念を高められるような改正を目指していただきたい。もっと市民の皆さんの無限のお力をおかりしましょう。そして、ともに那珂市をさらによいまちにしていきたいと思います。市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市は人情味あふれ、豊かな自然に恵まれたまちであります。自然と人間の知恵が織りなすことで育まれてきた文化や歴史は、日々の生活の中に思いやりや気遣いとして息づいてきたまちでもあります。

私のまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所として、また、子供たちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちにするためには、地域が一丸となって、相互に対等な立場で、同じ目線でお互いに連携しながら、主体的なまちづくりができることを目指しております。

高萩市に、私の友人でまちづくりの達人がおります。高萩市役所のプロパー職員で総務部長を務め、現在はリタイアをして歴史民俗資料館長をされている方です。彼は、生涯学習課長の時代に、松岡のお屋敷通り構想や、日本地図作成者の長久保赤水など先人の検証事業、あるいは附家老サミット、これは徳川御三家に幕府から配置された家老・中山備前守にちなんだ紀州尾張との交流事業であります。こうした市民を巻き込んだ、そして市外に発信できる事業を矢継ぎ早に実行しました。彼は広報を10年担当しましたが、そこで彼が取り組んだのが、一芸に秀でた方や活発な活動団体のリストづくりであります。私たちは、このリストを彼の名前を付して「サガワデータバンク」と呼んでおります。高萩市のまちづくりの原



動力になったのが、このリストでありました。

現在、広報担当者には、こうしたリストづくりと情報の収集を指示しておりますが、市民の皆様が保有する能力を顕在化させ發揮していただくことも、重要であり必要なことであると思っております。市民の皆様と手を携えて、ともに理想郷の実現に向け、今後は、第1次那珂市総合計画後期基本計画を着実に進め、協働のまちづくりを推進させ、一人ひとりが輝くまち、未来に夢が持てるまちを実現してまいります。遠藤議員と思いは同じでございます。引き続き、ご協力と有為なご提言をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 前向きな答弁だというふうに思っております。これで1番目の質問項目を終了したいと思いますところですが、最後に一言申し上げます。

市長、最後に有為な提言をお願いしますというふうにおっしゃられました。有為な提言、前向きな提言をと、よく市長の言葉からいろんな場面でお聞きをするわけでございますけれども、提案というのは、皆さん、よかれと思って提案をしているわけでございます。その内容によっては、市長にとっては耳触りのいいものもあるかもしれませんが、悪いものも、中には当然あるかもしれないということございまして、全部謙虚な気持ちで一旦全部受けると、お聞きするということが、為政者の態度として大事な事かなというふうに思っております。有為な提案をとわれますと、じゃ、耳触りの悪い話は聞きませんよみたいな、防衛線を張られているような気がしていつも大変ちょっと気になっているものですから、全部、まず一旦全部お受けする、お聞きをする。協働のまちづくりを進めるにあたっては、広聴ということも非常に大事でして、広く聞く、こういう腹が非常に大事ではないかなというふうに思っておりますので、そういった言葉が今後余り出ないようなことをお願いをいたしまして、今回の1項目の質問を終了いたします。

次に、第2番目の項目であります学童保育事業の充実について伺います。

学童保育事業は、保護者が仕事のため、うちにいない放課後に、小学校低学年、いわゆる1年生から3年生を預かる事業です。時代の変化に応じて、近年急速にニーズが増大し、那珂市も今や全ての小学校区に学童保育所が設置されております。私も少子化対策の一環として、13年前から全ての小学校区に学童保育所の設置をと訴え続けて、現在の状態にさせていただきました。しかし今は、設置するだけでは十分にニーズに対応し切れなくなってきております。場所によっては、需要が定員をオーバーしており、状況は年々厳しくなってきております。

お手元の資料2をごらんください。これは、市内における今年の2月1日現在での学童保育事業の状況です。これを見ますと、平成25年度入所見込みが定員をオーバーしているのは、まず額田が20名、菅谷が23名、菅谷西が10名、五台が12名と、4カ所です。また、その外を見ても、菅谷東、芳野もほとんど定員いっぱいです。まず、このようにオーバーしてしま

った施設に関しまして、市は要望していた保護者には、どのように対応されたのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 平成25年度の募集結果につきましては、菅谷と五台の学童でお預かりできる範囲を超えてしまい、それぞれ10名程度の方に、入所できない旨の通知をさせていただきました。

この方々は、小学1、2年生より比較的下校時間が遅い3年生のうちで、祖父母等に見てもらえる方、保護者の勤務時間が早く終る方について、保育に欠ける程度が少ないということで判断しまして、直接説明するとともに、お会いできない方には電話でお話しした上で、入所できない旨の通知をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、実際に定員をオーバーしたのは、菅谷と五台ということですね。しかし、本当に厳しい状況です。今年は3年生になる児童も預かることができなくなってしまいました。私も今まで市民の方から、4年生になっても預かっていただけませんかという声も、たびたびお聞きしていました。そのときは、学童は基本的には1年生から3年生までの施設なので、なにとぞご了承くださいという話をするしかなかったのですが、今年は、なんとその3年生までも入れなくなってしまった。これからは、今までと違った根本的な対策を考えるしかないのではありませんか。

そこで、まず言われているように、小学校に通っている児童のためですから、学校にしている教室があれば、そこで預かっていただく、こういうことが考えられると思いますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在、那珂市の小学校の空き教室ということでございますが、現在小学校では、35人学級というものを実施しております。それと、特別支援学級というものも設置しております、現在のところ、小学校においては空き教室がないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 少子化、少子化ということで、子供が減っている状況なんです、今の答弁によると、特別支援学級のこともあるということで空き教室がないという答弁でございまして、なかなか難しいなというふうに思います。ただ、学校の教室で預かれないとなれば、やはり現状の施設で対応していかざるを得ないということではないでしょうか。那珂市は校舎と別棟で学童保育施設を建設しているところが多いです。これは実は県内でも結構珍しくて、県内でも先進地だといわれております。この施設を、ぜひ増築していただきまして定員をふやしていただくことも、現実的に考えなければならないのではないのでしょうか。

少子化傾向にありながら、この学童のニーズは近年ふえ続ける一方です。まずは目の前の現状に対応するためにも、施設の増築をと考えますが、どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 今回、入所できない方が出てしまったのは菅谷学童と五台学童でございますけれども、菅谷学童の施設につきましては、小学校の空き校舎を地区のまちづくり委員会と共同で使用してございます。校舎の配置や駐車場等を考えますと増築は難しいのではないかと考えております。

また、五台の学童施設でございますが、増築が可能と考えております。小学校の校庭を使用していることもありまして、今後、学校や教育委員会などと、あるいは関係部署と十分協議して検討していくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長、ぜひ増築、検討していただきたい。これが可能になれば、まず現在入りたいという児童が入所できることとなります。また、今後は国の指針によりまして、学童保育施設は3年生までの入所ではなく、6年生まで入所させる施設になるということのようです。それだけ、国も小学生の放課後における保育環境を重視しているあらわれなのだと思います。ですから、これから市も学童保育事業に対する認識を変えていただき、さらに重視していただきたい。これから6年生までとなると、現状の施設はどうしますか、これで本当に足りるんですか、もう増築で対応するしかないのではないのでしょうか。

私も先日改めて、この2カ所を拝見してきましたけれども、菅谷学童に関しては、学童施設と校舎の間にあいているスペースがあります。ここに増築を検討できるのではないかと思います。また、五台学童に関しては十分敷地内にスペースがありますから、前向きに協議していただきたいというふうに思います。再度、答弁を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、国の指針におきましては、平成27年度から6年生まで対象とするという方針が出ておりますので、そういったことを考えますと、一人の方も漏れなく学童に入れますように、今後、関係部署、あるいは関係機関とも協議しまして、十分に検討してまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） お願いをいたします。

本来は、そのような形で、公設で対処するということが大事だというふうに思います。しかし、それでも待つてはくれない、時間が待つてはくれないという状況もあろうかと思えます。ですから、もし公設だけでは十分に対応できないということであれば、民間の力もおか

りしていくということも考えなければならないのではないかと思います。全国学童保育連絡協議会の統計によりますと、公的な施設が当然一番多いんですけども、それ以外に、社会福祉法人や私立保育園の施設内で保育しているところが全体の7%、保護者が借りたアパートや借家なども全体の7%を占めています。その外、自治会集会所などで4%となっておりまして、各地で工夫して、放課後児童の預かり場所を懸命に模索している状況がうかがえます。

那珂市でも、このように公設で賄えない需要を民間で受け入れていただける団体や場所を模索する必要があると考えます。現在、那珂市内において民間で学童保育をしている団体はありますか。また、こちらとは、現在どのような連携状況になっていますか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 市内の民間学童施設でございますが、現在、10人以下の児童を預かっている民間の学童保育所は、額田と瓜連にそれぞれ1カ所ございます。また、小規模なものが菅谷に1カ所ございます。この方々との連携ということでございますが、市の子育てガイドブックに掲載し、窓口等に案内のチラシを置いておりますが、特に連携ということではございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 現在、市内でも3カ所預かっているということですが。こういったところにも、さらにご協力をいただくということも必要になってくるかと思えます。

また、就学前の保育所待機児童問題に関しましては、保育ママ制度というものがあります。これは那珂市でも実施をしていました。これと同じような制度を、この学童保育でも実施できませんか。子育てが一段落した方々に、自宅で放課後の面倒を見ていただくのです。もちろん、それなりの場所的要件、人的要件は必要だと思いますし、募集や運営、管理も行政が絡みますので、しっかりした制度にしていく必要があります。しかし、保育ママは保育士の資格がなければなりません。この学童保育に関しては、必ずしもそのような要件はありませんので、保育ママ制度よりは柔軟に対応できるのではないかと考えます。このような手法を使ってでも、放課後、児童を安全に保育していただく環境をつくっていただきたいと思います。どうですか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） これまで、学童につきましては、ほぼ希望どおりに学童保育所の利用ができておりましたので、日常的に親族以外の方に、個人の方に見ていただくということは想定してございませんでした。また、急な用務で一時的にお子様を預けたいといった場合にご利用できる、那珂ファミリーサポートセンターがございます。これは社会福祉協議会が市の委託事業として実施しているものでございますが、自宅またはボランティア宅でお預かりすることができるようになってございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回の想定していなかったというのは、今まではそれで対応できていたからなんだというふうに思うんです。ただ、これからもうそういう状況ではなくなってくる、6年生まで預からなくてはならない状況になってくるということになると、新しい対応を模索していかなければならないんじゃないですか。

今、お話しされたファミリーサポートセンターでございますが、これはあくまで単発的なものです。継続して保育を行っていく学童にはなじまない。意味合いが違います。ですから、ぜひ新たな仕組みを検討していただきたい。

また、個人の方だけではなくて、スペースがあれば、事業所の方々から、この保育事業に参加していただけたところも出てくるかもしれません。市から一定の条件を提示して、公募して、協力者を探すということもできると考えます。このような制度をつくったらいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） お答えします。

安全面ですとか、利便性、こういったことを考えますと、当市におきましては、まず学童保育所の整備が必要ではないかと考えております。今後、現在の学童保育所の増築、民間学童保育所利用の推進や、議員ご指摘のような形態も含め、さまざまな方法を検討し、希望する方がすべて安心してお子様を預けることができるよう、体制の整備を進めてまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） まさに今のご答弁のとおりだと思います。まずは、学童保育所の整備が最優先だというふうに思います。ですから、まずは現在の施設の増築を検討していただきたい。

そして、それと同時進行で民間の活用という仕組みも考えていただくことによって、ぜひ子育て世代をバックアップしていただきたい。この学童保育に関しましては、改善するために取り組まなければならないこと、まだありますけれども、今回は、まず入所希望者が入所できる体制について取り上げます。少子化対策は、国の根幹にかかわる大事業です。那珂市は立地的に恵まれていますけれども、それに甘えることなく、子育てをするなら那珂市でという安心体制をつくり上げて、内外に大いにPRできる制度にしていきたいと思いますと訴えまして、この項を終了いたします。

最後に、防災体制の推進について伺います。

防災につきましては、昨年も第1回、そして第4回定例会で取り上げまして、大震災時の検証と、再びへの備えの重要性をさまざまに訴えてきました。本当に災害は、いつまたやっ

て来るかわかりません。震災から、あと五日で丸2年です。前回の質問で、市長自身の危機管理意識が薄れてきていないかと問いかけました。といたしますのも、市の取り組みとして成果が得られてきたと答弁されていましたが、それは一部であって、まだまだ取り組むべきことはこれからというのが多いと指摘をいたしました。

例えば、前回の状況では、拠点避難所につくると言っている防災井戸は、まだ掘られていない。ハザードマップの見直しもまだできていないし、自主防災組織の結成状況は、まだ3割程度で、その横の連携もとれていない。携帯電話の一斉配信システムは、まだ使ったことがないので、実際にはどうなるかわからない。災害時、要援護者名簿は、震災時には実際に使えなかった。市職員の行動マニュアルもまだできていないし、防災訓練では、一番大きな避難所である中央公民館や二次避難所の核となるべき小中学校の参加はなかったので、震災が起きたときの、これら避難所の運営は、適切に行われるか非常に不安である。こういった状況で、私たち那珂市民は本当に安心して生活できますかと重ねてたざしたところ、市長は、しっかりと対応してまいります、お任せいただきたいと思っておりますと答弁されました。また、市民を守ると約束しているのに、市民をないがしろにすることは絶対ありません、危機管理体制を完璧なものにするということで今取り組んでいるので、どうぞ安心をいただきたいとも答弁されました。最高責任者である市長から、このような答弁をいただきましたので、私は当日、それ以上の質問をやめたわけでございます。ただ、私も一言最後に申し上げました。震災から2年たってしまいます。明日、またあるかわからないんですよ。ですから、それくらいの危機感を持って、また、そういうふうな体制をつくってスピード感を持ってやっていただきたい。それが12月7日の午前中のことでした。

そして、その夕方5時過ぎに、また、あの大きな地震が起きたんです。皆さんも思い出していただきたいんですが、あのときは、本当に久しぶりに地震予防の携帯電話が鳴りました。そして久しぶりに、かなり大きな揺れが来ました。それから案の定、携帯電話が使えなくなりました。テレビをつければ、ほとんどの局が報道特集に切りかわっていて、津波を警戒して、さんざん逃げろ、逃げろと呼びかけていました。あのとき皆さん、やはり3・11を思い出されたことと思います。私も、これはまたえらいことになったと思ひまして、安否確認のため、市内を車で走り回りました。津波の影響から来る久慈川や那珂川の遡上も怖かったし、まだ余震が続くかもしれない。また心配だったのは、実際にあれは震度4だったということですが、震度4でも、あの東日本大震災のときに被害を受けてグラグラになっている塀とか壁、これが、これで崩れ出していないか。あの時間帯も、帰宅ラッシュの時間帯だったので、道路にでも散乱していたら、事故やけがの原因になってしまうのではないかと。市長が言っていた防災井戸も災害時要援護者支援体制も間に合わなかったという思いでした。しかし、幸いなことに、そのような事故を見かけることなく、地元に戻ることができました。

まずは一安心。でも、外の地域では大丈夫だったろうかと思っていたところ、防災無線が入りました。内容は、市内から採取した水から放射能は検出されなかったという、いつもの

放送。私はそのとき、たまたま地元の集会所で数人と会議をしていましたが、皆さん、なんだあれば、という反応でした。もっと伝えるべきことがあるだろうと、気の抜けたような、なんと緊張感のない放送かと。また、私もそれから同じようなお叱りの電話、呆れたという電話を相次いでいただきました。これはいけない、こんなことでは、市民の皆さんに申しわけない。根本的に意識を変えていただかないと、那珂市で再びの災害があっても守っていただけない、そう感じました。そしてまた、ちょうどその日の一般質問で、市長から先ほどのようなご答弁をいただいた直後のことでしたので、一体どうしたものかと迷いましたが、この日の市民の皆さんの気持ちは、やはり代弁しないといけないと感じましたので、今回、質問項目に上げさせていただきます。

まず、あの地震直後、市もさまざまに対応をとられたことと思いますが、その内容について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 危機管理監。

○危機管理監（城宝信保君） お答え申し上げます。

まず、防災課の当日の対応でございますけれども、地震発生と同時に情報収集のために、まずテレビをつけまして、また市庁舎に設置しております震度計により那珂市の震度の確認を行いました。

市役所の震度は、議員、先ほどおっしゃられたとおり、表示は震度3.7ということで、震度的には4ということになっております。震度4ですと、うちのほうの規定上は、原則といたしまして、防災課や消防本部等限られた部署での対応ということになってございます。ところが防災課から各部が所管する施設等の状況の確認をするということで、市長から指示を受けました。そこで、各部のほうに防災課のほうから、各部が所管する施設の状況等につきまして確認するよう指示をしたところでございます。結果といたしましては、各部の施設につきましては異常は認められませんでしたので、それぞれの部において職員を帰宅させるということになってございます。

また、原子力施設を持ってございます。その施設につきましては、施設所在地が震度4ということ計測した場合には点検を行うことになってございまして、その点検の結果につきまして、市町村等に報告が来るといような形態になってございます。その結果につきまして、防災課が報告を受けておるということでございます。

そういったすべてのことにつきまして異常がないことを確認した後、防災課としての災害対応を解除したということでございます。

また、各部の行いました主な作業といたしましては、企画部につきましては電算機器の異常の確認、総務部につきましては庁舎の異常の確認、市民生活部はコミセン、聖苑、環境センター、衛生センターの確認、保健福祉部は保育所、学童保育施設の確認、産業部はしどりの湯、芳野直売所の確認、建設部は、議員も行ったということですが、市内の道路等の現状の確認、以上の確認を行ってございます。それと、上下水道につきましては、浄水場と配水

場の異常の確認と漏水の有無等につきまして確認と、公共・農業集落排水下水道施設の確認を行ってございます。議会事務局につきましては議会棟の異常確認、消防本部は市内一円、これが一番大きな部分なんですけれども、各班、5班編成でしたか、つくりまして、市内循環を確認したということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） もうちょっと大きい声で、マイクを使って答弁を願います。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そのとおりでございます。もう少し大きな声でお願いいたします。

では次に、なぜあの緊迫した緊急事態において、あのような間の抜けた防災無線が流れてしまったのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 危機管理監。

○危機管理監（城宝信保君） なぜ、あのような放送が流れたかというご質問でございますが、これにつきましては、水道水の検査結果の放送を流したんですけれども、その手順につきまして、ご説明申し上げます。

通常、毎週金曜日、朝一番に水道課が水道水を採取しまして、それを放射能測定を那珂核融合研究所で行っていただいております。この検査結果は、午後2時過ぎぐらいに那珂研から水道課のほうに連絡をいただき、その連絡を受け、水道課は防災課のほうへ、その検査結果を報告するということになってございます。そして防災課といたしましては、報告を受けました検査結果に異常がない場合は、その旨を録音したテープを午後6時30分に放送するようセットするという手順になってございます。地震がありました12月7日も金曜日ということでしたので、同様の作業を行っておったということでございます。

そのとき、通常の業務終了間際、17時18分に地震が発生しまして、先ほど申し上げましたように各課、各部の対応、防災課の対応ということになったところでございますけれども、このときに水道水の放送をセットしてあるということを忘れていたということが原因でございまして、ご迷惑をおかけしましたこととおわび申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 現場としては対応に追われていたということで、混乱していたということもあったんでしょう。または結果として流れてしまった。これは多くの市民が不安に感じたでしょうし、場合によっては行政の不信感をあおってしまったかもしれないですね。この防災無線に関する見解というのを伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 危機管理監。

○危機管理監（城宝信保君） お答え申し上げます。

水道水の放送につきましては、今申し上げたとおり、勤務時間後となります午後6時30分に放送するというようにしておりますので、人件費をかけずに今後とも行っていくということに対しては、今後とも、このセットして行うという方法でやらざるを得ないということな



ので、今後も、今行ってしまったような、出てしまうというような危惧はございます。

しかし、今回の反省点を踏まえまして、たとえこのような放送が流れてしまったということがあったとしても、市民に対して不安の解消ができるような、例えば今回の場合でしたら、地震に対する放送などもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ただいま危機管理監から答弁をいただきました。また、市の最高責任者は市長であります。市長からも、この防災無線に関する見解というものを伺いたします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 通告がありませんので、準備したものを読ませていただきます。

時系列的にお話し申し上げます。12月7日金曜日の件ですけれども、この日は、先ほどおっしゃったように、遠藤議員外6人の議員の方が一般質問のあった日でありました。また、この期間中は衆議院の選挙中であり、当時、梶山弘志代議士の演説会が公民館で予定されていたと記憶しております。この水道水の検査につきましては、毎週金曜日午後6時30分に結果を放送するというので、市民の皆様にご告知をしております。地震が発生したのは、午後5時18分、震源は三陸沖でマグネチュード7.3、那珂市の震度は4でございます。

その後、防災課が直ちに警戒態勢に入り、消防本部と連携をとりながら、先ほど危機管理監からお話があったと思うんですけれども、哨戒活動や情報の収集にあたりました。その後、午後5時30分に2番目の地震があったんです。これは遠藤議員、ご存じかどうかわかりませんが、震源は同じく三陸沖で、マグネチュードが6.3、那珂市の震度は1でした。私はさらに大きな地震の襲来も予測をしたところでもありますけれども、哨戒活動、哨戒といいますが巡回しまして、道路とか河川を見回る活動でございますが、異常なく、被害状況の報告もありませんでした。東海第二原子力発電所も、しばらくして異常なしという報告があり、警戒態勢の解除を指示したところがございます。職員も私も市役所を出たのは、午後9時40分というふうに記録されております。

先ほども申し上げましたけれども、自動的に放送が流れることから、地震と重なり、タイミングが悪かったということなんです。要らぬご心配をおかけしたということになります。こうした、ちょっと状況にそぐわない放送をすることがないように、今後は工夫を重ねて、市民の方々へ安心を提供できる体制に努めていきたいというふうに思っております。

やはり行政は、市民の皆さんに安心していただくことが第一というふうに思っておりますので、職員には、悲観的に想定して楽観的に備えよということで、備えを万全にしようということです。したがって、今回この放送の部分については、確かに市民の皆さんの気分をちょっと紛らわせたという部分がありますけれども、外の備えについては万全にやっておりますのでご安心をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） インターネットでも中継されておりますので、皆さんもこういう答弁を聞いて、いい機会かと思いますが、まずはおわびから入るのが筋ではないかと。市民の皆さんに大変にご不安をおかけした、そういう声が多い。これはまず大変申しわけないというのが、まずは、市長ですから、市長の見解をお伺いしておりますので、通告はしております。市長にも、こういったことを聞くというのをちゃんと話をしておりますし、やっていたくしかないと思うんですよね。

万全に対応されたというような話を今されていましたが、例えば、あの日の地震の後で、隣の常陸太田市では、久慈川沿いで市の広報車が防災無線で注意を呼びかける放送をしていました。私は直接聞きましたから間違いございません。しかし、那珂市側では、市民に対して何も呼びかけはありませんでした。また水戸市では、市民の携帯電話に一斉送信された津波警戒情報が入ったそうです。ここも那珂川を隔てて隣ですよ。隣接なのに、太田にしても水戸にしても、市が違うだけで体制がこうも違うのかなと本当に残念だし、私としては歯がゆい思いです。それは体制の違いもあるということでしょうけれども、まずは危機意識の違いなのではなのかなというふうに感じます。危機意識の薄れがあるのではないかと前回もお話をいたしました。しっかりと、この防災無線が流れないようにすることもそうだけでも、本当はその後の対応が重要だったんじゃないのかなと思うんです。

例えば、いろいろあのとき不安を感じていた市民が多かったと思うんです。ですから、先ほど答弁されたように、いろんな箇所を回ったんですよ、市も確認をした。だったら、その結果、大丈夫ですよと、心配要りませんよと、安心してください、ただ、余震はまだあるかもしれないので気をつけてくださいねと、これくらいの放送がなんで流せなかったんですか。市民を第一に考えるんですしたらですよ。そこが、任せられるのかなという私の不安もあるし、そういうふうにおっしゃっている市民の方も多かったんです。ですから、それはまず真摯に反省はすべきだと思います。そして、それをどういうふうにして体制をまたつくっていくか。再度答弁を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） そういう放送をしたほうが良いということであればちゃんとした安心をそうやる検討をさせていただきますけれども、反対に、そういったことを流すことによって、市民の方が動揺するということもありますので、震度4ではほとんどないんです。そして内陸部だ。確かに四堰地域なんかでは巨大な津波が来れば、そういう心配もある。今回、茨城県で常陸沖で13メートルの津波、最大の想定をしていますよね。その津波の襲来があると、四堰地域なんかについては、堤防があるので、堤防が決壊しない限り大丈夫かなというふうには思っていますけれども、だから、そういった常陸太田の事例とか水戸の事例があったと思うんですけれども、むしろ私の口から申し上げるのもあれだけれども、常陸太田、そ

れから水戸よりも、うちの体制は同じ、一緒だと思いますよ。これは調べてください、どこが違うのか。防災、いわゆる民間の井戸ですね、あれを借りる事業なんかも、うちのほうが早かったですし、その辺ちゃんと評価していただければ、行政のほうとしてもありがたいと思うんです。職員も一生懸命やっております。事象があれば、特に東海で震度4になると、こちらが2でも1でも職員は出てきて張りつくんですよ。というのは、あそこに原子力発電所があるから。震度4で東海があった場合は張りつく。それで原発から情報が来ますね、異常なしという、この異常なしというときまで帰れないんですよ、彼らは。だから本当に夜の10時に来て3時間から4時間かかるんです、その異常なしの情報が来るのがね。それまで職員が待機して、私ももちろん出てくることもありますし、大体ほとんど出てきているんだけど、本当に夜中の2時、3時、そこまで対応しておりますので、そこはやはり理解していただきたいというふうに思います。ですから、決してうちの危機管理体制が脆弱だということではありませんので。

○議長（福田耕四郎君） 時間が参りました。

以上で、通行1番、遠藤 実議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時15分再開といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

---

◇ 石 川 利 秋 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、一般質問を行います。

通告2番、石川利秋議員。

質問事項 1. 道路行政について。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、道路行政についてお伺いをいたします。

まず最初に、質問要旨1番の菅谷ふれあい街道（都市計画道路上菅谷下菅谷線）についてお伺いをいたします。

ここで、資料1と2をごらんください。

当時、町は平成3年に菅谷ふれあい街道の整備について、起点は孫目線のひばりが丘から、終点は下菅谷停車場線までの総延長2,450メートルを整備すると。さらに県事業として、ひばりが丘から湊街道入り口の網野歯科まで約1,600メートルを、また、町事業として、網野歯科からかわねやまでの約300メートルを、さらに下菅谷土地区画整理事業によりまして、かわねやから下菅谷駅停車場線までの約550メートルを整備すると説明されました。

しかし、県事業の約1,600メートル及び町事業の300メートル、計約1,900メートルの用地買収費や移転補償費を含めると、1メートル当たりの事業費が約600万円ですので、かわねやまでの総事業費が約114億円になります。このような観点から、平成10年3月議会において、町事業についてはグレードを落とすなど、事業費を極力抑えることを提言いたしましたが、都市計画課長は、当然同じ路線なので同じ整備をすると答弁されております。

そこで私は、高額な事業費でどれだけの活性化が図れるのか、上菅谷駅口から旧役場跡まで約600メートルについて調査したところ、用地買収に伴って店舗等が逆に減少しているのに驚き、平成12年3月議会において、店舗等の減少状況についてただしたところ、都市計画課長が、600メートルの区間について商店が当初28店舗あったが、事業に伴って10店舗減少し18店になり、また、事業所については41事業所が25事業所となり、約4割ぐらいが減少したと答弁されております。

そこで、活性化を図る手だてと今後の取り組みについてただしたところ、課長は、沿線の地主や商工会などと協議しながら、可能な限り活性化に努めたいと答弁されておりました。また、平成5年12月3日に菅谷ふれあい街道整備促進協議会が設立され、平成8年3月までに協議会を5回開催されております。しかし、その後4年間開催されておられません。そこで、促進協議会の会場で、助役に今後の取り組みについて伺ったところ、早急に整備促進協議会を開催して、整備水準とか活性化及び景観面について、具体的に協議してまいりたいと答弁されております。そこで、平成18年6月議会において協議内容等をただしたところ、商店経営者や沿線の地主や商工会などの協議の件については、商店経営者の高齢化や後継者不足などで事務所の協力を得るのが非常に難しいと判断し、商工会との会議等は持っていないと。さらに整備促進協議会の再開についても、景観に関する協定など、地権者の同意を得るのが難しいとの判断で断念したと、建設部長が答弁をしております。部長が代れば答弁も変わるということでは困ります。市は、目標を達成するためのスケジュールと、実行性のある追加策を早急に検討し、市民の理解を得る努力が大切だと思いますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

事業着手時期には、協議会において、整備促進と活性化等について協議されてきましたが、事業が進むにつれて、議員ご指摘のように、商店経営者の高齢化と後継者不足等の問題によ

り、商店及び事業所が減少してまいりました。このような中で、上下線整備単体での活性化を図ることではなく、上菅谷停車場線、上宿大木内線、原前杉原線等の整備完了によりまして、回遊性のある街並みが整えられつつあることから、これらが一体となって商業店舗、事業所等の土地利用が図られ、地域の活性化に今後つながっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） また、平成15年3月議会において、菅谷ふれあい街道の整備は単に新しい道路をつくるだけでなく、往年のにぎわいを取り戻し、地域の核となるようなまちづくりをすると示されているが、現状は、新しい道路をつくるだけに終わってしまい、活性化が図れないのではないかとただしたところ、建設部長は、経済効果や整備効果は難しい問題はあるが、駅前開発とあわせて今後はみはるべき発展があるように推測していると答弁されておりました。

それでは、ここで伺います。駅前開発もほぼ完了しました。経済効果、整備効果等みはるべき発展があったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えします。

上菅谷駅前地区の事業は、駅舎及び公衆トイレの改修及び一部の移転を除きまして、事業完了に向けて協力が得られるよう進めております。また、駅前には更地となっているところもありますけれども、隣接する都市計画道路や宮の池公園等の一体的な整備効果のあらわれといたしまして、にぎわいを彩るイベントが開催されたり、上菅谷停車場線沿いには、子供用品を扱う大型商業店舗が入り込んできており、徐々にではありますけれども、商業店舗や事業所等での土地利用がなされ、整備効果があらわれるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、次に、かわねやから下菅谷までの事業について伺います。

本来ならば、道路線は、下菅谷土地区画整備事業によって平成14年3月31日までに完了する計画でしたが、区画整理事業が頓挫し、現在は下菅谷地区まちづくり事業によって整備する計画であります。

ここで、資料3をごらんください。

菅谷ふれあい街道の整備計画によると、下菅谷駅前はサブコアとして、本市の副次的な交通拠点として新たに駅前広場を整備し、駅周辺地区に商業機能の集積を図る計画であります。そこで、早急な整備が求められておりますが、今後の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えします。

以前の下菅谷土地区画整理事業地内におきましては、上菅谷・下菅谷線の整備について、土地区画整理事業で整備していくというふうになっておりましたが、現在は組合解散、区画整理事業の廃止に伴いまして、一般の街路事業として考えております。上菅谷・下菅谷線の整備につきましては、現在県事業で1工区、2工区事業を進めておりますが、上菅谷駅入り口から中菅谷駅入り口まで、26年度完了を目指して事業中でございます。今後の整備につきましては、県事業の南下する進捗に合せまして、市の事業として下菅谷地内、取り組むこととなりますけれども、これは県事業の進捗の状況によりまして進めますので、整備時期というのは、かなり先になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 菅谷ふれあい街道については、当時の那珂町総合計画から、今定例会において報告された第1次那珂市総合計画後期においても、魅力あるまちづくりを創出するふれあい街道として、上菅谷・下菅谷線の早期整備促進を図りますと一環して述べております。また、那珂市都市計画マスタープランにおいても、市街化区域内の都市機能の強化と連携ということで、ただいま部長が述べられたように、国道349号沿線とふれあい街道上菅谷下菅谷線の調和のとれたにぎわい創出を目指すため、整備を進めると示されております。ただいまの答弁によると、那珂市総合計画やマスタープラン等が、絵に描いた餅としか思えません。市政に求められているのは、明確な理念と、具体的で責任ある施策であります。

次に、未登記道路整備事業の進捗及び今後の整備計画について伺います。

未登記道路については、平成22年2月の全員協議会における報告によると、旧瓜連町において道路改良により拡幅された市道において、道路敷地の分筆や所有権移転登記等の事務処理が行われず、個人名義のままで残る箇所が183筆確認され、このうち処理可能と判断された82筆について、平成22年度から24年度までの3カ年で未登記整理事業として処理することによって、3カ年の委託費1,200万円を計上しておりましたが、資料によりますと、744万4,500円と低額になった件については評価いたします。

また、職員の人件費については、従来 of 職務の中で行い、旧瓜連町の職員の管理職による推進を積極的に行うと報告されております。しかし、資料によりますと、委託費とは別に人件費が計上されております。人件費については、建設部7名について計上されておりますが、金額等については述べません。推進員15名の人件費は、これには含まれておりません。推進員15名については、旧瓜連町の職員で、現在グループ長以上の管理職員で、無報酬と聞いておりますが間違いはないか。また、推進員の整理事業への取り組み状況等についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 議員ご指摘のとおり、無報酬で間違いございません。推進員につきましては、旧瓜連町職員の管理職15名で構成されておまして、勤務時間外を利用して地

権者への事情説明などの交渉業務を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、整理事業の進捗状況について伺います。

24年11月現在の事業進捗状況は、未登記処理対象筆数が82筆、登記済み筆数が67筆、登記準備筆数が12筆、処理困難と判断される筆数が3筆と報告されております。それでは、平成25年1月末現在の整理事業等の進捗状況等について伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

登記済み件数が75筆、登記申請準備中が4筆、直ちに処理することが困難な筆数が3筆でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 処理困難と判断される箇所が104筆残されていることから、平成25年度以降も引き続き整理事業処理を進めるとのことですが、担当課によると、今年度は3筆の整理事業を行い、調査業務委託費は100万円を計上することとございます。なぜ104筆残されているにもかかわらず3筆なのか。また、先送りすればするほど、相続や境界不同意等で処理困難となる。その結果、処理困難筆数が増加し、さらに整理事業費も膨大となると思われま。そこで、104筆の整理事業処理費及び事業処理年数等について、どの程度と想定しているのか、伺いをいたします。また、早期処理が求められておりますが、あわせて伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

処理困難案件の業務内容につきましては、相続手続や境界立ち会い、地図訂正等と多岐にわたることが想定されております。予想のつかない事案が多く存在することが考えられます。このため、来年度は調査を重点的に進めまして、困難案件の原因や内容を明らかにしたいというふうに考えております。来年度は初年度ということもありまして、3筆程度処理件数を想定しまして、100万円ということで予算を計上させていただきます。

測量等の全体事業費につきましては、困難案件の調査を実施した上で精査させていただきたいと考えております。

事業の期間につきましては、困難案件の業務内容や仕事量等を正確に現在把握できませんので、調査が完了した時点で明確にお示しすることが可能になるかなというふうに考えております。議員ご指摘のとおり、先送りすればするほど処理が困難になるということが想定されますので、担当職員並びに推進員が一丸となって、早急に処理できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 旧瓜連町は、合併前の平成14年度から16年度ごろに700筆余りの未登記の処理をしております。ゆえに、処理が済んだと思い込んだ職員が多かったと報告されました。ということは、一部の職員は未登記について承知していたにもかかわらず、合併時に報告せず、合併から5年間放置するなど、市の対応のあり方が問われております。そこで市長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

この未登記の問題は、行政としてはあってはならない、まことに恥ずかしい、重大な事案でございます。私としては大変困惑しているところでもございます。今まで災害復旧に全力を投入したために作業が遅延しましたが、25年度から速やかに1筆ごとの詳細な台帳をつくる作業に着手し、粛々と全力で解消の作業を進めていきたいというふうに考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 早期の整理をお願いしたいというふうに思っております。

次に、旧国道349号線の並木敷を有効活用した歩道整備について伺います。

文科省、国交省、警察庁などが、京都府亀岡市で小学生ら10人が死傷した事故を受け、全国の公立小学校の通学路について緊急点検した結果、通学路の危険箇所が7万4,483カ所で、安全対策が必要だと判明した、そのうち約2万3,000カ所については、11月月末に歩道の整備等の対応がとられております。

このような中、本市においても、全額国補助である防災安全交付事業である通学路の安全対策として、木崎小学校及び菅谷西小学校の歩道整備に2,500万円。また、小中学校の路側帯カラー化や舗装補修費等、総額約2億4,290万円の要望書を提出されたことについては、評価をいたします。しかし、旧国道349号線の並木敷を有効活用した歩道整備については、23年9月議会に提言しましたが、今回の防災安全交付事業への要望には入っておりません。

それでは、資料4をごらんください。

平成23年9月議会において、旧国道の県道である並木敷の有効活用について質問をいたしました。これらの県道及び市道においては通勤者や通学の学生等が多く、朝夕通勤の車が多いため、死亡事故等も発生するなど危険が生じておりますので、市道における並木敷を有効活用して歩道整備を図るなど、事故防止対策を講じるべきではないかと思いますが、いかなものかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。



下菅谷駅や那珂一中周辺の道路であるということから、歩道の整備は必要であると考えております。事業実施に向けましては、並木敷の財産所管、官民境界、補償物件等の事前調査等が必要となることから、県の大宮土木事務所と調整を図りながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 並木敷財産の所在確認や官民境界の確認などで、かなりの時間を要するとのことですが、市道として認定したのは平成6年9月13日であります。約20年が経過しております。答弁は求めませんが、本来ならば、認定時に協定書等で確認すべきであります。私も現地を確認してまいりましたが、境界杭は10本以上入っております。昨年度の議会で質問し、また、今議会で質問させていただきました歩行者の利用状況等を考慮していただき、また、並木敷という活用すべき用地もあろうかと思っております。県に働きかけをお願いするとともに、市道での歩道整備の要望をいたしまして、次にゾーン30の取り組みについてお伺いをいたします。

住宅密集地での歩行者や自転車の交通事故を防ぐため、県警は特定の区域内の最高速度を時速30キロに制限するゾーン30の運用を結城市で始めております。県内では、今年度、水戸、ひたちなか、日立市など10カ所を指定し、2016年度までに61カ所の指定を目指すとしております。そこで、本市においてもゾーン30の指定箇所はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） ゾーン30の指定につきましては、那珂警察署に問い合わせをいたしましたところ、人口集中地区が設定条件になるということであり、本市の指定はないというふうな回答を得ております。ちなみに、人口集中地区というのはD I D地区ということで、1平方メートルあたり4,000人居住しているというのが条件でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、歩行者や自転車等の安全確保という点で、ゾーン指定以外の対応策があるとすれば、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 住宅密集地や学校周辺の道路において30キロ制限をすることにより、歩行者の安全を確保している路線もあるとのことですので、路線ごとに、自治会、学校、警察署等と調整を図りながら、今後対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 現在、歩行者や自転車等の事故が多発し、これらの安全確保が望ま

れております。今後とも歩道の整備等に最善を尽くすことを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、石川利秋議員の質問を終わります。

---

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き、一般質問を行います。

通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 副市長の職務と那珂市にける思いについて、2. 小中一貫教育について、3. 環境学習の推進について、4. 公金の管理運用について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を、住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするために質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、副市長の職務と那珂市における思いについてでございます。前回の定例会では、市民が安心して夢を持って年を越せるようにということで、市長のビジョンをお伺いしましたので、今回は松崎副市長の思いをお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、基本的なことでございますが、副市長の職務が、地方自治法上どのように規定されているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） 古川議員の質問にお答えいたします。

地方自治法における副市長の職務について、ご質問いただきました。

副市長の職務は、地方自治法上、市長を補佐し、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するものとされております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 副市長の職務は、大きく分けて2つ。市長の補佐と職員の監督ということでもあります。

簡単に申しますと、前者はナンバー2として、そして後者は、事務方のトップとしてと考えられるかと思っております。どちらも重要な職務ではございますけれども、私は副市長には、特

にその後者の部分、つまり事務方のトップという、そういう意識を強く持っていただきたいと思っております。副市長は、その点をどのように考え、具体的にどういう監督をされているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） 私が職員の監督という点で副市長として心がけておりますことは、まず海野市長が市政運営の基本方針としております、行政は地域最大のサービス産業だという考えをすべての職員が共有するよう、意識改革を図っていくこととございます。

申し上げるまでもなく、市政の運営というのはトップの市長でございまして、那珂市におきましても、海野市長のリーダーシップのもと、市議会並びに市民の皆様のご理解、ご協力を得て、さまざまな施策を推進しているところでございます。

しかし、その施策推進にあたりましては、一人ひとりの職員が市民の皆様の意向を的確に把握しますとともに、リーダーである市長の目指す方向性というものを正確に、かつスピード感を持って理解していかなければならないと思います。

このような中で、副市長に課せられた職務というのは、市長が目指す施策の方向性やその狙い、例えば、市長がどうしてそのような判断をするのか、どういう意図のもとに、その指示を行うのか、といったものを職員に正確に理解してもらうよう指導・助言するとともに、職員一人ひとりが、その能力が十分に発揮できますように、庁内のコミュニケーションを活発化して、そのときには、たまには厳しくなる場合もありますけれども、指導監督するものであるという考えで行動をしております。

また、都道府県や市町村を含めてのことではございますが、とにかく自治体の職員は、自分たちの世界や、その地域に限定したような考えを持って行動や判断をしがちでございます。当市においても、その傾向が少なからず見受けられると感じました。そのため、例えば、これまで継続して行ってきた事務事業について、その根拠や目的、時期や対象、あるいは投資コストなどの妥当性を検討し直すよう指示しましたり、県内や全国の市区町村などの情報や、先進事例などを積極的に収集・分析しまして、市政に反映できるよう私の知識や経験も踏まえながら、指導監督するよう心がけております。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま副市長、職員が能力を発揮できるように庁内コミュニケーションを活発化して、時には厳しく指導監督するという考えがあるというご答弁がございましたけれども、では具体的に、庁内コミュニケーションというのは、どうやって、どういう方法で活発化させるのか。そして、時には厳しく指導監督ということなんですが、誰に対して指導・監督をするのか、その辺を具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） 私は基本的にみずからも含めまして、職員同士の議論や意見交換の機会をふやしたいと考えております。副市長という立場では、おのずと接する職員の範囲が

限られてきます。例えば、部課長級の職員と議論や意見交換する機会が多いのですが、日夜業務に忙殺されている中堅の職員ですとか、最前線で市民の皆様と接している若手職員とのコミュニケーションというのは、なかなかとる機会がありません。日常業務をしている限りでは、朝夕の挨拶ぐらいかなという感じではあります。

そこで、例えば、新規採用職員の研修会で、私の公務員としての経験ですとか、そこから学びとってほしいことを講義いたしましたり、あるいは決裁文書の開封のときに直接レクチャーを求めるなど、職員との意思疎通を図るように心がけております。

また、庁内ではないのですが、私、水郡線で通勤しておりまして、水郡線の車内ですとか、あるいは上菅谷駅から庁舎まで徒歩で登庁する間の日常的な会話ですとか、また、業務上の会議やお祭り、さまざまなイベント会場、さらには古川議員ともつながらせていただいておりますけれども、ソーシャルネットワーキングサービスのフェイスブックなどでも、職員とつながりを持つように心がけております。このような取り組みだけでは、庁内のコミュニケーションを活発化するという事は、なかなかできるものではないと考えておる次第でございますけれども、少しでも職員の中に庁内のコミュニケーションを活発化する意識、また、市政運営に関する問題意識と共通認識が生まれることを期待して、今後ともこういった取り組みを進めてまいりたいと思います。

あと、もう一つお聞きいただいた、誰に、どのようにというところも含めて指導監督を行うのかというご質問でございますけれども、職員に対する指導監督という職務は、日々さまざまなところで発生しております。それが最も具体的に行われるのは、特に私の執務室等での業務報告ですとか、業務の打ち合せの場面ではないかと思っております。

例えば、通常、そういう打ち合せのときには、担当者、グループ長、課長さん、部長さん等と一緒に出席いただいております。その際、幹部職員である部課長が、事務事業の概要と私に指示を求めるポイント等を説明して、担当職員とは詳細な数字や法的な根拠等を説明する。また、その質疑に答えていただくというような形になっております。例えば、このような場合なんですけれども、まず、部課長級の幹部職員に対しましては、説明、報告に至る施策のポイントや問題点を的確に、その本人が把握しているかどうか、そういったものを確認しております。幹部職員がみずからの所掌事務というのを把握しているかどうかというのは、大体その言動で察しがつく場合が多いので、きちんと業務管理をしているかどうか、そういった点を指導しております。

また、担当職員に対しましては、基本的な質問などをあえて行いまして、仮に業務に対する理解度が低いと感じた場合には、再度調べ直して説明に出向くような指導をする場合もございます。幸いなことに、私の過去の経験からしましても、那珂市の職員は理解度が高いというふうに感じておる次第でございます。

私が意図していることは、単なる業務報告ですとか文書の決裁にしましても、市民や議会の皆様へ説明を行うときのような意識を持って対応してほしいということでございます。こ

ういった小さなことから、那珂市における行政サービスの向上が図れば幸いだと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ありがとうございます。

若い方ともコミュニケーションをとっていただいて、ただ指導監督という部分では、若い方に対してももちろんそうなんですけれども、やはり部課長の方が変らないと、部下も変れないという部分もありますから、若い方だけではなく、皆さん年上の方でやりずらいかとは思いますが、部課長に対する指導という言い方が適切かどうかわかりませんが、その辺もきちんとやっていただきたいなというふうに期待しているところであります。

それでは、副市長は何かのご縁があって、この那珂市に出向されてきたわけですが、ご自身が那珂市でこんな仕事をしたと、何々をやったのは自分だというふうに自信を持って言える何かを残していただきたいなというふうに思っておりますけれども、副市長の那珂市にかける思いと、それから具体的に何をされたいのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 副市長。

○副市長（松崎達人君） 那珂市にかける思いということでございます。また、具体的に何をなし得たいかということをお聞きいただきました。

私は昨年、第1回定例会の最終日でございます3月27日に、この議場におきまして副市長選任の議決をいただきました。その際、挨拶の中で、那珂市のさらなる発展と市民の皆様が幸せを実感していただけるようなまちづくりのために全力を尽くすとお誓い申し上げました。それから間もなく1年を迎えようとしておりますけれども、この間、さまざまな市民の皆様にご意見を伺い、また、那珂市にゆかりのある多くの方々と交流をしましてまいりました。

その中で、時に那珂市についてよく知らないという方もおりましたけれども、私のほうから那珂市の特徴、茨城県北地域の玄関口であること、あるいは常磐自動車道と3本の国道、あるいはJRの9つもの駅がある交通の結節点であること。また、豊かな自然や文化や歴史、産業など、豊富な地域資源に恵まれていることなどを丁寧にお話ししますと、まあ、そうだったのですかとか、あるいは、とてもすばらしいまちですねというような褒めの声をいただいたことが多かったと感じております。

それを裏づけるというわけではないですけれども、昨年の6月、東洋経済新報社が発表いたしました「住みよさランキング」では、この調査は全国の787の市と、東京都の区部を全体を1として、全国788都市を調べたデータでございますけれども、この788都市全国の中で第61位、関東1都6県に限っていいますと第14位ということで、例えを出すのは恐縮なんですけど、お隣の県都水戸市をも上回る高い評価を得たところでございます。

私は、まずこのようなすばらしい那珂市を市民の皆様や職員みずからが再認識して、市内

外の多くの方々にも知っていただけるような施策を、まず実行してまいりたいと思っております。

具体的には、市内のイベントや各種行事、あるいは教育や保健福祉、インフラ整備などの生活に密着した施策情報などをタイムリーにお知らせするために、広報紙やリニューアルしたホームページ、また、新聞、テレビ、ラジオなどの報道媒体をはじめ、先ほども申しあげましたソーシャルネットワークキングサービスや、あるいは県が運営するインターネットテレビなどの新しい媒体も活用しまして、那珂市のよさをPRしてまいりたいと思っております。

加えて、防災やインフラ整備をはじめとする安全・安心対策事業、また未利用市有地の活用や企業誘致の促進、農林業や商工業などの産業振興等、課せられた課題は非常に大きいものと思っております。一方、大きなやりがいを感じております。

これら与えられた課題は、市長や職員、市民の皆様とともに協働して一つ一つ解決してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いしまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） ここで休憩をいたします。引き続きは、午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。

古川議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一。午前中に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

先ほど、最初の質問、副市長の那珂市にかける想いをお伺いいたしましたけれども、もう一言だけ述べさせていただきたいと思えます。

先ほどのご答弁で、副市長が何をやりたいのかという部分について、那珂市のよさをPRするために広報紙やホームページ、そして新聞、テレビ、ラジオなどの報道媒体に加えて、フェイスブックなどのSMSや県のインターネットテレビなど新しい媒体も活用しというようなことをおっしゃいましたけれども、もちろん行政としてでき得る方法としては、そういった期待ももちろんいたしておりますけれども、やはり、何でもそうですが、まちの姿勢ではなく、副市長みずからがそうされているように、職員がどんどん外に出て行って、そして

市民に直接伝え、そしてまた、市民の意見を聞かなければだめだと私は思っています。まちづくりもしかり、自分たちがその中に入って経験してこそ、個々が磨かれるものだというふうに私は思います。副市長という立場で、いろいろ難しいことも多々あるでしょう。時には憎まれ役にならなければいけないこともあるかと思えます。しかし、副市長の職務というのは、そういうものだと思います。見事にその役を演じてこそ、松崎達人さんが那珂市にいらした意味があると私は強く思います。心からご期待申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、小中一貫教育についてでございます。

昨年、学校のいじめ問題を取り上げさせていただいたときに、教育委員会是一个の解決策として、小中一貫教育の導入を挙げられました。改めて小中一貫教育とはどういうものなのか、また、どういうことが期待できるのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在、那珂市におきましては、夏休みに中学生が小学校に行き、小学生に算数を教えたり、逆に小学生が中学校の行事に参加したりするなど、小学校や中学校が積極的に交流したり情報を交換したりするという、いわゆる小中連携教育ということを進めております。

小中一貫教育というものは、この小中連携教育をより深め、小学校の6年間と中学校の3年間を、9年間としてまとめまして、一つの学校として、9年間の児童生徒をどう育てていくかということを中心とした教育というふうに考えております。

期待できることといたしましては、小・中学校の教員の情報交換や連携がさらに充実し、児童生徒の理解が深まり、発達段階に応じたきめ細かな指導ができることにより、学力の向上や豊かな心の育成をより深めることができます。例えば、例といたしまして、子供一人ひとりを小学校と中学校の教師の目で温かく見守ることで、よりよい人間関係ができて、その結果として、いじめ問題も解決されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） では、その小中一貫教育を、なぜ那珂市に取り入れようとしているのか。那珂市の学校教育の目的といいますか、理念といいますか、そういったところがあれば、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 小中一貫教育を導入するにあたっては、義務教育、9年間を見通した学習や生活指導の継続性、系統性のある教育をすることで、児童・生徒の心理的な負担が解消される。また中学進学において、急激な学習環境による不適應、いわゆる中一ギャップというものに対しての不登校等を防ぐことができるかと思えます。

そして、小学5、6年生の発達段階に応じて、教科担任制というものが導入でき、授業内

容も興味あるものが展開されるというふうに思います。また、同年齢、異年齢の集団活動が活発になり、人とかかわる力を高めることができるというようなことから、現行の教育体制より、より効果的な教育が可能となると思います。

私は常々那珂市で育ったことを誇りに思っております。児童・生徒や保護者が中学校まで那珂市で学びたい、学ばせたいという気持ちを持てる教育を行いたいという強い思いがあります。そして、魅力ある那珂市の学校で学ぶことで、郷土に対する思いが強くなり、子供の教育は那珂市で受けさせたいと思えるような教育のまちにしたいと考えております。

これは一例ですけれども、昨年那珂市から私立中学に進学した者が、昨年は23名おります。今年は16名ということで、いろんな要因があつて私立に学ばせるといふこともあるかと思っておりますけれども、やはり、それぞれの中学校へ、魅力ある授業展開、生活指導ができていれば、もう少し那珂市の子供たちを地元で教育できるということも考えます。そういう意味で、那珂市独自の教育として、義務教育である9年間を通して、各中学校単位で小中一貫教育や、地域教育というようなものを取り入れて、自分の頭で考えて、自分の目で見、自分の足で歩けるような、知・徳・体のバランスのとれた人材を育てていきたいと、そういうふうと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） よくわかりました。

小中一貫教育の導入にあたりましては、今後検討委員会を立ち上げて導入に向けて具体的に検討していくというふうに向っておりますけれども、検討委員会では、どのようなことを検討していくおつもりなのか。また、現時点で考えられる課題のようなものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） 検討委員会につきましては、平成25年度に設置する予定でございます。検討委員会は、有識者、学識経験者、保護者の代表、校長代表、教育委員会関係者等で構成していきたいというふうを考えております。

検討の内容といたしましては、小中一貫教育を進めている先進地の教育内容を研究したり、現在市内の小中学校で進めている小中連携教育の効果的な取り組みを検証したりして、那珂市として取り入れる内容を話し合っていきたいというふうを考えております。

それと、現時点での課題といたしましては、小中一貫教育を進める上で、那珂市独自の効果的な目標をどのようなものにするかということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 課題は、那珂市独自の効果的な目標をどのようなものにするかということでございますが、先ほど教育長にお伺いした、那珂市における学校教育の目的や理念といったところが、とても大切になってくるのかなというふうに思います。



県内でもつくば市等で、この小中一貫教育を導入しているかと思いますが、外でも導入しているから那珂市でも導入するんだというようなことを考える必要はないと思いますし、那珂市独自の、加えて市内の、この地域の学校には、こんな教育が必要だといったものもあっていいのかなというふうに思います。

そして、検討委員会を進める中で、小中学校を一つに統合する、そういった案も出てくるのかなというふうに考えてられますけれども、現時点で統合する考えもおありでしょうか。

また、統合にはどのようなメリット、そしてデメリットがあるのか、あわせてお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） 議員ご指摘のとおり、小学校と中学校を一つに統一していくということは、小中一貫教育を進める上で有効であるというふうに考えております。

それで、小中学校の統合には、地域の方や保護者の方の意見を聞かなければならないこと、そしてどこの小中学校を統合するのかということと、その際に校舎の増築、改築などの問題も出てくることも考えられますので、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、まずメリットでございますが、メリットといたしましては、中学校教師が専門的に高学年に教えたりすることができ、学力向上につながるということでございます。それと、小学校教師が、中学校で学習や人間関係に悩んでいる生徒の相談に乗ることもできて、生徒指導上、大変有効であると。それと、小中学校の教師と一緒に児童・生徒を見守ることで、健やかな成長が望めますということでございます。

続きまして、デメリットといたしましては、従来の小学校では、6年生が最高学年として活躍するもので、心も体も成長する時期でございます。しかしながら小中一貫教育になると、そのような場が少なくなるデメリットということがございます。そういうデメリットがあるということなので、この時期には、さまざまな行事等を行うことによって、ミドルリーダーとしての活躍する場もつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま統合のメリットとして、中学校の教師が小学生に専門的に勉強を教えたり、小学校の教師が中学生を指導したり相談に乗ったりということが挙げられました。それを聞いて私から提案といいますか、これは要望なんですが、小学校の教師が、中学生の部活動を指導できるようにしていただきたいというふうに思います。ご承知のとおり、中学校の部活の指導者が不足していたり、経験のない方が苦勞されながら指導しているなどの問題があります。また、さらには越境入学、そういった問題にもつながりかねません。小学校教師の中には、中学校で部活動を指導し実績を上げられた先生もたくさんいらっしゃいます。ふだんからもったいないなというふうに感じているところでございます。連携教育で

はできないこと、統合すればできること、その辺もよくご確認の上、検討していただけたらなというふうに思います。

そしてただいま、小中学校の統合は有効と考えているというふうにご答弁がございました。そうしますと、統合してから一貫教育を進めるというお考えなのか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） まず、検討委員会等では、小中一貫教育で那珂市として何を指すのかということ十分に話し合うということが、先であるというふうに考えております。

例えば、学力向上を目指すのか、生徒指導の充実を目指すのかといった、さらにはキャリア教育の充実を目指すのかと。その外、いろいろなものを十分に検討した上で、那珂市の独自性を出していくということ、まず考えていきたいと思っております。

そして、その上で、統合について検討していくということになると思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 小中一貫教育の導入には、デメリットも確かにあるようではございますけれども、私は大いに可能性を秘めていると感じました。これまでのご答弁の中に、独自性という言葉がたびたび出てまいりましたけれども、教育長がおっしゃった、児童・生徒や保護者が中学校まで那珂市で学びたい、学ばせたいという気持ちを持たせる教育が、私の思いでもあります。明確な目的、教育理念を定めることも含めて、十分に検討していただくことを期待したいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、環境学習の推進についてでございます。

第二次那珂市環境基本計画の策定にあたりましては、第一次計画における反省点などをしっかり検証する必要があると思っております。第一次計画を見ますと、統計的な資料という印象が強く、具体性がないといえますか、中身が薄いような気がしておりました。

そこで、どのような反省がされ、それを第二次計画の中でどのように反映するのか、あわせて第二次計画策定の進捗状況についてもお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

第一次計画全体において、推進します、努めます、目指しますなどの抽象的な表現が多くあり、目標数値が示されておりませんでしたので、達成度が検証できないことを反省点の一つとしております。

そのような反省も踏まえながら、第二次那珂市環境基本計画におきましては、市民や事業者、行政など、あらゆる主体が自主的かつ協働により、環境への負荷を低減し持続可能な地域づくりを進めていくための施策の取り組みとなる計画として策定を志すまいと考えております。

また、進捗状況でございますが、現在、計画素案をまとめているところでございまして、3月末パブリックコメントを実施していく予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 環境については、余りにも幅が広くて、市民からの要望も多いでしょう。行政としてもご苦労が多いこととお察しいたします。

そのような中、ゴミの不法投棄など重要な問題が山積し、また一方では、モラルの低下も叫ばれております。今回は、それら問題の根本的な解決策としても有効と思われる環境学習の推進をしてほしいというふうに思います。市民、事業者、子供たちに対して、行政として何をすべきとお考えか、また、具体的にどのような取り組みをお考えになっらっしゃるか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

行政としましては、学校、地域や事業所など、市内のさまざまな場所や、それぞれの年齢層における環境学習を実施していくために、教育機関、地域、市民活動団体などによる環境教育を総合的に推進していく必要があるというふうに考えてございます。

具体的な取り組みでございますが、子供たちの環境活動・学習を支援することを目的としました「こどもエコクラブ事業」のさらなる普及・推進や、環境・ゴミ問題などの学習の場としての出前講座などを充実させるなどの取り組みを考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 特に子供たちへの環境学習については、学校でできることというのには、やはり限りがあるわけです。他市町村、その多くが環境フェスタを実施するなど、学習の機会を提供されておりますけれども、単発のイベントというのは、きっかけづくりとしては有効だと思うんですけれども、それだけで身につくとは思いませんし、イベントに参加できない、そういう人もいらっしゃるかと思いますので、根気強く取り組んでいく必要があると思います。

東海村では、東海環境村民会議が発足し、小学校児童が寸劇でもってエコ活動を呼びかけております。また、日立市では、久慈川漁協と連携して、これは調査目的ということではございますけれども、一般市民を対象にサケ釣り大会を開催し、今年も規模を拡大して実施する方向で検討しているというところでございます。私からも実は漁業協同組合さんに、那珂市の地内の久慈川沿岸でも、そういうサケ釣り大会ができないかというふうなご提案もさし上げていただいております。

また、水戸市においては、茨城県環境管理協会がサポートし、千波湖や周辺の河川などで、親子などを対象に学習会を継続的に開催しております。環境基本計画において大切なことは、

生物の多様性と市の自然の把握、子供たちのエコ活動、事業所のボランティア活動などを、公表しながら賛同を得ていくことではないかなというふうに感じております。子供たちを対象に考えた場合、那珂市内にも生物や植物などの学習をする場所、自然が豊富にございますので、サポート機関や市民団体などとうまく連携して、環境フェスタも含めて継続的かつ多様な学習の機会を提供できないかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

子供たちを含む市民や事業者、関係機関を含めた学習機会の提供につきましては、環境問題解決の重要な施策の一つであるというふうに捉えてございます。そのため、環境フェスタやシンポジウムなどの事業について、自治会あるいは地区まちづくり委員会、また、環境市民会議などと連携して実施することによりまして、継続的な学習機会を提供していくことで、より環境問題に対する意識が深まるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。よろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

最後は、公金の管理運用についてでございます。

まず、市の基金、各種会計の管理につきましては、安全性を最優先にして、しっかりと管理をされていることと思っておりますけれども、運用についてはどのような方法で行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 会計管理者。

○会計管理者（鹿志村 貢君） 各種基金・歳計現金ともに、最も確実かつ有利な方法によって保管・運用することが原則となっております。指定金融機関である常陽銀行の外、ペイオフの関連もあるので、預金と借入金とが相殺できるように、収納代理金融機関等の筑波銀行、それからJAひたちなか、東日本銀行などの普通預金、定期預金に預け入れて保管・運用を行っております。

なお、他の市町村においては、国債、地方債等の債券運用を行っているところも見受けられますが、那珂市においては債券での運用は行っておりません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

ペイオフというリスクもあるということで、各金融機関に分散して管理・運用を行っているということですから、一カ所に限定しているわけではないということ。そしてまた、特別、各銀行数社の利息等を比較して預け入れしているわけでもないような感じがいたします。

次に、各部署において管理している公金があるかと思えます。各種団体の会計を事務局と

してお預かりして管理している公金であります。ほかの自治体において起きた、担当職員による横領事件の記事を目にすることがございます。事故の未然防止のため、現金の出し入れ時には必ず複数名がチェックし、定期的に確認することが必要かと思いますが、那珂市の担当部署においては、そのような会計を誰が、どのような方法で管理しているのか、チェック体制はきちんとしているのか。また、各部署に対して、どのような指導をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 会計管理者。

○会計管理者（鹿志村 貢君） 各部署における公金の取り扱いについては、各課に委任されており、出納員、主に課長補佐と、現金取扱員、主にグループ長等が、那珂市財務規則にのっとり行っております。

また、各部署で管理しております各種団体の会計などについては、預け入れや支出伺い、支出命令等の決済において、複数名でのチェックを行い、各担当課の課長が責任を持って通帳や届け出印鑑を別々に保管するなどの方法で管理を行っております。

各部署に対しては、那珂市財務規則にのっとり原則どおりに行うように指導するとともに、各種団体の会計などについては、監査や実績報告を通じて収支内容の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま、各種団体の会計などについても複数名がチェックを行い、担当課長が責任を持って管理しているというご答弁がございましたけれども、事故があった自治体でも、同様の管理はしていたはずだと私は思うんです。それでも起こっているんです。結局は、これもご答弁にございましたけれども、監査や実績報告を通じて、つまり年一回とかの確認で、そこで発覚しているわけですし、それでは遅いと思うんです。課長が責任を持ってとっしゃいますけれども、全責任を負うわけではございませんし、また、責任をとればいいというものでもございません。私も、市長以下、上司が責任をとって云々なんていうことは聞きたくありません。本当に全職員のため、ひいては税金を納める市民を思うのであれば、こういったことにも危機管理意識を持って、日ごろの指導の徹底が必要だというふうに思います。

それでは、次に、指定金融機関についてお伺いします。

現在、那珂市では常陽銀行さんを指定金融機関として指定されていますけれども、いつから指定しているのか。また、選定基準はあるのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 会計管理者。

○会計管理者（鹿志村 貢君） 指定金融機関制度は、昭和38年の地方自治法の改正によりまして、金融取引の専門的機関である金融機関に公金の収納や支払い事務を取り扱わせることにより、公金取り扱いの迅速化、公金取り扱いに関する事故防止や公金取り扱いに要する経

費の削減を図ること等を目的として制定されたもので、当市においては、昭和49年2月の臨時議会の議決を経て指定を行っております。

選定基準につきましては、指定を行った当時の経緯等を示す書類が残っておりませんので、詳細は定かではありませんが、同法施行の後、当時の金庫であった常陽銀行菅谷支店が指定金融機関として指定され、契約を交わして現在に至っております。

金融機関の今日における選定基準については、地方自治法などには具体的には示されておりませんが、経営が安定していること、それから世界的に認証されている指定格付機関から良好な格付を受けていること、できる限り地元に着した利便性のある金融機関であること等が、選定の基準として考えられるところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 新聞等の報道によりますと、県内の自治体において、銀行の指定を交代性にした市が、牛久、坂東、常陸大宮の3市あることを知りました。調べてみますと、25年度から、つくばみらい、北茨城の2市も交代性を採用するようであります。

指定金融機関の選定には、銀行の体力的なものも含めた安全性、信用性が求められるのは当然のことではあります。一定の基準を満たす金融機関であれば、競争原理を導入することで、住民サービスを向上させること、引き継ぎ時にチェック機能を持たせることなどが可能ならば、これも行政改革の一つとして、交代性もよいのではという気がいたします。市においても今後交代性を採用するお考えがあるか、これは市長にお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 指定金融機関についてのご質問でございますけれども、最も確実かつ有利な方法で公金の管理・運用を行うためにも、指定金融機関の選定にあたっては、金融機関の経営状況の健全性等が重要な評価基準となります。

一定の基準を満たす金融機関を交代で指定することによって、引き継ぎ時にチェック機能が働き、また、市としてのメリットや住民サービスの向上が図れるのであれば、交代性も一つの有効な手段であると考えております。

一方で、金融機関ごとに異なる伝送システムや事務機器の入れかえ等に伴う経費負担、それから事務処理手続の変更などが生じますので、交代性を導入した、先ほど議員のほうからお話がありました他市の状況や効果等を調査・研究して、検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいま交代性も有効と考えると、そして検討していくというようなご答弁でしたけれども、行政にとってのメリットは非常に多いような気がするんですけども、その行政としてのメリットを追求する余り、それが逆に住民に対するサービスの低下を

招くようでは、私は論外だと思います。そのような意味で、私は個人的には、交代制もよろしいんですけども、交代性よりも公募制のプロポーザル方式による入札のほうが、より競争意識が働き、住民サービスも向上するのかなというふうに考えます。その辺も含めて、今後よくご検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（福田耕四郎君） 続いて、通告4番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 山林、林道の保全、管理について。

勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

〔10番 勝村晃夫君 登壇〕

○10番（勝村晃夫君） 議席番号10番、勝村晃夫でございます。

山林、林道の保全、管理について質問させていただきます。

まず、近年の山林、当那珂市におきましては、平地林においてもそうなんですけど、この管理不全といいますか、かなりの雑草、篠竹等が繁茂しておりまして、最近イノシシの被害が大変出ておりまして、皆さん苦慮しておるところでございます。

そこで、雑草類、これがありますために、イノシシの出没、そしてまた、ゴミの不法投棄、これらが大変横行しておりまして、その温床になっていると考えられております。那珂市全体の平地林、山林、全てがそのような状況であります。また、一部におきましては、管理のきちんとされているところもございますが、このような現状を踏まえまして、市のほうではどのような認識を持っておられるのか、産業部長にお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

今の議員のほうから質問がありました中で、特に谷津田といわれる水田につきましては、主に狭小で勾配のある丘陵地の中の森林に囲まれた谷合いに位置をしております。農振農用地におきましては、土地基盤整備事業の導入によりまして整備を進めてまいりましたけれども、大型機械が使用できない、それから作業効率が悪く耕作しづらいなどと、特に近年は基盤整備を実施していない水田も含めまして、谷津田などの耕作されていない土地がふえているのが現状でございます。

このような遊休農地、それから山林につきましては、基本的には所有者の方に適正な管理をお願いしたいというものでございますけれども、市としては、鳥獣害対策協議会、それか

ら専門家の意見を踏まえながら、農作物への被害がないような形での自衛方法や啓発をしてきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） そうですね。谷津田につきましては、当然機械が入らないというようなところで、全て遊休農地というようになっております。そして今、回答がありましたように、イノシシと人間の住み分けということで啓蒙していきたいということでございますが、なかなかそれが進まない状況にあります。ここでイノシシの出没状況はいかがなものでしょうか。地区とかそういったところの詳細がございましたら、お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

イノシシの出没状況でございますけれども、現在のところは、2月の有害鳥獣捕獲期間に入っているという状況ということになりますけれども、主にバードラインの畜産団地から田崎、大内、下江戸地区にかけて、それから静神社前にての出没の報告というものがございます。

今のところ、農耕地への出没というものについては確認はされておられませんので、山の中、あるいは山との境界付近に、今出没しているというような状況と聞いてございます。

その外、昨年でございますけれども、昨年の夏から秋にかけては、農地に作物がある時期については、戸多、芳野、瓜連地区の一部、それから神崎額田地区の一部に出没したということを知っています。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 大体、那珂市北西部地域といいますか、その辺がすべて出没しているというような状況になっております。昨年度から、イノシシ対策の補助金が出ておりまして、電気牧柵とか防護柵、わな、こういったものに対する補助金が出ておりますが、これに対する補助金の交付額、そしてまた、件数等がございましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

平成24年度でございますけれども、今のところ、個人については19名21セット、団体については2組2セット、金額については22万7,000円の補助金を交付してございます。

その内訳でございますけれども、電気牧柵が8件、それから防護柵が13件、わなが1件ということになっております。

参考までに、一昨年、23年度につきましては、個人が23人26セット、団体が6組で6セット、合計で29万4,000円の補助金を交付してございます。内訳については、電気牧柵が18件、防護柵が11件ということになっております。



以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） ここに皆さん方、各戸に市街地は別かと思うんですが、イノシシ被害の、地域ぐるみで防ごうイノシシ被害というので、これは那珂市鳥獣害対策協議会が昨年、平成24年2月に発行したものがございます。ここに、対策その1、近づけない、侵入させない、そして捕獲をするということが書いてありまして、イノシシの対策には、イノシシが嫌がる環境をつくる環境整備。2番目に、田や畑を効果的に囲う防御対策。そして3番目に捕獲、駆除ということが出ております。そして最後に、1を土台に環境を整備して、それから防除対策、捕獲ということが出ております。

現在、当那珂市におきましては林業課というものがございませんで、山の中の整備というのは、なかなか難しいかと思えます。しかし、ここにうたっておりますように、この環境整備というのは、山林等の除草、下刈りといいますか、そういったものをいうのであるかと思えます。イノシシは、まずは人を嫌がるわけですから、そういったことで、その環境整備を進めなければいけません、見ているところでは、この環境整備については地権者任せといいですか、地権者にお願いするしかないというのが市の方針というのは当然でございます。地権者が一番やっていただきたいのでございますが、なかなか現在、山に入っても生み出すものがないというのが現状ですので、どうしても山が放置されてしまう。そこにイノシシが住む生息域ができてしまうというのが現状でございます。

しかし、この環境整備が一番基本ですので、基本を怠って、現在この補助金を出して仕掛けをして防御するというのでは、本当の基本が抜け落ちてしまっているという状況。これにつきまして、実は去年11月ごろ、那珂川沿岸統合水利組合の、昔、那珂中部用水路と言っていたところがございます。この那珂中部用水路の山際のところ、きれいに2メートルから3メートルほどすべて雑草処理をしていただきました。これによりまして、私、古徳に住んでおりますが、静から古徳にかけての田んぼに、それまではちょこちょこ出没しておりましたイノシシが来なくなりました。やはりこの除草、明るくするということですね。きれいにすれば、イノシシが怖がって出てこないということでございますので、なんとかこの人間とイノシシの住み分け、そのためには里山が形成されていなければいけないということが、まずわかったわけです。その前に、以前から「いばらき森林クラブ」というボランティア団体の方が、静・古徳古道ということで、山の中の林道の整備などをなされておりました、それも効果が上がっているのではないかと考えられております。

こういったことで、那珂市におきましても、このような市でなかなか対応ができない場合、環境整備をするために、各自治会とか、まちづくり委員会とか、その他の組織を利用して、また、森林湖沼環境税、こちらの利用をして環境整備を図ることが一番、皆さんに参加をしていただく、地域ごとにやっていただくというようなことができるのではないかと。可能なことであれば、そのようなことを対策として考えていかれたらいいのではないかと

ことをご提案いたしますが、市のほうの考えはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

市におきましても、過去に東木倉地区の「清水洞の上地区」、それから福田のインター付近でございますけれども「印刷の森」、戸崎地区の「洞前ため池」等で森林湖沼環境税を導入して平地林を整備したという経緯がございます。そのようなことから、この税を利用するということについては、可能かと考えられます。

ただし、森林湖沼環境税での事業につきましては、地元補助金を交付して整備をすると、それから整備後の管理については地元組織と管理協定を結ぶということになります。保全、管理を引き続きお願いするということになりますので、地主の方、それから地元の皆様のご理解、ご協力というものが必要になります。

また、鳥獣害、イノシシですけれども、鳥獣害駆除対策事業につきましては、那珂市鳥獣害対策協議会というものがございますので、そこに補助金を交付しまして、当協議会において整備を行うということになりますけれども、やはり整備後については、所有者も含め地元の方に管理を任せるといったようなこととなります。

市といたしましても、イノシシ対策も含めまして、今後、市内の平地林及び里山などの整備に森林湖沼環境税などの導入が図れるよう啓発をするとともに、地元の方に対しましても働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 森林湖沼環境税を使って整備をすると、また、鳥獣害駆除対策事業につきましても、その後の管理が大変であるということが趣旨であるかと思いますが、やはり一度これをやってみないことには、基本をまずはやる。そこから始めないことには、なかなかこの牧柵とか、そういった対策だけでは、なかなか進まないのではないかと。やはり基本が大事でありますので、この基本に立ち返りまして、この整備事業を各地域に啓発をしていただきまして進めていただきたいと。特にこの里山保全もそうですが、これをするによりまして、例えば最近では散歩をする方がたくさんいらっしゃいます。山の中、林道を整備すれば、そこで森林浴をしながらの散歩、これが健康増進にもつながります。そしてまた、山がきれいになれば、その山で子供が遊ぶかもしれません。

そういったことも含めまして、これからの那珂市の里山づくり、やはり景観、那珂インターをおりてきて山のほうへ向かうと、なんだ、この山はというようなところもございます。また、反対方向に向かっても、平地林でありながら草が生い茂っているというようなところが、かなり見受けられます。また、谷津田につきましては、どうしても耕作ができない、また、機械を入れて整備することもできないというようなところがありますが、これはまた地権者の方によくお願いをしまして、そういった谷津田につきましてもご協力いただいて、環

境のほうになってしまいます、生活のほうになってしまいますが、やはり環境整備というものを進めてやっていただきたいと思います。今後、この冊子を皆さんと見ながら、本当にもうこれ去年に発行したものでございます。これを有効に皆様方が使っていただけるように、これを有効な活用策として、皆様に使っていただけるような啓発運動をしていただきたいと思います。お願いいたしまして終りにします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告4番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、2時5分再開といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

---

◇ 木 村 静 枝 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告5番、木村静枝議員。

質問事項 1. 東海第二原発の再稼働に対する6市村の首長による懇談会について、2. 低所得者に対する家賃の補助制度を。

木村静枝議員、登壇を願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 議席番号20番、日本共産党の木村静枝でございます。

通告に従って、質問をいたします。

まず最初に、東海第二原発の再稼働に対する6市村の首長による懇談会についてお伺いいたします。

福島第一原発事故直後、国は仮の緊急安全対策さえとれば、再稼働を認めようとなりました。しかし、原発立地自治体、その周辺自治体などの反発に遭い、抜本的な対策をとらざるを得なくなりました。事故から2年4カ月がたつ今年7月に、ようやく原発に対する安全基準が施行されることになり、電力会社は基準を満たすための対策をとり、国の審査に合格した原発が再稼働できるということが決まりました。

しかし実際には、運転の可否は事業者任せにされており、計画の実行性、有効性のない絵に描いた餅のような計画であるとの原子力専門家の指摘があります。そういうときに、東海第二原発の再稼働について、東海村とその周辺5市の首長による懇談会が2月12日に開かれた

という新聞記事を見ました。その懇談会の中で、東海第二原発を再稼働させようとする場合、6市村の了解が必要とすることを原子力安全協定に明記するよう日本原電に求めていくということが決まったということでもあります。東京電力福島第一原発事故を踏まえ、原発の再稼働には自治体の意思を明確に反映させようとする狙いがあるということです。

私は、この記事を目にしたとき、東海村、那珂市の6市村の積極的な姿勢に大変感動しました。それで、今回の質問になったわけです。

そこで、市長に伺います。懇談会では、東海第二原発の再稼働についてどのようなことが話し合われたのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

今、議員のほうからおっしゃられたように、原子力所在地域首長懇談会は、5市1村で構成されております。日本原子力研究機関や原子力発電所などの今後と、これからの所在地域のまちづくりについて、当該所在地域の首長が政策的な観点から情報、意見交換、協議等を行うため、実は昨年の平成24年2月に立ち上げられております。

これまでの経緯としては、福島第一原発事故を鑑みると、東海第二発電所の周辺30キロ、この枠内に94万人が住んでおり、所在の東海村だけで原子力の問題を考えることはできないということから、東海村と周辺の水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、那珂市の5市を所在地域として、日本原子力発電（株）東海第二発電所の今後に関する事、それから東海村が提唱しております原子力センター構想、これは仮称でございますが、この2点について議題として取り上げ、意見交換を行ってきたところでございます。

この中で東海第二発電所の再稼働の可否、動かすかどうかということですね、の判断に係る協議、原子炉建屋内の燃料貯蔵プールに保管されている使用済み燃料、これは2,000袋以上あるわけなんです、この安全対策に係る協議など重要事項に係る協議について、東海村を含む、先ほど申し上げました6市村を所在地域として同等の権限を持って参加することを求めるとともに、原子力安全協定の所在市町村の範囲及び権限の拡大、あるいは新增設に対する事前了解、廃止措置計画、安全上の措置及び立入調査等の規定について見直しを行うことを、現在求めているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 新聞の報道の内容によりますと、現在、県と東海村、日本原電が結んでいる安全協定では、県や東海村の求めに応じて日本原電が原発を停止した後に再稼働させる場合には、3者が協議することになっている。しかし、自治体の了解が必要とは明記されていない。日本原電が自主的にとめた場合は、協議の対象にもなっていない。それで懇談会は昨年7月、周辺5市も再稼働の可否を判断する協議に加わるようにするために、原子力安全協定の枠組みの拡大と見直しを日本原電に要求したと。日本原電からは明確な回答がま

だ得られていないということです。今日は、もう3月6日ですが、日本原電からの回答はあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

先ほどもご答弁いたしました内容については、先ほど議員がおっしゃったように24年の7月17日に申し入れを行い、12月28日付で原子力発電株式会社より回答の案をいただいております。

内容としては、一つとして、再稼働時期、いつ動かすかということについては未定であるということです。それから再稼働の使用済み核燃料の安全対策等の重要事項については、速やかに報告をするということと、報告を求められた事項については、これも速やかに報告を行うということでございます。それから3番目、安全協定につきましては、現行の運用状況を踏まえて、協定内容の見直しに向けて、引き続き検討を進めていくという、ちょっとはっきりしない回答でございました。

これを受けまして、私どもは今年の2月12日に第3回原子力所在地首長懇談会を開催しまして、安全協定の見直しについて協議を行い、所在市村の範囲及び権限の拡大、使用済み核燃料の貯蔵施設については原子力施設に含まれるということ。それと、国の新たな安全基準に基づく安全対策の強化、これは7月に多分示されると思うんですが、また安全上の措置に対する規定については、事前の協議・了解を得るなどの規定を追加することを確認しております。

また、使用済み核燃料の乾式キャスク、木村議員はご存じだと思うんですけども、ある一定期間冷却しまして、空気で冷却するあれですね、そういったキャスク貯蔵、それから高レベル放射性廃液、これは旧動燃の中に、ちょっと正確な数字は覚えていないんですけども約300トン以上保管されているということで、この施設の中に入ると30分で死に至るといような、かなり放射線の高いものですが、これのガラス固化の促進についても、新たな要求として求めていくということも確認しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 再稼働についての6市村の了解についてはまだと、回答はまだだと、ということでしたか。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 先方からの回答については、まだもらっていないということです。私どもは、意見の一致を見たということでございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 非常に大切なことですので、ぜひこれは進めていただきたいと思っております。

それから、もう1つ関連します原子力センターというのはどういうものなのか、簡単に結構ですので、わかれば答弁お願いします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） それにつきましては事務方のほうから説明させます。申しわけありません。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（木村利文君） では、私のほうからご答弁申し上げます。

これにつきましては、東海村が原子力の将来像としまして、原子力に代るものとして「T O K A I 原子力サイエスタウン構想」、そういうことで進めているところでございます。東海村の前田理事さんが中心となりまして、東海村長さんと一緒に各市の一流の原子力関係の方々、これと呼びまして、東海村で原子力をこれからどのように進めていくか、そういうような構想を練るといふ構想で聞いたことがあります。申しわけございませんが、細かいところについては、ちょっと理解してございません。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 原子力センターについては、これからですから、またの機会にお伺いします。

また、東海第二原発が保管する使用済み核燃料についての乾式貯蔵施設、これについても申し入れたということで、ぜひこれは対処していただきたいと、こうしている間にも、いつ地震が来るかわからない。その放射性廃棄物の使用済み核燃料がプールの中に入っているわけですから、このプールが壊れてしまったならば、また福島原発と同じような事故が繰り返されるわけです。東海村は全国でただ一つだそうですけども、乾式、これをやっているそうです。ただ、乾式にするのにも、7年間冷やさないで温度が下がらないので、乾式にできないと。

この間、NHKスペシャルで、フランスの低レベルの廃棄物を乾式でやっているというのが放映されました。ヨーロッパは地震がないところがありますから、地震のないところに、その乾式にして埋めるというようなことをやっていたけれども、それも40年間だということ。当面の急場しのぎということですが、プールで冷やしておくよりは安全かなというふうに思います。その点についても追及していただきたいと思います。

2月24日付の朝日新聞です。非常に全面的に、2ページにわたって、今の原発が安全かどうかということが載っております。それによりますと、全国16原発の現状と自治体の防災計画整備状況が載っておりますが、安全適合している原発は全部であると。「再稼働の目途が立たず」という大きな見出しで出ております。

その記事の中で、安全協定は、各原発から30キロ圏内にある周辺自治体の事業者との間で結ぶ必要があるのかという質問に対して、5割強の市長が必要と答えています。ここで那珂市の海野 徹市長の名も載っております。市長は、リスクは立地自治体と同等以上と答弁

しております。私もそのとおりだと思います。その安全協定は、必ず通してほしいと思います、先ほども申し上げましたけれども。これは私だけでなく、市民全体がそのような思いであると思います。引き続き求めていってほしいと思います。

原発の再稼働についての質問では、原発事故で今でも16万人が避難を続ける福島県内の市長たちは、事故の検証や原因究明すらできていないなどを理由に、賛成を示した市長はゼロでした。海野市長は、東海第二原発の再稼働についてはどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） お答えいたします。

東海第二原子力発電所の再稼働については、市民の生命と財産と、それから平穏な日常生活を守るという観点から、また、健全な国土をしっかりと担保して子孫に継承していく責務を負うことから、慎重な判断が必要になると考えております。

昨年12月に茨城新聞社が行った東海第二原子力発電所再稼働についての県民世論調査では、再稼働に反対と答えた方が63.5%に上り、賛成の22.4%を大きく上回るという結果が出ております。また、同原発の半径30キロ圏には、先ほども申し上げましたが、約94万人の県民が住んでいるという状況を考えますと、原発の再稼働には慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

一方、現在原発は大飯原発以外のすべての発電所が停止しております。化石燃料に頼る火力発電は国際的な原油高、あるいはガス高に加えて、円安により燃料費の押し上げなどによる電力料金の値上げ等が懸念されております。電気料金の値上げによる市民生活への負担増、それから生産産業の停滞を招くなど、原発の全面停止は安定的な電力の供給に影響を及ぼすという懸念も払拭できないと思われまます。

また、国においては2011年7月にストレステストを導入し、原発再稼働への基準を示しましたが、安全性に対する不安を払拭できず、立地自治体の混乱を招いた経緯もあります。これを踏まえて、昨年9月に原子力規制委員会を発足し、今年の7月に施行されます新原子力安全基準をもとに安全性を確認し、地元自治体の同意を得て再稼働への最終判断を下すものと思われまます。

いずれにしましても、市民の日常生活の安心・安全を担保することが私、市長としての最大の責務であり、最重要課題であると捉えております。

今後、国・県の動向と市民の皆様の意思を十二分に尊重し、また議会のご意見等を踏まえて中で慎重な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

先月、2月14日に県北鹿行市長会で、福島第一原発の中まで行ってきました。確かに広野までしか高速は行っていません。そこからバスに乗って立ち入り禁止区域に入っていくわけなんですけれども、人は誰もいないと、本当に廃墟のまち。私、H O R I B Aの計測器を持っていったんですが、もう近づくにつれて完全に振り切っちゃって計測できない。それ

から原子炉1号炉から6号炉まで見てきました。真近で見てきました。3号炉、4号炉のところは、津波で自動車がひっくり返った状態でごさいます、手つかずの状況です。そんな中でも、東電の社員の人は一生懸命除染活動とか、さらなる暴走を許さないために命をかけて一生懸命やっている、こういう姿を見てきたところでもあります。議長に申し上げたんですが、ぜひ一度現場をごらんになっていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 現場に行かれたということは、本当によかったと思います。福島的首長、市長さんたちで、原発再稼働を許すという首長さんは一人もいない。ゼロ。しかし、その他の人は50%弱いるわけです、再稼働に賛成ということ。それはやっぱり今、海野市長が見てきたように、現場に行って、その実感として、どういうものであるかということをやっぱり知ってほしいと思います。福島の市長さんたちは、それを体験しているから、原発ゼロを確信を持って言えるのだと思います。体験していない人は、どうしてもほかの雑念が入って迷わされてしまいますけれども、やはり命、財産、故郷を失うということがどういうことであるのかということを感じれば、原発事故がいかに人間の生活と共存しないかということを実感することができると思います。私の知っている方も、実際に福島へ行って、最初、遠くから見たらお人形さんがあるのかなと思ってそばに行ったら、人間の赤ちゃんが死んで、そのままだった。そういう生々しい実態を見れば、やっぱり人間は変わるのではないかと思います。そういう現場というものを、ぜひ体験していただきたいと思います。

なかなか原発ゼロと言えないのは、全面廃止にすると、電力供給が足りなくなって企業が立ち行かなくなるといような懸念もあります。そこで、東日本大震災から2年がたちますが、電力10社は原発安全対策に1兆円を見込んでいます。しかし、安全基準で求められている施設によっては、使用が決まっていないために、現時点では対策費は見積もれない。今後、対策費はさらに膨らむということです。それでも原発に頼るといのは、早期の原発再稼働が経営改善に不可欠だからだということです。国民の安全よりも経営に重点が置かれているということがわかります。

そこで、本当に原発が経済的に優位なのかと申しますと、これは赤旗新聞に最近載ったものなのですが、アメリカではシェールガスの増産で、老朽化した原子力発電所は、相次いで閉鎖を決めているということでごさいます。シェールガスと呼ばれる天然ガスの生産拡大に伴い、安価なガスを使った火力発電が急増している。原発のコスト競争力が総体的に下がり、電力会社が補修に必要な投資に二の足を踏んでいるためだということです。電力大手デューク・エナジーは3月5日、フロリダ州の原発を廃炉にすると発表しました。格納容器に入ったひびの補修に巨額の費用がかかり、採算がとれないと判断したためということです。

日本では自然エネルギーが原発の20倍から30倍、いや40倍あるという説もごさいます。太陽光パネルなども、どんどん普及すればコストが下がって、原発より安くなる可能性があ



ります。人間生活と共存しない原発は、一日も早くなくすことが国民のなによりもの安全・安心につながります。国民の大多数が原発ゼロを望んでいます。どんなに政権が代っても、国民的議論の結論をやすやすと変えていいはずはありません。国民の安全にまさるものはありません。市長は市民の命と財産を守るため、市民の安心・安全を担保すると言っています。であるならば、市民の立場に立ち、原発再稼働には断固反対を表明していただくことを心から願って、私のこの項については質問は終了します。

次に、低所得者に対する家賃の補助制度という質問です。

総務省の行った家計調査によりますと、低所得者層は実収入の減少で生活費が賄えない実態が広がっている。収入を5つの区分に分けたもっとも低い第1分位では、月額平均収入が2000年の26万8,132円から、2011年の22万4,977円へと4万3,000円、16%以上が減少した。しかし、所得が低くぎりぎりの生活をしている場合、収入が減少したからといって食費や家賃などの支出を簡単には減らせません。第1分位の世帯では、2000年の段階で可処分所得に対する消費支出の割合、消費性向は、既に100%を超える104.7%でした。2011年には消費性向はさらに拡大し、121.7%となっています。

可処分所得とは、実収入から税や社会保険料を除いた額のことです。一般に家計の判断で使える金額とされています。可処分所得を超えた部分の消費支出は、預貯金などを取り崩して充てていると考えられます。

また、年金暮らしのお年寄りもふえています。国民年金だけで生活はできません。このような低所得者が、今、住まいに困っております。アパートはどんどん建っておりますが、5万から7万、高いところは8万ということで、とても国民年金者には手が届くものではありません。そういう年寄り、それから職がなくて転々としている人たち、こういう人たちの収入が非常に低くて、家賃を5万円もとられてしまったら、どうやって食べていくか本当に困っていると、安い貸し家はないかと、私も時々頼まれておりますが、せいぜい家賃として払えるのは3万ぐらいだと。しかし今、そういう3万の家賃がありません。ここはあいているなと思って訪ねていくと、やはり震災で壊れていて直さなければならない、その直すのにはお金がかかるということで、貸し家がないんです。本当に困っているわけなんです。公営住宅、これがあれば、そういう人も救っていただけるんでしょうけれども、公営住宅がどんどん減っている。そしてそこに入る人はふえているということですが、現在、那珂市の公営住宅は、24年度でいくつぐらいあって、そこを希望する人は何人ぐらいいるのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

市で管理している公営住宅でございますけれども、現在280戸ほどございます。平成24年度の実績でございますけれども、公募住宅戸数11戸に対して、27件の応募がございました。以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 11戸の公募に対して27名ということで、2.45倍です。実際には、それよりも住宅の種類によってはたくさんあると。例えば私の知っている人も、ぜひ公営住宅に入りたいということで今回応募したそうですが、静の住宅があいているというので行って見た。ところが、あそこにはコンビニが1件しかなくて、しかも病院に遠いということで、病院に通っているから、あそこではとても生活できないということで、今度、芳野の公営アパートを訪ねた。あそこには老人の住宅がありますね。そこへ行ったならば、あんだで10人目だよと言われた。10倍の競争力があるわけですね。だから、その住宅によって非常に差があるわけです。こういう入れない人、待っていてもなかなか私が生きているうちには入れないかもしれないというような心配を抱えております。

今、那珂市もそうですが、公営住宅を古い順からどんどん潰して、そこに昔は再建計画ができていたわけです。ところが、それがもう全くなくなってしまいました。古くなればどんどん潰して終りということですが、現在、そういう住宅事情に対して公的な支援というものは、国と市とどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

公営住宅の建てかえの補助でございますけれども、現在、国のほうで建設費の補助ということで2分の1の国庫補助がございます。この補助に関しては、平成18年度までは家賃収入補助と家賃対策補助というのがございました。しかし、平成18年の三位一体改革におきまして、税源移譲に伴いまして、実質的に家賃収入補助と対策補助というのは廃止となったということで、平成17年、前年度の実績でございますけれども、静駅前、鴻巣、鷺内住宅等が該当しておりましたけれども、合せて3,000万円弱の補助があったわけですが、それも事実上廃止になってしまったということで、現時点におきましては建設費補助の2分の1ということでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） その他の住宅政策としてありますか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

国の補助としては、私の知っている範囲ではありません。市の補助としても、個別の補助というものは特段設けておりません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 国の補助が全くなくなってしまったということでございます。憲法では、文化的な最低限の生活の保障をうたっているわけですが、日本では、そういう

責任を負わないということです。

ずっと以前、ヨーロッパに行ったときには、北欧などは収入の15%以上の家賃を払っている人には、国がちゃんと保障をすると、国が出してくれるというようなことを聞いて、ああ、やっぱり進んでいるなと思いました。ところが日本は、どんどんとそういうことが切り捨てられて、現在では何もないということです。憲法からいっても、これはおかしいということを地方からも声を上げていかなければなりません。でなければ、文化的な最低限度の生活を保障することはできません。アベノミクスは、孫への学費贈与については1,500万円までは非課税にすると、こういう援助もしなくていいところにはお金を使い、本当に必要とする低所得者にはしないと。これは本当におかしな方向に向かっていると私は思います。ぜひこういう政策は転換してほしいと思いますが、このような不公平な政治に対して、今一人ひとりが声を上げていくときではないかと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） これは、急に振られたものですからびっくりしているんですけども、高品質の福祉を実行するには、今、ヨーロッパのほうのお話をされましたけれども、税金が高いんですよ。税金を高くして、例えば消費税、多分半分ぐらいデンマークとかあの辺は持っていかれちゃうと思うんです。その代り、高齢になっても、ちゃんと安心して暮らせますよというような社会構造なんです。だから、それを日本人が望むかどうか、その辺は抜本的にいろいろ国民が議論を重ねてやっていただく内容だと思っています。いずれにしても、金がないのに高品質の福祉行政、今でも不自由で大変なんですよ。パンクしそうなんですよ。その辺を、やっぱり国民的に議論して、税金高くてもいいよと、その代り老後は人間らしく、人間の尊厳を保って生きていける社会がほしいんだということをみんなで議論すれば、そういう社会は実現すると思います。

それから、税の徴収のあれですね。それなんかもやっぱり低所得者の人がいて大変だと。そうすると消費税が上がりますよね、上がるんです、消費税ね。それを、市長会のほうでちょっと言ったことがあるんですけども、そういったものを社会保障費に、自民党も民主党も消費税の増額分は、全部社会保障費に充てますと言ったんですよ。だから、それを私たちは実行させると、社会保障費に全額上がった分を投入してくださいということを叫んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 消費税を全額福祉に充てるということですが、上昇分ね。そうすると、今まで福祉に予算を使っていたものは消費税で充てられると。今、上昇分だけならどうかと思いますが、今まで一般会計で使っていた分が消費税で埋められると、消費税で全部賄うと、では生活をよくするには消費税上げますか、上げるのが嫌なら生活は我慢しますかと、そういう追い詰められた、どうしようも回答のしようがない状況に追い込まれて

しまいますね。ヨーロッパの場合は、税金が高いからということですが、不満はありません、納得している。なぜ高くてもいいかという、老後がまず安心、医療費がない、介護も大丈夫、それから家賃も保障されている。ですから、生活がもう安心なんですよ。だから払いましょうと、それは国民との合意の上に成り立って、日本は合意なんてないですね、一方的に上げますよと。で、福祉政策はどんどんとられるということですから、その辺の合意を、これからちゃんと議論して決めていていただきたいと思うわけです。

いろいろそういうことを言っていると、時間はどんどんたっってしまうけれども、やはり安心・安全に生活ができるということが何よりも大事なんです。そういう政治をしていくには、上のほうに任せていたんでは決して実現しません。この間の財務大臣の麻生太郎さんですか、あの方が言っていました。日本の年寄りには老後のために貯金をしてしまう。イタリア人は、死んだときにゼロになればラッキーと、幸せで死んでいくということなんです、なんで日本人は老後のために貯金するかというと、病気になったとき、体が不自由になったときに誰も面倒を見てくれない。お金が必要です。いい施設に入るには、25、6万円もかかる。そんな金出せる年寄りには、一体いるのでしょうか。その辺を考えないで、ただそういう財務大臣がそんなことでいいのかなということを思いましたけれども、ぜひともそういう現場の声を政治に反映して、金のある人はそれでいいんですから、一人で生きていけるんですから、ない人のためにどうするかということに知恵を絞っていただきたい。特に市民と最前線で接触する市の職員には、そのことを強く求めます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告5番、木村静枝議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合により、これにて終了をし、残余の一般質問は明日7日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 2時50分

平成25年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（3月7日）

## 平成25年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成25年3月7日(木曜日)

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(20名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	9番	萩谷俊行君
10番	勝村晃夫君	11番	中崎政長君
12番	笹島猛君	13番	助川則夫君
14番	君嶋寿男君	15番	武藤博光君
16番	遠藤実君	17番	須藤博君
18番	加藤直行君	19番	石川利秋君
20番	木村静枝君	21番	海野進君

#### 欠席議員(2名)

8番	中庭正一君	22番	木内良平君
----	-------	-----	-------

---

#### 地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	木村利文君
総務部長	吉原正夫君	市民生活部長	大森常市君
保健福祉部長	秋山悦男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	武田國嗣君
教育次長	中井川和君	消防長	根本栄君
会計管理者	鹿志村貢君	行財政改革推進室長	萩野谷康男君
危機管理監	城宝信保君	企画部次長	関根芳則君

総務部次長	宮本俊美君	市民生活部長	山田行雄君
保健福祉部長	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	岡崎隆君	上下水道部長	佐藤隆一郎君
消防次長	萩野谷孝君		

---

**議会事務局職員**

事務局長	山崎文夫君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺莊一君	書記	三田寺裕臣君
書記	二方尚美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。欠席議員は、8番、中庭正一議員、22番、木内良平議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

---

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続いて一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、武藤博光議員。

質問事項 1. 小中一貫教育の推進について、2. 青色防犯灯の設置を、3. 市有地駐車場の舗装整備を、4. 道路の進捗状況について。

武藤博光議員、登壇を願います。

武藤議員。

〔15番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） 議席番号15番、武藤博光でございます。

本日は、昨日に引き続き一般質問ということで、朝からまたよろしくお願ひ申し上げます。一番目の小中一貫教育の推進にということに関しまして、まず質問をさせていただきたい



と思います。

昨今の教育事情の多様化というものは、目を見張るものがありまして、小中一貫に限らず、中高一貫、そしてまた一部では小中高一貫教育というのが導入されているわけでございます。県におきましては、日立地区とか筑波地区においては、中学とか高校ということで、一貫教育が進んでいるわけでありまして、一般の高校とかに比べますとある程度人気も高いということで、これからの主流というのは、やはり連携の教育が望ましいのかなというふうに思いますし、そういう流れになっていくのかなというふうに思っているわけでもあります。

本市におきまして、いよいよ小中一貫教育をこれからどのようにやっていくかというような委員会が立ち上がるということでもありますので、やはり中長期的には、小学校の統廃合という問題も含んでおります。一部で本米崎小とか、そしてまた戸多の小学校のほうも統廃合になるというような流れでありまして、以前ですと、各中学校と小学校というのは、同じ地域にありまして、額田なんかも道路を挟んで右側が小学校、そして左側が中学校というふうになっていたわけでございます。やはり、そのころ、僕の時代ではないんですけども、当時、那珂二中とか那珂三中とかできる以前には、各小学校と中学校が併設していて、いろんな面で先輩関係、後輩関係ができたということは、現在の人間関係を構築する上で、横関係の人間と縦関係の人間関係ができたということで、それというのは、今の那珂市において非常に大きな深い意味を持っているのかなというふうに思っております。

そこで、那珂市におきましての小中一貫教育についてどのような形であるのか、例えば県内で小中一貫教育を行っている地域というのは、教育委員会としてはどのあたりを把握しているのか、教育次長にお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在のところ、県内では2つの地域で行われております。それで、1つ目は水戸市でございます。国田小学校と国田中学校が平成7年に茨城県内で初めてとなる小中一貫教育のできる水戸市立国田小中学校を設立しております。そして、2つ目でございますが、つくば市で平成24年4月から、これは施設一体型である小中学校の春日学園というものを開校しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） この近隣でも、地域的に言いますと、余り人口の密集していない地域で過疎化が大変なのかなという、思われるような地域で小中一貫教育というものが進んでいるわけですけども、資料によりますと、平成12年度以降、全国で98の団体が実施しているということを聞いております。これについて、メリット、デメリット等はあると思いますけども、教育レベルの向上の見通しなどは、どのようなものが考えられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在、水戸市立の国田小学校における例として、水戸市立国田小学校におきましては、小中一貫教育の成果といたしましては、知、徳、体のバランスのとれた児童生徒の育成ができており、例といたしましては、県が行っている体力テストや学力診断のための結果というものは、県平均を上回っているというようなことを聞いております。

それと、全国の小中一貫教育を行っている学校の報告においては、小学校と中学校の教師が子供の成長を9年間見ることができるため、きめ細かな指導ができ、学力向上が図れるということが言われております。

また、小中学校の円滑な接続というものを行うことにより、児童生徒に精神的な安定をもたらして、着実な自己形成ができるというようなことが言われております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいまの教育次長の答弁によりますとかなりよいというようなメリット面での効果が期待できるということで、ぜひとも那珂市においてもそのような形でもって推進されるのがよろしいのかなというふうに思っているわけです。私立の学校におきますと県内でも小学校から始まり中学校、高校と小中高一貫というのを目指して水戸市内にも学校があるわけでありまして、やはり同じ場所で同じイデオロギー、ポリシーのもとで学校を学ぶということは、非常に個性豊かな人間をつくるという観点におきまして、今後の教育として重要なことというふうに思っているわけでありまして。

ただ、やはり1つ懸念されるというのは、これは、私自身の見解なんだけども、同じ環境にいたるのはいいんですけども、那珂市では余りないのかもしれないですけども、転勤とか転校とかになっちゃったときに、教育のレベルがほかの地域との整合性がついていけるのかなというようなそういうデメリットはあるのかなというふうに思っているわけです。

教育長にお伺いしたいと思いますけども、教育長指導のもとで、この小中一貫教育というのを推し進めようというふうに聞いておりますけども、この点におきまして、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 小中一貫教育ということにつきましては、今、次長の説明がありましたように9年間を見通して、学習や生活指導の継続性や系統的な教育をすることにより、児童生徒の心理的な不安を解消できるというようなことがございますし、また、中学校からの進学に際しましては、急激な学習環境の変化によって不適応と、いわゆる中一ギャップというようなことが生じておりますけれども、そういう部分についての解消もできるかなというふうに思っております。

私といたしましては、やはり義務教育9年間を通して、魅力ある那珂市の学校で学ぶこと

で、郷土に対する思いを強く持ち、子供の教育は那珂市で受けさせたいと、そういう教育をしていきたいというふうに考えております。那珂市独自の教育として、各中学校単位で小中一貫を取り入れて、自分たちがしっかりと足を固めて社会人として成長していけるような、知、徳、体バランスのとれた人材を育成していくための基礎づくりをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 教育長の強い教育に対する熱意でありますので、ぜひともそのような形で推進されることを望んで、この項を閉じたいと思います。

続きまして、青色防犯灯の設置という問題でありますけども、例えば高速道路、磐越自動車道を走っていきまして、福島から新潟のほうに抜けますと、あたり一面が本当にブルーの青色防犯灯がついてて、すごくきれいだなという思いをしたわけでありまして、一体青色防犯灯は、どのような効果があるのかなっていうことを私自身調べてみたわけであります。

それによりますと、メリットとして挙げられるのは、防犯意識が高まるということ、ただ、デメリットとしては、防犯灯というよりも若干暗目になってしまうということで、その辺のところはどうかなっていうのはあったんですけども、やはり今、市内とかを見てみますと、車の赤色灯ではなくて、青色（あおしょく）灯っていうんですか、青色（せいしょく）灯っていうのかな、そのようなのを載っけてパトロールしている一部の人が散見されるわけでありまして、やはり防犯という観点から考えますと、ある意味、効果は高いのかなというふうに思っているわけでございます。

昨今、自治会制度になりまして、市のほうの防犯灯の設置ということで、蛍光灯以外にも新しい防犯灯ができたという話をお伺いしておりますけども、市民生活部長にお伺いしますけども、新しい電灯の設置の状況については、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

従来は、白色の防犯灯の設置について助成を行ってきたわけでございますが、昨年度、平成23年度から既存の防犯灯をLED化する場合について、その設置費用の2分の1を1万円を上限として補助を行ってきているところでございます。これまでに、平成23年度、昨年度につきましては49基、本年度、これまでに65基設置をしてございます。合せて114基がLED電球に切りかえられたわけでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 従来の蛍光灯からLEDに切りかえてるということでもって、非常にいろんな意味での効果が高いというふうに思っているわけでありまして、特に違うの

はワット数による電気代、この電気代というのも最終的には自治会で負担するわけでありまして、この電気代はどのぐらいの差でもって計上されておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

20ワットの蛍光灯ですと、昨年調べたところによりますと231円1灯当たり、今、月額231円になりますが、LED電球につきましては124円というのが月の電気料金でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今の部長のお話を聞いていますと、やはり蛍光灯は頻繁にかえなくてはならない、しかも月々の電気代も非常に2倍程度になってしまうということで、やはりLEDの推進というのが不可欠になってくるのではなかろうかなと思いますけれども、LEDの推進について、やはり問題となっているのは、補助金の度合いですか、これについてできればもうちょっと上げていただきたいなというふうに要望したいと思います。

引き続き、青色の防犯灯の設置というのは、当市においては無いわけでありまして、二、三、青色防犯灯をつけたという地域、もともと英国のスコットランドのグラスゴーという地域で青色の街灯を設置したところ犯罪が激減したというような話から、日本でも平成17年ころから青色防犯灯に対する関心が高まったというふうに聞いております。この青色防犯灯を具体的にどのような地域でやっているのかなというふうに思いますと、調べたところ一生懸命やっつてるのは奈良市の秋篠台とか、そのほか何点か地域があるわけでありまして、やはり試行錯誤的にやってみて、今まで余り悪いというような話は聞いてはおりませんが、生活部長にお伺いしますが、防犯効果が高いと思われる青色赤色灯についての市としての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

議員がおっしゃられますように青色には人の副交感神経に作用して落ち着かせるという鎮静作用と心理的に人を冷静にさせるという効果があるということで、防犯効果が高いというふうにも言われております。しかしながら、波長が短い、青色は雨天や霧の中では白色に比べて極端に見えにくくなるということも言われており、また、防犯効果の科学的な実証効果は判明していないというふうにも聞いてございます。当市におきましては、昨年度、申し上げましたように平成23年度からLEDの補助を始めたばかりでもありますので、今後、青色防犯灯を導入した自治体の効果等を検証していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） やはり犯罪というのは、明るいところでは余り起きないというよう  
なこともあります。しかしながら、当市は可住地面積も広いことですし、しかも、道路面積  
も長いということで、いろんな面で、防犯灯をあちらこちらに設置するというのは、なか  
か経済的に難しいのかもしれませんが、やはり暗い地域をなくして、安心して犯罪のない  
まちづくりというものを念頭に、今後の防犯灯需要に推進していただければありがたいとい  
うふうに思って、この項を閉じたいと思います。

続きまして、市有地駐車場の舗装整備ということで、具体的には、額田中央公民館前の歩  
道整備ということになっております。

現在、額田の十文字というのが県の事業によりまして、交差点を非常に拡幅して、何軒か  
の家、そしてまた店舗が移動してるという状況になりまして、かなり那珂市においては大が  
かりな交差点の整備だと思っているわけでございます。その工事に伴いまして、額田十文  
字近辺に歩道が設置され、そしてまた車線が拡幅され、非常にあのあたりの地域が活性化す  
る、ある意味、中心地としての役割がなお一層果たせるのかなというふうに思っているわけ  
でございます。

それに伴いまして、額田城跡としても、今、今年度までに歩道の整備というのを今やって  
いる状況でございます。これも、徐々に進捗しているわけでありまして、春以降、歩道と  
かが完成しますとたくさんの観光客が見えることが十分予想されるわけです。しかも、水戸  
の漫遊記ということで、昨年11月ころですかね、水戸と常陸太田の間を歩くということが  
行事化されておりまして、その中間地点として、額田の史跡も通る、こういうルートにな  
っておりまして、額田神社から額田の城跡近辺を通りながら、ちょうどあのあたりで休憩をす  
るという設定になっているようでございます。そういうことを鑑みますと、やはり額田城跡  
に足を運ばれる方の駐車場というの、大きな今後の課題になってくるのかなというふうに  
思っておりまして、現時点で駐車場としてあるのは、額田の阿弥陀寺ですか、あそこのと  
ころに駐車場ということになります。

そしてまた、交流センターのあそこにも駐車場と入り口というようなことになってまして、  
そこにも置けるようになってるんですけども、ただ、難点は日曜日とか月曜日は開かないと  
いう難点がございます。そこで、私ども考えますと、やはり公民館前の場所を整備すること  
によって、お客さんもたくさん来てくれるのかなというふうに思うわけでありまして、  
まず、総務部長にこのあたりの整備をできるかどうかということについて、お伺いしたいと  
思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

額田中央公民館については、市有地に建っているということでございまして、平成20年3  
月に20年間の賃貸借契約を結んでいるところでございます。現在、公民館前の敷地につきま  
しては、碎石の状態となっておりますけれども、公民館を利用していただけるために地元の皆

さんに管理をしていただいているというところでございます。駐車場の整備ということでございますけども、他の市有地に建っている自治会の公民館、これも同様の状況がかなりございます。こういうことから、新たないわゆる整備舗装についてはしてない状況もございますので、今回、ご要望の整備につきましては、難しいというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 総務部長の見解では、ほかの地域との関連性もあってなかなか難しいというような話なんですけれども、やはり位置づけの問題だと思うんです。ほかにもたくさん公民館とかあるのは、十分私もわかるわけなんですけれども、今、市として観光地化を進める、先月、議員の皆さんと一緒に横手のかまくらというイベントに交流ということで、参加したわけなんですけれども、やはりいろんな面で駐車場が整備されていて、そしてまたその近くにはお土産屋さんもある、やはり官民一体となって、その地域を盛り上げるという姿勢が随所で感じられていたわけなんです。そのような観点からいきますと、交流都市を結んでいる横手というの、あそこにお城がありまして、戸多の殿様があちらに行かれたと、そしてまた額田の人たちの名前も出ているということで、非常に那珂市と横手市という関連性が高いわけなんですけれども、やはり向こうの横手の方たちが那珂市を訪問した際に、何点か観光地を案内するという、そういうことも考えますと、やはり官民一体となった観光地、そしてまた史跡のめぐれるルートというのが大事になってくるのかなというふうに思っているわけでございます。

まして、今度、額田の十文字が広がると、あのあたりにお菓子屋さんもあるし、そこでは額田城に関するまんじゅうとかも売っている、そのようなことも考えますと、非常に駐車場としての立地としての効果も高まるのではなかろうかなというふうに思っております。ぜひとも市長、どうですか、このあたりの見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） 額田地区は400年前以上になりますけど、大きなお城があつて、そうした関係で観光資源が豊富であることは十分認識しております。額田城の跡とか、寺社、城を含む額田地区への観光客のためには、そうした駐車場が必要であると思っております。それが、どこがよいか、ほかの地区も含めて検討をしていきたいというふうに考えています。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今の市長の答弁ですと、やはり来ていただける観光のための駐車場ということで、ある一定の前向きな発言は受けたというふうに思いますが、やはり中央公民館前の整備というのが数年前からの課題でありまして、あそこでいろんなお祭りとかをやったり、イベントとか行うということで、非常に使い勝手のよい場所だし、そしてまた多くの方が利用するところでもあります。ぜひともその地域の整備ということを要望しておき

たいと思います。

そして、あそこには、以前忠魂碑とか警察の派出所、それとあと現在も消防の詰所とかがありますけども、そのあたりとの関連性について、総務部長にお伺いしたいと思いますけども、どのようになっているのか土地の利用についてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

現在、額田中央公民館の建っている敷地でございますけども、面積といたしましては、約1,149平米ほどございます。うち額田公民館の敷地としては、335平米というようなことで、先ほどのように賃貸借契約が結ばれていると。

さらには、入り口の向かって左側のほうになりますけども、駐在所敷地という部分で、やはり330平米ほど賃貸借を結んでいるというようなこともございます。

さらに、右側の入り口におきましては、消防機器置き場というようなことで整備がされておりますので、そういうような建物がありますので、非常に使いづらいというような状況もあるのかなということは、現状としては見られるということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、総務部長のお話を聞きますと、いろんな賃貸借契約が結んであるということは確認できました。ただ、地域の要望で今度道路が拡幅されるということ、そしてあと、このたび額田地区に公共下水道が入るということで、あのあたりがやはりもうちょっといわゆる中心地としての役割を果たすということで、総合的な今後の整備というものを期待しておるわけでございますけども、一部住民自治会の声としまして、消防詰所をもうちょっと奥のほうに送っていただいて、あの前のところをもうちょっときれいな形で整備したいというような話も出ておりますので、この場で要望し、そのような機会があれば改善していただきたいと思います。

続きまして、4番の道路の進捗状況についてということであります。

今、額田地区も何本か道路の整備状況というのが出ているわけでありまして、まず、基本的な考え方として、当市におきまして、新しい道路がどのような形で拡幅、そしてまた整備されるのか、その基本的な考えについて建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答え申し上げます。

道路の整備につきましては、基本的に市としては5.5メートル以上が望ましいということで整備基準をつくりまして、幅員5.5メートル、できれば両側側溝を入れたい、排水先があれば側溝を入れたいということで基準を設けております。これに関しては、地元の自治会長さんと代表者連名で申請をしていただきまして、申請された年度内に現地調査をしまして、採択するかどうか結果を通知するというところで、採択しましたら、予算を確保し、測量等を実

施し、地元で事業説明をしまして、さらに用地交渉等を重ね工事に入るということで、採択してからかなりの年数がかかってしまっていますが、進める状況になります。

さらに、5.5メートルを現実的に確保するのは難しいというものに関しましては、4メートル以上、5.5メートル未満ということで、道路後退敷地及び狭隘道路取扱基準というのがございまして、これも地元の申請に基づきまして進めるということになっております。

さらに、4メートルでも確保が、道路整備が難しいと、もう家が建ち並んでるといふようなところに関しまして、昨年までは市街化区域に限り現道舗装というものを認めておりました。これは、2.5メートル以上舗装することが可能であれば舗装するというので、これも地元からの申請に基づいて採択、不採択を決定して進めてきたわけですが、一昨年まで建設常任委員会でいろいろ議論をいただきまして、調整区域においても生活している人たちは市街化区域と変わらないということで、市街化調整区域においても、現道舗装などができないかということで、いろいろご提言をいただきました。そういう中で今年度から市街化調整区域においても、2.5メートル以上舗装できれば現道舗装をしていくということで進めております。

これに関しては、多少条件がありまして、公図幅員が1.8メートル以上、無償借地で2.5メートル以上確保できるということと、あと3戸以上住宅が連たんしていると、これ1軒のために何百メートルもやはり舗装するということになりますと、投資効果の問題もございしますので、少なくとも3軒以上連たんしているという条件をつけさせていただいております。さらに、行きどまりであっても、そういう条件を満たせば舗装すると。あと、排水に関しては、排水先があれば、可能であればU字溝の設置も考えるということで進めております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま建設部長のほうから、具体的なフォローについて詳しい説明があったわけでありまして。特に、今、問題となっている道路といたしまして、今、額田地区で公共下水道がこれから張りめぐらされるわけでありまして、1回道路を掘り起こして、また、そこを復帰するというようなことがあちこちで起こると思うんですけども、そのような際に、どうせだったら先ほど部長の中で市街化調整区域でも3戸以上あるということがあれば、舗装が可能というふうなことをお聞きしたんですけども、このような場合、上下水道のほうの関連と一緒にして、この舗装と、現道舗装というのができるのか、その点についてお伺いしたいと思いますけど、建設部長、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

下水道の普及に伴いまして、2.5メートル以上無償借地において舗装が可能だということと、地元から申請が上がればそのような方向も部間の調整で可能かと思っております。

以上です。



○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） そうしますと、下水道が入る地域におきまして、管を埋めて、そこをまた原状に戻すというときに、地元の自治会のほうからの先ほど述べたような申請があれば、それは舗装になるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） はい。そのように進めるように今後部間調整をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 以上の点において、今後、下水道の埋設が随時進んできますけれども、地元の自治会長さんといろんな協議をしながら、ぜひともそのような方向で進めて、舗装道路というのを整備していただきたいというふうにお問い合わせしたいと思います。

次に、額田の東郷地区の道路でありますけれども、額田東郷地区の道路、いわゆる四堰のほうから上がってきまして、永井、新地、柄目に続く道路なんですけれども、この道路について、どのような状況、今の段階でどのような見通しになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） ただいまご指摘のありました道路は、市道6-01号線、額田東郷新地後坂下線の件かと思っておりますけれども、この路線に関しましては、平成17年、18年度に測量を実施しまして、その後地元説明会を開催しております。今後は、地元との調整が整い次第、詳細設計を発注する予定でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今の建設部長の答弁ですと、具体的な形で進めるというような話を確認できたわけでありまして、工事工程におきましては、具体的に予算化されるのはいつごろなのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 予算化する時期でございますけれども、これに関してまだ地元の調整が済んでおりませんので、その状況を見ながら、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） この道路につきましては、若干のちょっと地元の意見の食い違いということが出てみたいで、予算が一昨年度流れてしまったというような話も出ております。しかしながら、今後、一部の方の反対、このように全行程が長い、この道路は多分全行程で1,200メートルぐらいあるのかと思うんですけれども、その長い1,200メートルの中で、一部の方の反対ということでもって、ほかの市民の方々がいろんな面で不便を強いられてしまう

と、このようなことがあるかと思えますけれども、市としての考え方としては、今後、那珂市の道路をつくる場合、どのような形でもって、そのような対処をしていくのかお伺いしたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） この路線も含めまして、地元から申請があった路線ですので、少なくとも地元の中でトラブルが起きないように形で調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） このように平成25年度の道路改良ということで、計画図が上がっておりますので、ぜひともこのような申請の上がっている道路においては、なるべく早い段階での予算化というものをお願いしたいと思えます。

それと、那珂二中の周りで一部道路が狭隘でマラソンとかいろんな面での部活の生徒なんかも困るし、そしてまた通学路でも困るというようなことの話聞いておりますけれども、那珂二中の外周道路については、どのようなふうになっているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

現在、測量設計を実施しておりまして、平成25年度に工事を発注する予定でおります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） これも、また緊急な道路改良だったと思うんですけども、この予算措置というのは、どのような形で執り行われたのでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） 今委員会で来年度の予算をご審議いただきますけれども、その中で来年度の予算に計上するというところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 通学路ですね、この通学路の問題というのは去年から一般質問等で数多く行われておりまして、小中学生が安全に、しかも快適な通学路ができるということがひとつこれで通ったのかなというふうに思いますので、今後、このようなできるだけ早く整備がある道路につきましては、随時、予算化して計画して実現化していただきたいと思います。

以上で、全般の質問を終るわけでありまして、特に3番の額田中央公民館の整備、そしてまた、額田城関連の道路拡幅、そしてまたあの地域での観光化というのは、今後の那珂市におきまして、一つの核となるような場所、しかも観光地として非常に恵まれた場所であ

りますので、今後、いろんな観光、商工観光のほうとも、そしてまた歴史民俗のほうとも連携して進んで取り組んでいきたいと思いますが、最後に、市長にそのあたりの取り組みをお伺いして、質問を閉じたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 海野市長。

○市長（海野 徹君） この地区について、先ほど申し上げたようにやはりいろんな観光資源とかそういったものの宝庫でありますので、行政としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、地元の皆さんのご協力も必要かと思っておりますので、議員のほうからも、よく働きかけていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 額田には萩谷議員もいますので、住民の皆さんと一体となって、ぜひとも市役所の皆様と協力し合いながら、なんとかよい方向に持っていきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導などお願いしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を閉じます。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、武藤博光議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

---

◇ 筒井かよ子君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き一般質問を行います。

通告7番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 公共施設の利用について、2. 市庁舎周辺の環境整備について、3. 那珂市民の歌・音頭について、4. がんの早期発見について。

筒井かよ子議員、登壇を願います。

筒井議員。

[1番 筒井かよ子君 登壇]

○1番（筒井かよ子君） 議席番号1番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、公共施設の利用について質問いたします。

那珂市には、現在、市民が利用できる公共施設として、那珂中央公民館、総合センターらぼーる、高齢者福祉センターひだまり、さらにコミュニティセンターとしてふれあいセンターよしの、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼり等があります。これらを利用する立場からの質問をさせていただきます。

特に、コミュニティセンターにつきましては、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の第2条に市民みずからが住みよいまちづくりを進めるための拠点施設として、市民の地域活動を通して、地域住民の交流を促進し、文化教養の高揚と福祉の増進を図るためコミュニティセンターを設置するとあります。このセンターを利用して、幅広い年代の方々が和気あいあいと地域活動ができることが何よりの利点であり、現在、多くの利用者がそれぞれの活動を通して、充実した生活を送っていることは、大変すばらしいことでもあります。多くの方が利用しているからこそさまざまな質問や改善要望が聞かれるのも事実であります。

そこで、いくつか質問させていただきます。

まず、コミュニティセンターの利用状況について質問いたします。どのような団体が利用し、また、年間利用件数はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

利用団体でございますが、福祉関係や生涯学習関係などの市民活動団体、それから自治会などの市民自治組織、官公署関係の組織や官公署、それからNPO事業所などがございます。

利用内容の主なもの、生涯学習活動でございまして、そのほかに市民自治組織等の会議や福祉活動等となっております。

また、ふれあいセンターよしの、よこぼり、ごだい、らぼーるの4施設の平成23年度の年間利用件数の合計でございますが、8,585件でございまして、その利用者人数合計でございますが、20万46人となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） かなり多くの方が利用されていることがわかります。コミュニティセンターは、住みよいまちづくりを進めるための市民活動拠点として位置づけられておりますが、利用者に対する利便性の向上が不可欠であります。これを踏まえ施設にはどのような機能を持たせているのかをお聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

市民の交流や生涯学習の場、それから市民自治組織活動の拠点、また、災害時には避難所

として利用するなど多くの機能を持った施設でございます。今後も引き続き住みよいまちづくりを進めるための重要な拠点施設として、利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 利便性の向上を図る上で施設ごとに違った基準での運用がなされておりますと、利用者が大変困ることになります。そこで、そのようなことがないように一貫した運営措置がとられているかどうかをお聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

現在、多くの方がコミュニティセンターを利用している状況でございます。この利用者が不便を来すことのないよう必要に応じて各施設の担当者による連絡会議を開催し、情報交換を行っているところでございます。今後も、横の連絡を密にとりながら、統一した管理運営体制でサービスが提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） コミュニティセンターを利用する方々は、それぞれに楽しく充実した時間をそこで共有しております。生涯学習や地域住民の触れ合いの場として、さらに独居老人の弁当づくりなどのボランティア活動、そして災害時の避難場所として生活する上での大きな心の支えとなっているところであります。今後とも、利用者目線で管理運営体制をしていただき、ますます地域の拠点になっていただくことを強く希望いたします。この件に関しましては、希望いたしましてお願いいたします。

続きまして、市庁舎周辺の環境整備について質問いたします。

那珂市役所庁舎は那珂市の顔であります。市内外の多くの方が市庁舎を訪れます。特に、現在開催中であります那珂のひな祭りに関しましては、テレビ放映、新聞、その他、さまざまなメディアに取り上げられておまして、連日多くの方でにぎわっております。テレビ放映のあった翌日には、曲がり屋だけで1日700名以上の来場者があったそうです。

さらに、3月3日に行われましたつるしびな祭りのイベント当日には、曲がり屋の入場者が3,000人に達し、一の関ため池親水公園イベント会場全体では、約8,000人から9,000人の人出となったそうです。この状況も、このひな祭りにかかわっておられる関係者の方々の熱心な努力と盛り上げて応援して下さる多くの皆様の力があってこそと敬意を表しておるところです。曲がり屋を訪れたお客様は、市役所での展示にももちろん足を運びます。市庁舎周辺は注目の的でありますので、環境を整えた市庁舎として堂々と市内外にアピールしてほしいものと考えます。

そこで質問いたします。まず、中央公民館、市役所とも駐車場の線引きが新しくなりまして、以前より数段駐車しやすくなったとの声が聞かれます。特に、女性にとっては二重線は

とてもうれしいです。駐車場はとても快適なのですが、市庁舎の平面図が入り口近くに設置されておりますが、汚れていてよく見えません。曲がり屋から市役所へ向かう動線として、正面入り口よりもむしろアプローチから入ってくる方が多いですので、とても気になります。加えて一の関ため池親水公園の駐車場の案内板の文字がかすれて読みづらい状態になっています。どちらも改善を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

本庁舎及び中央公民館の周辺につきましては、一の関ため池親水公園も含めまして、年間を通してその環境にふさわしい緑化管理委託等を行いまして、環境美化に努めているところでございます。ただ、議員からご指摘のありました案内板等でございますけども、設置をしましてから、かなりの年月が経過しているという状況で確かに見えにくいという部分がございますので、これにつきましては、早急に改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 早急な改善を望みます。案内板等につきましては、その他もよく確認してくださるよう希望いたします。

さらに、正面に那珂核融合研究所より寄贈された大きなモニュメントがあります。飛翔というタイトルどおり、ホップステップジャンプと那珂市発展への願いが込められています。折しも那珂核融合研究所では、臨界プラズマ試験装置「JT60SA」の組み立てが始まり、新聞記事によりますと、核融合の新たな地平を切り開くことが期待されてるとのことです。実験開始時には、国内や欧州から400人から500人の研究者が那珂市に集結すると見込まれております。おのずと那珂市が世界的な核融合研究の拠点となる日も遠くはないとの見方もあります。このような状況の中、国内外の多くの方々を迎え入れる那珂市の玄関として、市役所とその周辺の環境を整えておくことが大変重要であると考えます。

市庁舎を取り巻く木々もまだ芽吹きには時間がありますので、現在は色のない時期であります。あと少したちましたら、新緑と梅、桜の開花とともに、市庁舎周辺も華やかになると思います。環境の整った明るい雰囲気職員の方々も笑顔で来庁者を迎えてくださることを期待し、なお一層市庁舎周辺の環境整備を進めていただきたく要望いたしまして、この件の質問は終了です。

次に、那珂市民の歌、那珂市民音頭について質問いたします。

那珂市合併5周年を記念して、平成21年に一般公募により那珂市民の歌「輝く未来へ」、那珂市民音頭「いいねなかなか」が制定されました。那珂ふるさと大使のまついえつこさん、宮下敏子さん、長須与佳さんたちが積極的に参加されてすばらしい曲となっております。那珂市民音頭には、振りつけがなされて5周年記念式典にて披露されました。しかし、その後は、学校や地域の体育祭にも各種イベントにも余り多く登場することがありません。時折接

するのは、那珂ひまわりフェスティバル、八重桜祭りの折に宮下敏子さんの歌声で披露されることはありますが、市民が歌う場面は多くはありません。那珂市民の歌、那珂市民の音頭として、誕生したのですから、大々的に広めて子供からお年寄りまでみんなが歌って踊れるようになったら、大変すばらしく有意義であると思います。

今年の那珂市消防団出初め式において、市内の幼稚園生約200名による那珂市民音頭のよさこいバージョンが披露されました。とても見応えがあり拍手を送りました。このような形でも市民みんなが踊れて歌える歌こそが郷土愛につながっていくものと考えます。市民みんなに浸透するためには、まず学校で歌う機会を設けていただくことが一番よいのではないかと考えます。体育祭や音楽会等において、自分の地域の歌を歌うことによって、仲間同士の連帯感も生まれ、お互いを認め合い、仲よく成長できるものと思います。このような情操教育こそがはじめ、その他の問題解決にもつながっていくのではないかと思います。大きくなって、那珂市を離れたとき、自分のふるさとにはこんな歌と踊りがあつたと誇らしく思えるに違いありません。

そこで質問いたします。現在、市内の小学校、中学校で那珂市民の歌と那珂市民音頭をなんらかの形で取り入れている学校はあるでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在、市内の学校におきまして、那珂市民の歌を運動会や集会等で歌っている小学校は1校でございます。さらに、音楽の時間や朝の会で歌っている小学校は2校ございます。なお、中学校はございません。

それと、那珂市民音頭につきましては、運動会の種目で小学校が4校実施しております。また、お年寄りを招待する会で披露している小学校が1校ございます。なお、また、これも中学校はございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 那珂市には小学校11校、中学校5校ありますので、取り入れている学校はやはり少ないと思います。お年寄りを招待する会で披露している小学校は、きっと地域の方々と密な交流をされて、地域に溶け込まれているだろうとお察しいたします。

那珂市民の歌「輝く未来へ」は、若人にも受け入れられるすばらしい歌詞と思います。「いいねなかなか」もなかなかよいと思います。ぜひ学校生活の中で教えていただき、体育祭その他で歌って踊っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今後、そのような構想はあるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

今後でございますが、那珂市には那珂市教育研究会の音楽部会というのがあります。そこ

で行っている全小中学校16校が参加する那珂市小中学校音楽会というのがございますので、その中で全員合唱曲として使用するということを今後考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 全員合唱曲ということは、全ての小中学校で歌の練習がなされると思いますので、大いに期待いたします。幼稚園、小学校、中学校、高校、大学と那珂市には全部そろっています。ここが一丸となって那珂市民の歌、那珂市民音頭を普及しましたら、那珂市の郷土愛が俄然盛り上がります。将来、那珂市からスターが誕生したときには、きっと那珂市の歌を音頭を全国に広めてくれることでしょう。

次に、がんの早期発見について質問いたします。

私は女性が生き生きと暮らせる那珂市を目指しております。その点からも乳がんの早期発見について質問させていただきます。

ご承知のとおり、乳がん、子宮がんは女性特有のがんでございます。那珂市では子宮頸がんワクチンの予防接種にいち早く取り組まれたとお聞きしております。予防接種を受けた子供たちが健やかに成長して、幸せな結婚生活を送ってくれることを願ってやみません。茨城県の平成17年の統計調査を見ても、乳がんで命を落とす方は250人、子宮がんで命を落とす方は140人、さらに、交通事故は97人とあります。そして、年々増加の傾向にあります。皆さんは、乳がんで命を落とす方が交通事故で命を落とす方よりはるかに多いことをご存じだったでしょうか。

世界の各地では乳がんの正しい知識を広め、早期受診を推進するピンクリボンキャンペーンが展開されています。ピンクリボンは、乳がん撲滅のシンボルマークとされています。茨城県内でも、つくば市にピンクリボンの会が結成されていて、乳がん撲滅のためにさまざまな活動をしています。がん治療は早期発見が最も重要と言われておりますが、特に乳がんは、早期に発見することにより命と乳房を守ることができます。那珂市においても、乳がん検診を実施しておりますが、どのような内容で検診を行っているのか、保健福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 乳がん検診の実施内容についてでございますが、本市では昭和63年度から実施いたしております。検診が始まった当初は、視触診検診と超音波検診による方法でございました。平成18年度にこのうち視触診検診のほうを廃止しまして、これに代って国・県の指針により、乳がん検診では最も有効とされるマンモグラフィーによるレントゲン検査を導入し現在に至っております。

超音波検診か、また、マンモグラフィーによるレントゲン検査かについては、対象年齢により異なりますが、超音波検診のほうは25歳から56歳までとなっております。一方、マンモグラフィーによる検査は、斜め横から撮影する一方向と斜め横と上部から撮影する二方向



の2つの方法がございますが、一方向については50歳以上からとなっております。また、二方向からは40歳から49歳までの方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 以前、私も市の集団検診でマンモグラフィー検査を受けたことがあります。保健センターで発行している検診一覧表を拝見しますと乳がん検診の受診対象者は超音波検査においては25歳から56歳まで、マンモグラフィー検査においては40歳以上の方と那珂市のたくさんの方が対象となっております。

ここでお聞きいたします。那珂市ではどれくらいの方が乳がん検診を受診しているのでしょうか。平成23年度、平成24年度の2年間の受診者数を教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 本市の乳がん検診受診者数でございますが、平成23年度はマンモグラフィー検査が1,146人、超音波検査が739人でございます。平成24年度につきましては、医療機関で受診した方の報告がまだ全部上がってきておりませんので、最終の受診者数ではございませんが、現時点での人数でございます。マンモグラフィー検査が1,074人、超音波検査が820人となっております。

なお、本年度の最終見込みとしては、23年度並みと推測しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 那珂市の人口と比較しても、乳がん検診の受診者は多いとは言えないです。より多くの方に乳がん検診を受けていただくために市としては、どのような受診勧奨を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 検診の受診勧奨につきましては、早期発見、早期治療が不可欠と考え周知に努めているところでございます。具体的には、毎年度、検診名や検査方法、検査内容、対象年齢、事前申し込みの有無等を記載した各種健康診査一覧表を作成しまして、年度当初に全戸配布させていただいておりますが、その一覧表の中に乳がん検診の内容も記載いたしております。

また、市のお知らせ板やホームページにも検診の情報を掲載するなどして周知を図っております。そのほか乳がん検診では、40歳から60歳まで、5歳刻みでその年齢に達した方には、集団検診か医療機関検診か選択して、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券を各個人ごとに送付いたしまして、受診勧奨を行っているところでございます。

さらに、その方が受診していない場合は、再度、通知することにより乳がん検診を受診するよう勧めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 受診勧奨を行っていても、受診者数が伸びないというのは、どうい  
うことなのでしょう。若い女性の方には、触診検査に抵抗がある、時間がないなどさまざ  
まな理由により、乳がん検診に足が向かないのかもしれませんが。自己診断できる乳がん検査  
用の商品も市販されております。若い女性の方にも、乳がんについて理解を深めていただき、  
検診を受診していただければと思っています。

ここで保健福祉部長にお伺いいたします。乳がん検診の受診者数を向上させるために何か  
もう少し工夫が必要なのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 乳がん検診につきましては、検診開始当初から試行錯誤しな  
がら実施してきたという状況がございます。具体的には、平成19年度に子宮がん検診と一緒  
に実施できないかどうか、試行的に実施いたしました。乳がん検診に時間がかかり持ち時  
間が長過ぎるとの苦情が多かったため乳がん検診と子宮がん検診は、それぞれ独自で単独で  
実施することとした経緯がございます。

また、検診会場もひだまり、らぽーる、ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターよこ  
ぼり、ふれあいセンターごだいの5つの会場を利用することで参加しやすい環境づくりに努  
めてまいりました。休日検診につきましても、ひだまり会場で何回か実施いたしております。  
また、ひだまり会場のみではございますが、子供と一緒に来て乳がん検診を受診できるよう  
に保育士による預かり保育を実施しております。

さらに、1人でも多くの二十代、三十代の女性の方が検診を受診しやすいように乳がん検  
診の検査は、全員女性のスタッフとしております。いずれにいたしましても、1人でも多く  
の方に乳がん検診を受診していただくために今後とも根気よく周知啓発に努めるなど取り組  
んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 最初に申し上げましたが、乳がんは早期に発見し、早期に治療すれ  
ば治癒することが広く知られております。

また、早期治療により乳房を温存することも可能となってきました。1人でも多くの市民  
を乳がんから守るために検診を受けていただけるよう市により一層のご努力をお願いいたし  
まして、私の一般質問を終らせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 引き続き一般質問を行います。

通告8番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 雇用について、2. 市民との協働のまちづくりについて。

寺門 厚議員、登壇を願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2号、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、雇用について質問を行います。

雇用については、那珂市の雇用対策、施策の現状、それから今後の対応について伺ってまいります。

現在、那珂市においても少子高齢化は、新聞、マスコミ、その他、市の総合計画でもデータとしてあらわされております。既に、皆さんご承知のことと思います。平成24年ですけれども、平成34年、あと10年後には高齢化、高齢人口が三十七、八%と非常に高齢化率が高くなっていきます。ということは生産年齢人口が減るということでございます。約6割弱と、五十六点何%という、そういう極端に人数で数えますと7,000人ぐらい減少してしまうと、非常に厳しい超高齢化社会がやって来ると。

超高齢化社会については、那珂市にどういふ影響を与えるかということでございますが、当然、那珂市の財政基盤である税収の減、それから高齢者医療及び福祉費用の増大、これもかなりかさみます。そして、最も働き手が減るということについては、農業生産額、それから工業製品出荷額、商業販売額の縮小が予測されております。それに伴って雇用不安の増大、さらにこれまで右肩上がりの成長を全体としていきました土地利用、それから公共施設の機能、それから配置、まちづくりのあり方の見直し、これらが求められる大きく社会構造の転換、そういう時期になってきております。この社会変化に対応していくためには、まず第一に私は交流人口をふやすと、那珂市に来てくれる人をふやすことですね。それから、那珂市に住んでくれる人、定住人口をふやす、それから地元で働く場、雇用を創出する地元産業の創出、これらを充実し、少子高齢化社会対策としてやっていく必要があると、それが自立した財政運営を1日も早く実現するということにつながると考えております。これらの対策ということになるかと思えます。

そのためには、自前で財源を確保すべきで、その施策として那珂市独自の特色ある産業、これをつくって未就労者、こちらの就労支援、それから雇用拡大を早急に促進していく必要があります。市長の平成25年度施政方針の中にも、活力がありにぎわいのあるまちづくり、この施策の中でも、雇用対策、施策が重要であるというふうにならわれております。

そこで、那珂市の雇用状況と雇用対策についてお聞きしてまいります。雇用対策については、専門の所管の窓口がございませんので、それぞれ各部門ごとにお尋ねをしてまいります。

まず、総合的なお話になりますが、那珂市の失業者数、それから失業者に対する就労支援

状況ですね、これについてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

平成24年12月現在でございますけれども、茨城労働局による県内の雇用情勢の概況によりますと、茨城県の完全失業率については、3.9%となっております。那珂市の失業率、それから失業者数の現状ということでございますけれども、現在は各市町村ごとの失業者数は公表されておられません。ちなみに、ハローワークの水戸管内7市町村でございますけれども、その12月の有効求職者数で申しますと現在8,813名となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 3.9%、これは茨城県のデータでございますが、完全失業率というお答えでございますが、県内で8,813人おるということでございます。ということは、推定で那珂市には約800人強の失業者がいるという勘定になります。現実には、失業者というのは、この800人というのは、働く意思のある方だけの数字でございます。いわゆる失業手当を申請した方のみでございますので、申請していない方は通常この3倍はいるというふうに言われております。これは、ハローワークさんのほうでも現実にそういう見解を示しております。といいますと、那珂市には約2,400人ぐらいは失業中の方がいらっしゃるといふ勘定になります。この方々は就労すると、働くということは税収増へつながり、那珂市の財政基盤を支えていくということになるというふうには私は考えます。

そこで確認ですけれども、失業者に対する就業支援は、具体的にどのようにやっているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

平成24年度でございますけれども、茨城就職生活総合支援センターと連携をいたしまして、就職相談会を2回開催してございます。相談内容につきましては、キャリアカウンセラーによる講義、それから個人面談等でございます。その効果でございますけれども、受講者からは就業活動をしていく上で大変役に立った等々の意見も多数ありますので、今後も定期的に実施をして求職者個人のスキルアップ、求職情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、市では国の補助事業であります緊急雇用の創出事業ですね、これを活用いたしまして、平成23年度には64人、24年度には48名の雇用を創出したところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきましたが、茨城就職生活総合支援センターから支援を受けて就職相談会を2回と、それからハローワークの求人票の設置、その他の資料を置いてるということでございます。そして、国の緊急雇用創出事業の一環で緊急雇用対策と

いうことで、パートの方を採用しているということですが、那珂市独自でやはり短期雇用ですので、雇用創出事業でございます、この財源が切れればもうそれで雇うことはできないということになってしまいますので、安定した雇用という施策、これが必要になるかどうかと思いますので、ぜひ検討を今後お願いしていきたいと思います。

次に、一般的なお話をいただきましたけれども、それでは障害者については、どのような雇用対策をやっているのか、平成25年4月から障害者雇用率が変更になります。今までよりもコンマ2%ぐらいずつ高くなってまいります。これは、もうこの変更要件も加味されているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

那珂市役所の障害者雇用率について、お答えをさせていただきたいと思います。

那珂市役所の障害者雇用率は、教育委員会を含めまして、現在2.1%となっております。これにつきましては、法定雇用率をクリアしているところでございます。

平成25年4月からは、法定雇用率が2.3%に改められるということになってございまして、このため市では現在障害者を雇用するべくハローワーク、その他の関係機関等協力を得ながら調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 市役所内については、4月からの障害者雇用率の変更も対応はされるということはよくわかりました。本年度については、一般企業に対しても広くその浸透を徹底していただければありがたいと思います。

今、障害者の雇用の対策ということなんですが、具体的に障害者を含めまして社会的弱者といわれる方々への就労支援、これはどのようにやっているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 障害者の方の就労支援につきましては、対象年齢が18歳以上65歳未満の方となりますが、障害福祉サービスによる就労支援事業を行っております。

内容的には、就労を希望している方が現状では就労することが困難である方について、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介等を実施いたしております。具体的には、現在市内に就労支援施設が8事業所ございますが、平成25年1月中の利用状況としましては、110の方が利用されております。

また、本年度の就労につながった方の人数としましては、5人となっております。就労先としましては、病院、薬局、紙加工の事業所などとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 障害者の就労は非常に雇用する側の要望とそれから求職者の要望と、

アンマッチが多くて、なかなかその就労決定までに至らないというケースが多いんですけども、今、お聞きしましたところ平成24年就労者の決定者実績というのは5人いらっしゃるということなので、非常にご苦勞のあとが見える、そういう結果だと思えます。この実績、この障害者を出し続けることは、やはり毎年継続して積み上げていくこと、これが那珂市の障害者雇用対策、これについて那珂市は一生懸命やっていると、このことを内外の方が認知して定住者増加ということにもつながってまいります。ぜひとも継続して雇用拡大をお願いいたします。

また、昨年、国の政策で生活保護給付水準が引き下げられるという法案が、今、整備されようとしております。生活保護受給者問題が取り沙汰されておりますけれども、これに関連しまして、生活保護者の就労状況、これはどのようになっているのか。生活保護率と就労者について、それから就労支援、具体的にどのようなことを実施しているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（秋山悦男君） 生活保護の廃止件数でございますが、平成23年度は31件、平成24年では2月末現在で前年と同数の31件となっております。そのうち就労により保護廃止となったケースは、平成23年度が9件で、その割合としましては、廃止件数全体の29%となっております。また、平成24年度の就労に伴う廃止件数は、5件で全体の16%となっております。

次に、就労支援は何をどのように実施しているのかということでございますが、生活保護受給者の就労支援につきましては、平成23年度から水戸ハローワークでございますが、福祉から就労支援事業に関する協定を結び就労による自立の実現を目指し、取り組んでいるところでございます。事業の内容でございますが、具体的には、対象年齢が高校生を除く16歳から65歳未満となっておりますが、毎週1回、水戸のハローワークに通いまして3カ月間にわたり専属の就労支援の方からマンツーマン指導を受けまして、就労に結びつける事業となっております。実績としましては、本年度で申し上げますと9名の方が受講し、3月1日現在でございますが、3名の方が就労に至っております。

また、市におきましては、保護者宅を訪問する際、茨城県福祉人材センターで毎月発行しております就労情報誌等を配布し、情報提供に努めるとともに就労指導及び助言等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 生活保護者の給付廃止ということは、就職できたということになります。生活保護受給者は、給付が開始されたらずっとそのままらい続けると、決してそういうことではありません。就労復帰が最低条件、やはり働くということ、生活保護の給付を廃止するというのが最大の目的でありますので、平成23年31件、それから24年は昨年を上回る就労者が見込まれるということは、大変ご努力の結果がうかがえると思えます。就労可

能者が全員就労できるよう今後とも那珂市としてできることは、全部やっけていただき、その率を上げていただきたいと思います。

次に、子育てママの就労支援ということでお尋ねをする予定なんですが、昨日、遠藤議員のほうからそういうお話がございましたので、それは割愛をさせていただきます。やはり子育てママ、この人たちが働ける環境というのは、大変重要でございます。また、子供を預けるところと自分たちが働ける、そういうスキルも養えと、そういった支援がある、今は那珂市でもファミリーサポート事業を含め子育てママ支援に大きく力を入れております。やはりこれも那珂市に行って子育てをしたいと思う方がたくさん今後ふえてくると思います。こういうことは、やはり大きく定住者人口の増加に弾みをつけるという大変重要な施策であります。今後ともホームページ利用で大々的にPRをしていただきたいと思います。

次に、農業についてお伺いをしてまいります。

初めに、農業の担い手育成ですね。こちらの方の確保のための具体的な取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

認定農業者に対しましては、農業経営上の向上を目指しまして関係機関と連携をし、経理の指導、それから青色申告などの研修会の開催や経営相談、農地利用集積の促進などの支援を行っております。

また、若い農業者に対しましては、本業の農業生産活動のほかに栽培技術研究や地域貢献活動に取り組んでおります20代から40代の17名の方で構成をしております農業後継者クラブで毎月開催されております定例会に関係機関とともに参加をして農業支援策等の情報提供、それから指導、助言を行っております。今後も、こうした次代を担う農業後継者たちの育成を積極的に支援することが雇用の拡大につながると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農業の担い手育成ということにつきましては、農業後継者クラブ、こちらを利用してきめ細かなフォローをされてるということでございます。やはり若い人は農業をやりたいと、継ぎたいという、そういう支援を今後とも継続をしていただきたいと思います。農業については、担い手ともう一つ新たに新しく農業に参入する方、新規就農者、この育成も非常に重要なことになってまいります。新規就農者についての対策、それから自立までの支援について、市としての長期的なビジョンはあるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

新規就農者数でございますけども、平成23年度は1名でございます。平成24年度が4名でございます。参考までに平成24年度につきましては、Uターン者が1名、親元就農が1名、

ひたちなか、それから常陸大宮等の他の地域からの新規参入、この方が2名となっております。

次に、新規就農者の対策でございますけれども、JAひたちなかと共催により栽培講習会、それから就農相談会なども継続して実施をしておりますとともに、45歳未満の独立自営就農者に対してのこれは年間150万円を最長で5年間給付という青年就農給付金制度及び経営体育成事業等の周知に新規就農者の増を図ってまいりたいと考えております。

続いて、新規就農者に対しての国の支援等が切れた後は、どのように支援していくのかということと市としてのビジョンというものは、どうかということでございますけれども、本市の農業の将来を考えますと、農業後継者の定着と青年就農者育成が不可欠でございますので、就農時の悩みや不安を解消し、安心して農業を始められるよう就農者に対する各種支援制度のPRに努めてまいりたいと考えております。

さらに、農業生産効率の向上や規模拡大、販路の確保による収入の増加というものが農業を継続する上では重要であると思っておりますので、関係機関との連携によるサポート体制の整備、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁のありました新規就農者数、平成24年度は4人ということで、うち2人は那珂市以外、ひたちなかと常陸大宮出身ということなんですが、それぞれの地元ではなくわざわざ那珂市で農業をやると決定したのは、それだけ那珂市に魅力があったからだというふうに言えると思います。新規就農者の育成及び自立については、経営が成り立つだけの収入が得られるかどうかにかかっております。経営基盤確立には安定した販売先、購買者の開拓、確保及び生産技術や加工品開発力、販売力養成などのソフト面の援助も大変重要になってまいります。農業をやるなら那珂市と内外に認知してもらえる長期的な展望に立った那珂市独自の新規就農支援サポート体制、これを確立し継続可能をお願いしたいと思います。

次に、今度は商工業の分野になりますけれども、商工業の分野については、新規就労者増というのは、最大の施策というのは企業誘致ということになります。企業誘致策について伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（木村利文君） ご答弁申し上げます。

企業誘致策でございますけれども、従来からございます各種優遇措置に加えまして、新たに茨城産業再生特区計画、これによりまして、復興産業集積区域に那珂西部工業団地が指定されましたので、税制面での優遇措置、それから工場立地法地域の準則条例、これの制定によりまして緑地面積の緩和と、こういうものを行ってきたところでございます。本年度、特に電源立地地域振興センターによりまして、企業誘致支援サービス事業を活用しました全国の



企業を対象にしましたアンケート調査、これを実施いたしまして、企業動向の把握にも努めたところでございます。

また、各種の企業立地セミナーに参加しまして、パンフレット等を配布いたしまして、企業立地の用地のPRを実施したところでございます。昨今、経済情勢厳しいところでございますけれども、今後ともそういう情報の収集、それから提供、これを積極的に展開いたしまして、本市への企業誘致、こういうものを進めていきたいと、かように思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 工業誘致ということでございますが、企業誘致ですね、工業団地への企業誘致、雇用政策としては最大の政策になるかと思えます。現状は、企業誘致担当者をたしか昨年専任の方を置いて活動をされてると思えます。今、お聞きしましたところ、誘致状況に進展というものがまだまだ結果が見当たらないという状況になっております。実際の活動は企業誘致支援サービス事業を活用しての情報収集といったものがメインのようですが、たしか昨年市長みずから率先垂範して企業訪問も含め、あらゆる手立てを使い企業誘致をやっているんだという言葉もたしか聞いております。やはりこれは先頭を切って率先垂範をしていただきたいと思えます。市長以外にも市の職員全員、我々議員も含め、市民含め全市一丸となって誘致活動のキャンペーンをするぐらいの徹底活動は、必要ではないでしょうか。

また、工業団地ばかりでなく観光物産センター、それから那珂市物産品の販売所、農業への企業誘致も視野に入れて取り組むべきではないのかということ強く感じます。また、強くその設置、施策の実現ですね、これに力を入れていただきたいと思えます。

次に、2番目になりますけれども、冒頭労働力人口減少、非常に大きな課題、対策も必要になるということも申し上げましたけれども、やはりこちらも各産業の従事者減ということが大きな問題になります。結果、各産業の生産額減、労働者の所得減につながりまして、税収がますます減ってしまう、ひいては市の財政を圧迫し深刻化してしまうと。さらに、住民の低下が想定されております。このような将来の危機に対して、国や県に頼らない自主財源の確保について、どのような対策、施策を講じていくのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（木村利文君） ご答弁申し上げます。

国や県に頼らない自主財源確保策ということでございます。確かに現行の地方財政制度でございますと国・県の補助金等は重要な財源でございます。しかし、一方で主体的に行政サービス、これを展開していくためには、自主財源の確保、それから行政運営の効率化、これに努めていかなければならないというふうにかように思っております。そのために農業とか、商工業、この振興施策を推進しまして、就業機会の増加、それから税収の確保を図っていく必要がございます。

また、今後、議員がおっしゃられましたように人口減少が想定される中、減少をいかに抑えていくかが重要な課題というふうに考えてございます。本年3月に策定いたしました第1次那珂市総合計画の後期基本計画、これのまちづくりの目標に基づきまして、暮らしやすい住環境の整備、それから安心して子供が産み育てられる地域づくり、こういうことなど定住人口の減少を抑える、それから交流人口を増加する、そういうような地域の活性化を図ることによりまして、安定した税収、それと自主財源の確保、こういうものにつなげていきたいと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきましたが、やはり国や県の補助、これはどうしてもなくてはならないというものだと私もそう思っております。ただし、間近に迫った危機ですね、これを乗り切るためには自立した行財政運営、これとやはり自分たちで稼ぐと、今までの地方自治体では稼ぐという意識はありませんけれども、やはり自分たちの自治体は自分たちで経営すると、こういった意識を強く持つというふうに軸足を変えていかねばならないと私は強く思っております。

それには、雇用の拡大と税収等の自主財源の確保、これを図っていくことが最重要施策となっていくと思います。定住者人口増の目玉施策として、他市町村との差別化を図っていくべきだと思います。この差別化を図るには、障害者雇用対策、これについては社会福祉課、子育てママの支援についてはこども課、農業雇用対策については農政課、商工業は商工観光課、企業誘致は政策企画課と、各担当所管部門ごとに雇用対策をしていたのでは、やはり那珂市に住んでみたいという那珂市ファン、多数醸成することにはつながらないと思います。これでは、自治体間の競争には勝てるわけはありません。雇用対策は、市独自の総合的な政策策定及び実行、支援、相談、やはりこれの専門の窓口を設置し、ワンステップで雇用対策や就労支援ができるよう雇用対策推進室、または雇用促進グループ、こういう組織を設置し、市民に対応すべきではないでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えいたします。

現在、那珂市では商工業部門の雇用対策につきましては商工観光課、新規就農支援につきましては農政課、さらに生活保護につきましては就労支援については社会福祉課、その施策の性質上、それぞれの担当課で対応をしているところでございます。雇用対策推進室等を設置しということでございますけれども、1カ所で対応できるようにすべきではないかというご指摘でもありますが、それぞれの施策の中でその対策、対象等について大きく異なることや職員の数も年々減少傾向にございます。そういう中で新たな部署を設置することは、なかなか難しいというような状況でございますので、現在の体制を維持してまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまのお答えというのは、やらないということになるかと思うんですが、那珂市の25年度施政方針でも、雇用対策としての就労支援、積極的にやるというふうに言っております。お金がないとか、人がいないからだとか、専門性があるだとか、そういう理由でできないというのは、理由にはならなんじゃないでしょうか。民間企業では従業員は多能工化されており1人で3役も4役もやっています。しかも、お客様の満足を得るのは、当たり前な時代ですよ、今。那珂市においても定住者人口をふやす、自立した財源基盤の確保、魅力あるまち、那珂市をつくるためにも、ぜひとも再検討をお願いしたいと思います。これについては、後日の回答で結構です。ちょっと今日は時間がありませんので、申しわけありません。

ただいま定住者人口増の目玉施策ということで、雇用対策の充実を内外にやはりPRし、他市町村との差別化を図るということが必要である、市ホームページでの那珂広報を大々的にやっていく必要があるというふうに考えます。その前に、現状の市のホームページの中で働くということで検索してみますと、情報としては働くコーナーのみ、雇用情報についてはこれしかありません。しかも載っていたのは、平成20年の子育てママ支援のPRのみ、これ1点しかありませんでした。今後、ホームページもリニューアルされるということで、一新されるということでお聞きしております。ぜひとも改善をして、那珂市の最新の雇用状況、それから就労支援情報、求人情報、主管部門含め各部門の雇用関係情報も全て今後は掲載をしていくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） ここで、答弁は午後一番にいただくことにいたしまして、暫時休憩をいたします。再開を1時といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時01分

○副議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

議長に代りまして議事を進めさせていただきます。

午前に引き続き一般を行います。

寺門 厚議員、登壇を願います。

答弁をいただきます。

産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） ホームページにつきましては、間もなくリニューアルされる予定でございますので、現在、データの移行作業を行っております。先ほど議員からもご指摘が

ありましたように求人情報や就労支援に関する情報など雇用促進につながるものについては、積極的に掲載するとともに、掲載内容の充実等最新情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 情報はやはり賞味期限が過ぎてしまっただけのゴミになってしまいますので、掲載期限をしっかりと守っていただいて、情報を掲載していただきたいと思います。

働くコーナーの管理部門、主管管理部門、これをはっきり明確に決めていただいて、しっかりと管理をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、那珂市の財源確保策としての那珂市の雇用拡大策、これについては、産業や観光による活性化、特に農業振興がキーとなります。地産地消や農産物の6次産品化、流通販路の開拓が最重要であると考えております。

そこで提案ですが、今だからこそ、この危機を乗り切るため、今この時だからこそ那珂市物産品の販売所、それから農業公社の設立稼働、これを実施すべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

産業の活性化が雇用に結びつくというお考えについては、私どもも全く同じ考えでございます。産業の活性化については、喫緊の課題であるということから、現在、農産物等物産の産品化、それから販売先の確保、集客数の拡大を図る上で取り組みをし、調査研究をしているところでございます。今、議員のほうからご提案のありました物産の販売所、それから農業公社の設立でございますけれども、それにつきましても、その対象として、現在、調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ぜひとも調査研究を速やかに進めていただいて、実現稼働に向けて積極的に活動をしていただきたいと思います。

最後になりますが、市長にお伺いをいたします。

企業誘致の率先垂範をはじめとして、雇用対策の充実にかける市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 昨日もお答えしたんですけれども、地震がありまして、その後その復旧作業に全力を投入したために遅れが生じましたけれども、着々と地ならしはしております。先日もJAさんとか農業団体さん、また関係団体の方々と懇談の場を設けました。25年度、今年度は全力で加速していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ありがとうございます。

ぜひともスピードをもって雇用拡大を図っていただいて定住者人口増加、これを実現して、自立した行財政運営、これができるような強力なリーダーシップを発揮いただけるようご期待申し上げます、雇用状況対策についての質問を終わります。

続きまして、2番目ですが、市民との協働のまちづくりについてお伺いをいたします。

協働のまちづくりについては、昨日、遠藤議員のほうから質問もありまして、内容は一部似ている点もあるんですけども、昨日のお話ではまちづくり基本条例は決意のあらわれということで、知られていない内容の理解不足ですね、これもある、それから周知徹底の必要があるということ、そして、魅力あるまちづくりが那珂市を自治体間競争の勝ち残りができる、そういうことが内容に盛り込まれておりました。そのためには、市民全員が参加できる仕掛けづくり、そしてみんなで一緒にやっという、ベクトル合せ等、それに基づいて活動をしっかりしていくことが重要であるという趣旨でございました。この点については、私も全く同意見でございます。私は魅力あるまちづくりへの市民の思い、それから市の皆さんの思いについての観点から質問をさせていただきます。

那珂市の自治組織は区長制から自治会組織へと移行しまして、もう既に2年が経過いたしました。私の住んでる芳野地区においても、まちづくり委員会というものが設置され2年たっております。芳野については、実は農村振興整備事業の一環で13年前に芳野まちづくり協議会、これを設置し、芳野地区のあるべき姿を構築して、方針、目標、行動計画をつくって13年活動をやってまいりました。内容については、ため池を中心とした環境保全活動、ため池整備による公園の整備、それからホテル生息地の復活、ほ場整備や農道整備、農産物の加工施設及び販売施設の設置、それから貸し農園の整備運用など成果を出し、発展もしております。

しかしながら、課題はたくさんございまして、さらなる次への発展への道筋を探ること、リーダー、後継者の育成、まちづくり委員会へのスムーズな移行、今のところまちづくり協議会とまちづくり委員会との2つ実は存在しておりまして、ほぼメンバーも同じということなんですけれども、この移行の問題、それから地区住民一人一人が誰もが気軽に参加できる体制づくり、それと自分たちの住むまちづくりの一翼を担っているというその実感ですね、この共有、これらが課題となって現状我々の地区では、日々悩んでいるという状況でございます。

そこで、自治制度に移行後の自治会及び地区まちづくり委員会による主体のまちづくりの活動状況についてお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

自治組織制度へ移行して2年が経過しまして、各自治会や地区まちづくり委員会は、それぞれ地域の特色にあわせた主体性のある独自の事業を実施しているところがございます。自治組織制度へ移行を機に今までにはなかった新たな取り組みをしよう、意識を変えていこうという機運も高まりまして、積極的に取り組んでいる自治会、委員会もございます。一例を挙げさせていただきますと、地元のお父さんたちによる自主パトロール隊の立ち上げに伴い効果的なパトロール時間帯、経路について、地区まちづくり委員会からの要望を取り入れまして、綿密な連携をしながら実施しております。このように、まさに地域のためにできることをみんなでという協働の意見が具現化した例もございます。

しかしながら、協働のまちづくりに対する取り組みについては、自治会、地区まちづくり委員会によりまだ格差がございます。したがって、今後も引き続きホームページなどを活用しながら、事例の紹介などをはじめ情報の提供を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまの答弁にありましたように地元のお父さんはじめまちづくり委員会で、地元のことこれについては自分たちみんなで行おうと、しっかりとベクトル合せができて活動できていらっしゃるという、そういう自治会があるということは大変すばらしいことだと思います。

しかしながら、市内自治会の状況は、旧区長制から自治会へと移行はしたものの基本的な事項、何のために、誰のために、また、役割は何をすればいいのか、十分な理解がないままこの2年間で過ぎたように感じられます。自治会への加入は原則自由参加でございます。これは市民の自由意思ということになるんですけども、各地区の自治会では未加入者や脱会者も出たり、公職にありながら未加入者も存在する、市民と市と協働で自分たちの地区を活気のある住みやすい町にしようとした自主活動ですけども、必ずしも進むべき方向性があるということではない状況にあります。

市民と市で制定した協働のまちづくり基本条例、これによりまして、市民と市は最良のパートナーとして、協働のまちづくりを推進すると、基本条例の第4条、基本原則条項でございますが、この根本のところはどうも一般の一人一人の市民の方まで理解されていない、浸透されていないという現実があります。

市民が市に対して協働と言いながら地域の自主活動やまちづくりについては、導入段階は一生懸命やりましたが、できてしまえばあとはお任せしますと、距離を置いたままで、今後のステップアップのフォローもないといった状況です。そういうふうに思っている。市側は地域のまちづくりは、体制づくりの準備段階で十二分に協力してるよと、あとは自立しなさいというこれは市のほうの見解というか思いですね。市民と市の思いにはやはり温度差が大変あります。この状態では、信頼関係が構築されているということは言えません。やはりこの思いの違いが自治会組織への移行時の十分な双方の役割と認識の徹底理解ですね、こ

れがされていなかったと、そのままやっています。今後については、十分な話し合いが必要であり、全市民に協働への理解とまちづくりへの参加について、徹底的に浸透を図る必要があります。市民と市の具体的な役割と行動についての理解を深め、信頼関係を築くためには、どのような取り組みを行っていくのかお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民と市が信頼関係を構築し、市民の福祉の向上及び地域の活性化を図るパートナーとしての存在になることが不可欠でございます。今後も引き続き協働のまちづくりの重要性について、理解が得られるようホームページなどを活用するなど市からの情報発信を進めてまいります。

また、お互いの役割を認識するとともに、十分な話し合いを行い、市職員につきましても、協働のまちづくりに対する認識について研修などを行いながら信頼関係の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきました市民と市との話し合いの場と機会を数多く持つということ、これが市民の地域のまちづくりへかける情熱にあふれた思いと市と一緒にまちづくりを進めていくという思いに温度差がないように十分配慮をしていただいで、信頼関係構築に向けた研修等、それから具体的な活動を実践していただきたいと思えます。このように市民と市との信頼関係が築かれ、市民一人一人の参加を促進するためには、お一人お一人が協働のまちづくりへの情熱と参加意識の向上、みずからの取り組みが市政に貢献しているという実感の沸くような地域活性化への取り組みはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

協働のまちづくりへの参加意識の向上やみずからの取り組みが市政に貢献しているという実感が沸くような魅力あるまちづくりの実現のために、今後も地区まちづくり委員会、自治会、市民活動団体などと連携を密にし、住民一人一人にまちづくりを担う意識が育つよう啓発をしております。その一環としまして、現在、市では意識の向上、啓発を目的として協働のまちづくり推進フォーラムを開催し、啓発事業を行っているところでございます。

また、地域で自主的に活動する人材の発掘や次期リーダーの育成を行うため毎年リーダー養成講座を開催し、人材育成にも力を入れているところでございます。

しかしながら、市としまして、地域におけるまちづくり活動の活性化を進めるためには、多方面からのそしてまた効果的な支援ができるような事業を模索する必要があると認識しておりますので、今後も新たな施策について検討をしております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ただいまの答弁にありました市でも意識の向上、啓発を目的として協働のまちづくり推進フォーラム、これを開催し、人材育成にも力を入れていくとありましたが、定期的に継続開催をしていただいて、なおかつ開催後のフォローアップもしっかりと実践していただきたいと思います。

それから、その自治会の活動については、一緒に協働のまちづくりをやっていこうということで、市からの支援やフォローアップ、これが重要であります。これは、昨日遠藤議員のほうからもお話が出ておりましたので、割愛させていただいて、それともう1点、市全体のまちづくりに対する総合的な組織と、それから活性化策ですね。これについても、昨日お話し出ております。これについても割愛をさせていただきます。

やはり協働のまちづくりということでございます。我々市民一人一人が主体になって自分たちの住んでるところを元気にしよう、住みやすい魅力ある那珂市にしていこうということで一生懸命頑張った自治会、もしくはその事業、これについて地区のまちづくり委員会に対する支援、また、優秀まちづくり事業提案実行者、こういった方々を表彰するまちづくり対象のような表彰制度、これを設けていただくことも必要と感じます。そのような支援や制度を取り入れる予定があるのかお伺いをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

現在、協働のまちづくりを推進するために平成23年度より市民活動支援事業を行っております。これは、地域の課題解決に向けて市民自治組織及び市民活動団体がみずから提案し、新たに取り組む活動に対しまして、1事業当たり年50万円を上限として2年間を限度に補助するものです。実績といたしましては、平成23年度には那珂歴史同好会ほか3団体、そして平成24年度には那珂市民吹奏楽団ほか3団体が採択され、地域の活性化を図る優良な事業を実施しております。今後は、このような優良事業に取り組んでいる団体が魅力あるまちづくりの実現に貢献しているという実感が沸くように表彰制度などの仕組みも含め検討をしております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ありがとうございます。

ぜひとも表彰制度を設けていただけるよう検討をお願いしたいと思います。できるできないのその前に、やはり市としてもできることについてはやっていただければいいなという考えをいたしますので、ひとつ魅力あるまちづくりの実現に貢献しているという実感が沸く支援策としては、例えば市役所の掲示コーナー及びホームページに魅力あるまちづくり貢献者コーナーといったコーナーを設けて、事業名、事業内容、団体名、個人名を掲示して功績を



たたえるというようなことなどは、即実施できるんじゃないでしょうか、ぜひ検討事項に加えて検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、市民と一緒にやる協働のまちづくりについて、市長としての魅力ある住みやすいまちづくりへの思いをお聞かせいただきたいと思います。市長、お願いいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 協働のまちづくりに対する市長の思いということなんですけれども、昨日も質問がありまして、大体のことはお話ししたんですけれども、現在、那珂市には5万6,000人の市民の方が居住されております。その中で半数以上の方がまちづくりに関心を持っていると思うんです。根拠としては、選挙のとき投票される方、こういった方がその関心をお持ちになられてる方だというふうに思っております。こうした方々は、まちづくりに熱い思いを持ちながら、それぞれの特技やアイデアなどを持たれています。そうした方々と自治会とそれからまちづくり委員会、また各種団体、企業ですね、企業も協働の一翼を担う相手方だというふうに、一方だと考えておりますので、そうした企業などと連携して議員がご指摘のような地域の人たちが一体となり、助け合いながら和気あいあいと暮らせることと、この地域に誇りを持って暮らせる社会を次の世代に継承していくということが私の思いでありますので、議員のほうからも、これからどんどん提言などをいただきまして、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） ありがとうございます。

市長の魅力ある住みやすいまちづくりへのそれに対するかける情熱と思いはよくわかりました。車座集会や市民懇談会、それからいろんな市民との対話、質疑応答などのさまざまな場面で、ぜひとも市民お一人お一人に市長の熱き思いをしっかりと伝えていただきたいと思っております。ぜひご奮闘をお祈り申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（君嶋寿男君） 以上で、通告8番、寺門 厚議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 中 崎 政 長 君

○副議長（君嶋寿男君） 続いて、通告9番、中崎政長議員。

質問事項 1. 農地法と当市における住宅建設について、2. 公共工事の発注及び落札等について。

中崎政長議員、登壇願います。

中崎議員。

〔11番 中崎政長君 登壇〕

○11番（中崎政長君） 議席番号11番、中崎政長でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

昨日からきょうまで各議員の質問を聞いていますと、那珂市をもっとよくしたいと、安全安心のまちづくりをしかも市民全体を巻き込んで明るい将来をつくっていききたいと、そういう熱い思いがあると感じました。昨日の古川議員の質問に対し副市長、それから市長をはじめとして那珂市に対する思い、また執行部においても同じと感じております。私も微力ではありますが、将来のまちづくりのために提言をしていこうと感じ質問をしてみたいです。

第一番目の質問でありますけれども、本年の那珂市の一般予算は今回審議されますけれども183億7,000万円、その中で那珂市の自主財源となるものが、税金として上がってくるものが、非常に少ないような感じがします。固定資産税と住民税、そのほか国の交付金、それから国の支出金、県支出金、あるいは市債でもって賄われてる、183億円のうちの約3分の1ぐらいが皆さんからいただいた税金でやっていると、そういう事態かなと感じました。

市民税が27億6,000万円、固定資産税が28億5,000万円、3分の1、それ以上の税収がなかなか見込めないと。昨日の遠藤議員の質問とそれからただいまの寺門議員の質問にもありましたけれども、これはやはり地域間競争ですよ。自治体が生き残りをかけていかに健全な財政でもって市をよくしていくか。そういう点で、農地法と住宅関連について質問いたします。

昨年海野議員の質問に対して、市の遊休地、耕作放棄地が約209ヘクタール、私も農家をしておりますけれども、なかなか採算の上がるような作物が選定できない、後継者がその収益性を見れば当然いなくなる、認定農家、あるいは大々的にやる農業法人に畑を貸しているような状態、市街化調整区域内で住宅を建てる場合の許可基準がどういうふうになっているのか質問をいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

市街化調整区域内において、自己用住宅を建築する場合につきましては、都市計画法の規定による開発行為の許可が必要となります。許可の主なものを申し上げますと、既存集落内の自己用住宅、小規模既存集落内の自己用住宅及び世帯分離のための自己用住宅の建築、また、自己用住宅の敷地を拡張する場合等許可をとってできることになっております。それぞれ許可をすることができる要件がございまして、例えば既存集落の申請の場合ですと、建築物がおおむね50戸以上連たんしてるとか、線引き以前に申請地と同一大字内または隣接大字内に本籍または住所を有していた者が申請者かとか、あと申請地と同一大字内または隣接大字内に10年以上住んでいた者か等々いろいろ許可条件がございまして、そういう許可条件を満たすことによって、建てるのが可能というふうに思っております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 農地法には、こういうふうに定められています。国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、中略、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。これが農地法の目的であります。この農地の権利移譲の関しましては、所有権、地上権、小作権、使用借地の権利移譲の権利、移譲の権利の設定、移転は農業委員会の許可を得る必要がある。権利の移動に関しては、農業委員会の許可を得ることが必要であると。

それで、農業委員会の許可が不要な場合、一つ、国または都道府県が権利を取得する場合、国または都道府県が権利を取得する場合、市町村が土地収用法により収用する場合、または相続、遺産分割により取得する場合、親が死んでその子供らとその農地を分割して遺産を分けると、そういうときかと思えます。それから山林、原野を農地とする場合、そういうふう

に規定されております。  
なかなか農地を宅地に転用して住宅に供することが非常に難しい、農家が自分の農地、この財産を有利な状態で売ることができない、おやじさん、おばあちゃんがやってた百姓を息子が継がないで勤めに出て、それで、百姓はもうからないからだめだよと、何とか高く売れるようにすればいいんだが、農地ではデベロッパーだつて買ってくれない、中崎さん、だめだよ、農地は、資材置き場だつて、今、なかなか使う人いないんだから、こういう感じになっちゃうんですね。だから、今、農家のじいちゃん、ばあちゃんは何とか70過ぎても、いや80過ぎたつてトラクター運転して百姓やらなきゃならない、しかも、なかなかもうからない、麦もまかない、小麦もまかない、草が生えちゃうからトラクターで何回もかき回す。今ごろはほこりだよ、うちのほうは。そういう状態が現状なんです。

那珂市は勝田にも近い、水戸だつて30分もあればど真ん中まで行っちゃう、日立だつて、三、四十分あれば真ん中まで行っちゃう、そういう非常にいい住宅環境には恵まれてる、それで、市に聞くけど、ここは都市計画の区域で、議員さんわかってるとおり、まだ46%しか家が建ってないんだよ。まだ54%も空いてんだよつて。中崎さんちのほうの調整区域は、なかなかうちを建てるつていったつて建てられないんだ、息子が新家するとか、二番目の息子が帰ってきて何とか連たんでうちを建てれば、何とかなるかもしれない、その程度、新しく那珂市に住みたいつていう人にとって、調整区域に建てるつていうことはまずできない。非常に困った問題だと、そういうふう

に思ってます。  
那珂市の農業委員会、農地転用が許可された、権限移譲された23年以降、農地から宅地に転用された件数は、どのぐらいありますか、お尋ねをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、23年度でございますけども、市街化区域で59件ございました。市街化調整区域に

については67件でございます。平成24年度につきましては、2月まででございますけども、市街化区域については67件、市街化調整区域については75件でございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） なかなかうちが建たないなと思っても、結構建ってるのは建ってるんだね。これは、やはり非常に新宅がふえてるのかなと、あるいは息子、娘がカンバックしてくるのかなと、そういうふうに思わざるを得ない。

また、農業委員会が茨城県の農業委員会へ諮問して、不許可になったというようなことはありますか。

○副議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） 今のところあったということは聞いてございません。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 権限移譲されてから、那珂市の農業委員会がいいですよと通れば、大体住宅が建つんですね。これは、やはり規制緩和するのが大変かもしれないけども、ある程度、住宅でもっていっぱい那珂市に人が来てもらう、住宅を建ててもらう、それで若い人らに住んでもらう、そういう意味を考えると、やはりこれは難しいのはわかるんだ、農地転用が難しいのは。でも、どこかやらないと那珂市の人口が減っちゃう、菅谷のまちの中はどんどん住宅が建ってます。ところが統計を見てみるとマイナスなんです、戸数がマイナス、何でかといったら農家のほうで、じいちゃん、ばあちゃんは死んじゃう、戻ってこないんだ、菅谷に住宅が建つより過疎化のほうで、ひとり暮らしの老人がいなくなっちゃう、施設に入っちゃう、あるいは亡くなっちゃう、そうすると集落を形成していた戸数がだんだん減っちゃう、菅谷のど真ん中に家が建つより、田舎で戸数が減るほうが多い、だから世帯数がマイナスになっちゃう、あれだけ菅谷に建てたら、ここにも、これアパート建てたとか、あるいはここにも住宅、これ建ってんだよ、これ農地つぶしてと思うんだけど、なかなか人口がふえない。

私もこの質問、本当はもう少し早くやるつもりだったんだけども、常陸太田、常陸大宮、大子、農業委員会に行って聞いてきましたよ、実際、どうなってんだっぺと。農業委員会の人とは会えなかったですけども、農業委員会の事務局の人と話したらば、いや、議員さん、うちのほうは過疎化なんだと、家を建てるという申請があったら、なるべくその問題点、障害を取り除いて、農業委員会が通るように一生懸命私らはやりますよと、それでないと大子なんかますます人口減っちゃうんです。それから大子も何か少し野菜畑、専属でいっぱいやってるあれがありますね。それから太田なんかもよく新聞に出てくる、子育て支援、それから税金を安くしますよと、ぜひ常陸太田に住んでください、大宮より那珂市のほうが住むんならずっというと思うんだけども、そのコマーシャルを本当にしていかないと、これから

ますます住む人が、さっき言った地域間競争ですよ、これね、市町村の、太田に住んでもらうのか、大子に住んでもらうのか、大宮に住んでもらうのか、はたまたこの那珂市に便利のいいところに住んでもらうのか、そういう問題があると思います。

また、住宅が建ちます、菅谷あたりに、そうしたときの雨水（うすい）、雨水（あまみず）ですね。こういった処理の方法について、ご質問をいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

市街化調整区域内において開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為、主に自己用住宅を建築するときの雨水の処理につきましては、原則として放流先がある場合には、放流することになっておりますが、放流先がない場合は、開発区域内に縦80センチ、横80センチ、深さ105センチの浸透枮を4カ所以上設置することによりまして、要件を満たしているとして開発の許可を出しております。通常の雨水であれば、この浸透枮において処理できるものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 浄化槽は流末の処理があれば流せるんだけども、なかなか雨水が流せない、そういう規制がある。それから住宅を建設するときには、やはり狭い道路の場合は、道路のセンターから2メートルのセットバックが必要と聞いておりますけども、これは、どういうふうに処理しているのか質問をいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） セットバックにつきましては、建築基準法上の規定でございます。家を建てる場合には、道路の中心線から基本的に2メートルバックして建てなくちゃならない、反対側が河川とか山の場合、崖地の場合には、一方的に反対側から4メートルセットバックしなくちゃならないという規定でございます。この規定の監視等につきましては、県の建築指導課のほうで許可するときと、建物が完成して完了検査時に現地を確認してるというふうに聞いております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 要するに既存の道路ができちゃってて、住宅が建ってる、そうすると4メートル、それ以上ないところにもブロック塀とか何かが建ってる部分があるわけですね、その奥に家が建つと、そういうふうな状態も考えられるわけです。ただ、これはきちんとやってもらわないと緊急車両、特に消防車とか、救急車の隊員の皆さんが非常に苦労するところがありますので、厳正にこのセットバックされているかどうかは、市としてもきちんと対処していただきたいと思います。

また、住宅ができる、あるいは菅谷の駅前の土地に関してでございますけれども、なかなか

か店も張りつかないし、マンションもできない、聞いてみたところによりますと、あそこは高さ制限があるのかな、建ぺい率、容積、高さ制限、これがあってなかなか高いものが建てられない、この緩和をしないと、土地、例えば一反歩なら一反歩のものしかないんですね。これが高層になれば、下を例えばコンビニにして上をマンションにする、住宅にする、そういう土地の価値が高まる、民間の資本が参入しやすくなるわけですよ。ただ、低層のものでは誰もそこへお金をつぎ込もうとしない、こういう規制緩和をしてこそ菅谷駅前の開発ができるんじゃないかと、とにかく民間の資本参入を促すと。なかなか市と折衝すると、中崎さん、それはできない、これ決まっちゃってることで、決まっちゃったことなんだよって、それを変えていかないと、これ大変なことになる。名前言っている、西松屋さんぐらいしかないんだ、今度パーマ屋さんができたか。菅谷の駅前から向こう見てずっと通りまでが見通せる、これでは商業の活性化っていってもなかなかできない、何とかしていただきたい。

それから規制緩和で言えば向山の工業団地、これは塩漬けだよ、これ。きょうお休みの中庭議員も何回もいろんな質問のたびに言ってる、これ指定区域の変更というものを考えないといつまでも塩漬けで、何とも困っちゃう。やっぱり商業地域なら商業地域に用途指定を変えて、県と国とでもとにかくけんかしながらでも、とにかくなかなか国だって、県だって、金出すけど、これは言うんだろうな、実際税金を扱って運営するのは那珂市なんだから、国と違ってけんかする、県と違ってけんかすると、そのぐらいの気概でやっていただかないと。

それから学校が合併になっちゃって、戸多も米崎も恐らくだんだん木崎もそういうふうなことになるかもしれない。人口減少ですよ、さっき言ったように、年寄りだけで、若い人がいない。そうしてここは調整区域だもの、家なんか建たないよ、いつになっちゃって。戸多、木崎、米崎、こういうところを学校跡地を中心として、1キロ以内、1.5キロ以内を特区として、ミニコミュニティの建設ということで、住宅が建つような方策をとらないと、ますますいなくなっちゃう、もう少し早くやれば学校廃校もなかったのかもしれない。そのときは議員さんじゃなかったからな、俺も。

とにかく、市長ね、このミニ開発って言ったんでは失礼かもしれない。でも、新しいコミュニケーションを存続させる、そして、その地域の活性化を図るためにこういった特区の指定、特区の申請というのを考えていただだけませせんか。順番はいろいろごちゃごちゃになっちゃってるんだけど、市長のお考えを聞かせていただきたい。

○副議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 核心を突く質問で関心しました。これは、区域指定の件についてどう思うかということですね。これにつきましては、私が議員のときに執行部に質問したことがあるんです。けんもほろろだったんですが、また、同僚議員の方と、ここにもいらっしゃいますけど、石岡の先進事例を研究に行ったことがあります。先ほども農地は国民の食料の生産基地であると、大変重要な役割を果たすというお話もあつたんですけれども、石岡市の職員の方の説明によると、そのとおりで農地法の縛りのない区域を選ぶということで、その作

業は、大変困難な作業であったというふうに聞いております。

しかしながら、中心部以外に先ほどおっしゃったように各地域ににぎわいやそれから人々が張りつくことなどを考慮すると大変魅力のある制度であると思っております。同様の質問は以前にも、今日は欠席されてますけど、中庭議員、それから筒井議員のほうからも頂戴いたしました。先ほど言いわけを申し上げたんですが、今まで震災の復旧作業に全力を投入したために検討作業に着手できませんでしたが、今後、市街化区域の土地利用状況は、社会情勢なども見きわめた上で総合的に判断して、制度を運用して秩序ある都市づくり、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 何とか国・県を動かして、そういう地域に新しいコミュニティを創造していかないと、ますます我々の住んでる木崎、学校廃校、あるいは戸多、それから今検討されてる米崎とますます人口減少、そういうコミュニティが崩れてしまう、そういう意味からもひとつ頑張っていただきたいと思います。農地法に関する住宅関連の質問は、以上で終りにします。

続いて、公共工事の発注及び落札等についてお尋ねをいたします。

2年前の東日本大震災における災害に遭ったときに、建設組合、それから造園土木組合、観光組合、こういった方々の特別なご協力があって、災害復旧も大分進んでまいりました。また、そういった組合と市は災害協定を結んでおります。もちろん他の市町村とも結んでおります。それから、先日は那珂西部工業団地にある森松工業とも受水槽の世界的なメーカーでありますけども、災害協定を結んだということを新聞で見ました。非常に力強い限りでありますし、災害が起こったときに何とか安全安心なまちでいられるように各業界の協力を得られるということで安心をしております。

昔ですと、公共事業、非常にお金間違いのない、それから各建設業界というのは、何とか市の仕事をとりたい、そういうことで二昔ぐらい前かな、そういう組合がありまして、悪く言えば談合ですよ。建設業の中で、この間はおまえのところとったんだから、今度はこっちの業者にやらせろよと、ところがなかなか単価がわからない、市役所の建設課長あたりになかなか言ってくれないですよ、市だってね、なかなか町だって、設計単価はいくらなんですか、いや、大体そんなもんだよとか、そういう感じで。各工務店とか建設業者が、1から積算すると大変な労力と手間が要るわけです。だから、早い話が建設の担当者に、よう、いくらで設計したんだよと聞きたい。ところが、やはりなかなかそれは市役所の町の職員だって、そこまで言うと自分の首もかかるからね、なかなか言えない。大体のすり合わせがだんだんできてくる。そうすると、そういう建設業界のあれがいて、じゃあそこは連続してあれだから、おたくのあれでやったら、そういうことで決まって、順番がうまく回ったわけですよ。

ところが、公共事業が少なくなってくる、要するに震災前ですよ。そうすると1,000万円の仕事が出るとします、そうするとどこも仕事ないんですから、たたいてたたいて取り合うわけですよ、1,000万円の仕事が500万円になっちゃうかもしれない、もうけなんかないですよ、はっきり言って。でも、従業員を食わせなくちゃならないし、自分ちの重機も動かさなくちゃならない、仕事をやっていけば何とか金が回る、そういう感じにとるわけです。それでは、自分らの首を絞めるだけ。平成14年のころに市で設計単価が決まります。そして、大体このぐらいで出したいなという予定価格を出すわけです。それで、今は議員のところへは、各工事をどこがとったか来るわけですね。そうすると99.8%、98%、非常に満額回答ですよ、大体。

ところが、ここにちょっとこれ言っているのかどうかわからないんだけど、言わなくちゃならない、業者から言わせると、いや、議員さん、歩切りがあるんだよと、これがでかいんだと、10%も十何%もあるんだよ、何って言ったんだよ。例えば3,000万円の設計単価が出るわけですよ。そうすると、そこで15%切るといくら、二千なんぼかになるわけですよ。それが予定価格になる。15%切られてみな、大体もうけなんかなくなるよ、それでも、もうかるのかもしれない、それでも、大体99.8%まで入れたいでしょう。変な話、談合があるのかもしれない。こういうわけなんで、公共工事の発注に当たり、設計単価は価格は適正に算定しているかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

工事発注に当たって設計単価、それから工事価格は適正にというご質問でございますけども、設計単価の考え方でございますけども、受注者が標準的な資材等を用いて施工すると想定した場合における工事価格でございます、この設計価格内で施工することは、十分可能な価格として国で定めておりますけども、標準積算基準書等をもとに算定をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） そういうわけで標準の積算基準というのは、ある程度決められてて、それに基づいて市は価格を出すわけです。それで、先ほども言っちゃったんですけども、入札において、予定価格は公表されるのかどうかをお尋ねをいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） 予定価格でございますけども、那珂市におきましては、那珂市建設工事等に係る予定価格の事前交渉等に関する要綱というものが定めてございまして、市が発注する設計金額130万円以上の建設工事の予定価格については、事前交渉をしているところでございます。

以上でございます。



○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 先ほど言ったように少しギャップがあると、そういうものを理解していただければありがたい、そういうふうに思います。

私も一般の商取引においては、親会社からの一方的な値引き、単価の値下げ、それから支払い条件、手形の期限です、1カ月なのか、2カ月なのか、3カ月なのか、それから一度納品したものをキャンセルして戻すこと、返却、返品はできない、それから親会社がやるお祭りなんかに関しての協賛金なんかは、協力はできないと、これは公正取引委員会、うちの親会社が岐阜なものですから、名古屋の公正取引委員会から直接私のところにこういう項目チェックはありますかと、返品された事実はありますかと、一方的に値を下げろといったような親会社のあれはありますかと、そういうのを回答しなくちゃならない。それから関東は関東で、私のところは関東ですので、2カ所の公正取引委員会からチェックが入るわけですね。だから、私のところで親会社が、いいや、単価の値引きがあったと、約束手形が1カ月も伸びたというところへ出せば、当然親会社はその査察に入られる。たまたまいい企業でありますんで、手形の割引も長期プライムレートで割ってくれる、即日決済です。私の指定銀行へ手形を長期プライムレートの割引で割り引いたのが、現金でその日のうちに入ると、メガバンクと提携して。だから領収証、例えば領収証に印紙を張って郵送するなんてことが少なく済む、非常に楽な取引相手を選んできると、そういうふうに思ってますけど、この分切りに対して、建設業者の方がどういうふうに思ってるんだか知らないけども、建設業者の方も那珂市において事業をして災害協定まで結んで、一生懸命頑張ってる皆さんのご要望に応じて、それで事業税を払って利益が出れば当然那珂市に税金を落としてくれるわけですから、私は建設業者から一銭ももらってるわけではありませんが、再生産のできるぐらいの利益は当然かなと、そういうふうに考えております。

また、指名がありますけども、市内業者に指名競争で発注する場合、指名業者のランクづけを行って指名を行っているのか、また、そのランクの基準はあるのかどうかについて、ご質問をいたします。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） 指名業者のランクづけということについてでございますけども、業者の格づけにつきましては、建設業法第27条の23の規定に基づきまして、経営に関する客観的事項の審査結果の数値、それから具体的には総合評点及び完工高等によりまして、土木一式工事、それから建築一式工事、舗装工事、水道施設工事等でランクづけを行っているというところでございます。舗装工事及び水道施工工事をA、B、Cという形で3段階に、それからまた建築一式工事をA、Bと2つにそれぞれ格づけをしまして、年度等級別発注標準基準額に基づきまして指名業者を選定していると、こういうことでございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 業者に聞いてみると、なかなかその基準がはっきりしない、それか

らさっき言った農業委員会の職員の話じゃないけども、業者の方にあと少し管理者がいればランクが1つ上がりますよとか、あと1本ぐらい仕事とってもらえれば完成高でランクが上がりますよとか、そういうことはなかなか言えないでしょう。業者はそれが欲しいんだ、いや一生懸命やってるんだが、なかなか仕事もとれないんで、1つランクが上がると少し額が高いのとれるんだよねなんて、一生懸命褒められるぐらいいい仕事はしてるんだか、なかなかランクが上がらなくてね、これ、やっぱり下請を、下請って言ったんでは失礼だね、我々の業界と違いますから、そういうものを育てる意味でも、そういうのを少し明確に出してやって、おたくの業者さん、ここをもう少し直せば、頑張れば何とかなりますよとか、向こうも商売だから一生懸命やるから、本当に自分のランクが上がればより高い契約金をとれるわけですから、その辺もとにかく少しは考えてやったほうがいいのかなと、そういうふうに思います。

それから建設業界のことはよくわからないんだが、不調って言うんだよね、不調、仕事を市で出したんだけどもとの業者がいない、そういう状態があります。震災後23年、24年度において、建設工事発注件数と入札が不調になった件数をお聞かせいただきます。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

財政課の入札案件に係る建設工事の発注件数でございますけども、平成23年度、183件ございました。それから24年度につきましては、現在までに125件となっております。このうち入札不調件数でございますけども、平成23年度が10件、それから平成24年度が7件となっております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 不調になった原因というものは、どういうものかわかりますか。

○副議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

入札不調の理由につきましては、1つはやはり東日本大震災、この影響によるものが大きいのではないかなと思っております。これによりまして、専門的な技術者でございますとか、それから作業員の不足、あるいは資材等の価格が高騰しているというような状況もございませう。こういうようなことから、結果として工事量が急増はしてるんだけど、結局それに対応できてないというようなことが結果として不調になってるのかなということではないかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（君嶋寿男君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 前段でも申したように、要するに業者としては非常に間違いのない市の発注する工事でありますから、本来はとりたいのが本当です。それから、今、部長の答

弁にあったように震災後、非常に数多くの件数が出まして、なかなかその管理技術者も間に合わない、人手も間に合わない、大変な工事の量だったと思います。

しかしながら、やはり不調になるというのは、どっかに価格のすり合わせ、もうかるか、もうからないのかの分岐の値段もあると思うんですよね。これとって損しちゃったんではってというような考えもあるんで、その辺の不調の原因もあるのかな、うちのほうでも1回不調になったんだけど、それは再度入札したら、やっていただいて助かったことがありますよ。ええ、不調って何って言ったら、いや、不調って落としてくれないんだよ、やる業者がいらないんだよ、ええと驚いたんですけども、そういうふうな請け負う側の原因もあるかと思うんですけども、採算のあうそこそこの値段で出せばそういうのも少しは減るのかなと。これから災害復旧の工事が終わった後、今度はまた大変な時代が来るわけですから、市担当当局といたしましても、適正な価格で適正な利潤があって、いっぱい税金を納めてもらうような工事の発注の仕方をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（君嶋寿男君） 以上で、通告9番、中崎政長議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時20分といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時21分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（福田耕四郎君） 引き続き一般質問を行います。

通告10番、小宅清史議員。

質問事項 1. 那珂市の学校教育について。

小宅清史議員登壇を願います。

小宅議員。

[3番 小宅清史君 登壇]

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史でございます。

今回、那珂市の学校教育についてということで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

学校教育の問題は、時代とともに常に変化してきておりますが、普遍的なテーマでもあります。学校は社会の縮図とか、学校が変れば地域が変るとも言われるように学校は地域コミ

ユニティの中心となっています。それゆえどうしても大人本意で考えてしまいがちですが、本質的に最も大切なことは、子供が行きたいと思える学校をつくっていくことではないでしょうか。全国的に見ると、さまざまな問題がクローズアップされていますが、本那珂市における教育問題がどのようなになっているかを伺いたいと思います。

まず、昨今の体罰問題を受けて、市内の学校の体罰に関するアンケートを那珂市内の全学校で行ったと伺っております。アンケートは無記名で自宅にて保護者が生徒にヒアリングを行い開封後は封書にしっかり封をして提出するもので、プライバシーにも配慮されたものであったとお聞きしております。結果、市内の学校における実態の把握はできたのでしょうか、お聞きします。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

まず、県教育委員会の依頼によりまして、市内の全小中学校において学校生活全般における体罰の実態に関する調査ということを行いました。この調査は、平成24年度中に起こった体罰を調べるというものでございます。児童と保護者、教職員に対しまして先ほど議員おっしゃったような形でアンケート調査を2月19日から3月4日まで行いました。この体罰の調査について、現在、まとめているところでございますが、この調査結果につきましては、県に報告を11日までに、今月の11日までに行い、その後、国へ報告ということになります。そして、調査結果につきましては、県の公表を待つということになっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。県の発表を待つということで、県の発表を待つというのは、非常に受動的に感じてしまいますが、センシティブな問題でもありますので、慎重に当たることはある程度仕方ないかと思えます。せっきくの全校アンケートですので、有効に利用させていただきたいと思えます。県から結果が出まして、公表できる段階になってから改めて説明をいただけるとありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。

小中学校においては、教師と生徒は体格的なこともあり、非常に教師が強い立場を行使してしまうことも見受けられます。実際に、父兄の方から相談されたのですが、子供は自分はやってないと言っているのに、先生がやったと決めつけ信じてもらえない、もう学校へは行きたくないと言っている、これは、改めて先生と話をすべきなのではないかという相談を受けました。お子さんにとっては、学校という世界が生きている中で非常に重要な世界ですので、学校で絶望的なことが起こると、しかも学校に行きたくないと言っているわけですから、どういう経緯なのか、それは経緯はいろいろあるかと思うんですが、結果、お子さんと先生とのトラブルですから、そこには親御さんが介入するしかないというようなことなんだと思えます。先生も気づいてないうちにパワハラになっている可能性も否定はできません。何気なく言ったことが生徒はすごく傷ついてしまったりとか、言葉の暴力や差別等で精神的

に追い詰められれば、学校に行きたくないということにもなりますので、むしろそういう問題のほうが根深いこともございます。ですので、そういうこともご留意いただければとお願いいたします。

さて、体罰体罰と騒がれますが、殴る、たたく、走らせる等の罰を全て排除すればそれでいいのかという議論にもなってきます。数十年前、文部科学省は学校のカリキュラムを緩めたゆとり教育というのを導入しました。結果、日本の教育水準は落ち込み、その世代が就職の際には、企業側が敬遠するという事態まで起きてしまいました。ですので、教育を甘くするということには、私は否定的であります。悪いことをすれば怒られる、これは当たり前のことなのですが、子供のうちに身につけておかなければ当たり前がわからないで、大人になってしまうことも大いに考えられます。家庭での親子の関係が希薄になりつつあると言われている今の世の中では、ますますその可能性も高まります。教師が全く殴れない、たたけない、最初からこう決めつけてしまっただけでは、教師は両手を縛られたるまのような状態です。抑止力としても、教育の手段としても、ある程度のげんこつを落としたりとか、お尻をたたいたりとかということは、あってもいいのだと私は思います。その判断はそのときどきで教師がすればいいのではないかと考えておりますが、これに関して、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 体罰につきましては、昨年、大阪市の桜宮高校の体罰事件を発端にして、女子柔道ナショナルチームなどさまざまな体罰に関する社会問題が起きました。生徒が体罰に耐えられず自殺した桜宮高校の事件を聞き、本人やご両親のことを考えますと体罰は絶対にあってはならないというものだと感じております。しかし、これは体罰だと、これは指導の一環だと、体罰と子供に対する指導の境目があいまいであること、また、人それぞれに体罰に関するご意見が違うというような原因もあるかと思っております。学校教育において、悪いことをしたときにやはり会津藩のことではないですけども、ならぬものはならぬとしかる、そういう場がないと子供の成長にはやはり問題が出てくるのかなど。やはり家庭、学校、地域、いずれかの部分でそういう指導を加えていく必要はあると感じております。

ただ、肉体的な苦痛が伴うような体罰と言われるものについては、やはりこれはだめであるというふうに強く感じております。子供が自尊心を持ち、また頑張ろうと思うような気持ちを育てる指導が今後一番大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

確かに大阪の桜宮高校の事件は非常に痛ましいものでした。やはり生徒と先生の信頼関係の強化、これが大事なのかなというふうに、今、教育長のお話を聞いてる中で感じました。体罰に関しましては、また、先日のアンケートが出てからということで、次の題に移らせて

いただきます。

次に、学力試験の利用について伺います。

ここで申し上げます学力試験といいますのは、全国学力学習状況調査のことです。2007年度から実施され、当初は犬山市を除く99.9%の参加でしたが、その後、政権が変り、2010年から抽出型、2011年は震災で中止と紆余曲折を経てきましたが、本年度再び政権が変り、来年度の4月実施分においては、全国の私立を除く100%で復活する予定と聞いております。では、せっかくやるのですから、これを学習指導の中でどう生かしていくかが重要だと思います。以前は学校ごとで試験結果を把握していたとお聞きしました。現在は、その把握はできているのでしょうか、お聞きします。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

全国学力学習調査につきましては、平成24年度は抽出校のみ行いました。ですから抽出校で実施した学校におきましては、このテスト結果というものは、県平均や全国平均と比べて自分の学校がどの教科が上回っているのかとか、下回っているのかを把握して、指導に役立っているということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ぜひ利活用していただくことを願います。

学校ごと、小中学校、小学校、中学校ごとに公表してしまうというのは、確かにいろんな問題も生じてくるので、そこまでする必要はないかと思いますが、那珂市としての成績の公表は、今後考えていってもいいのではないのでしょうかと思うのですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） この調査の目標というものは、児童生徒が学習した内容を定着しているかどうかを診断して、定着が不十分なところを再度補充指導を行ったり、教師の指導方法を改善することに役立てていくということでございます。ですから、このテストの目標からわかりますように、テストの結果の公表ということについては、今のところ考えはございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 考えていないということでわかりました。

参考までにお伺いしたいのですが、海野市長は議員時代、全国学力学習状況結果は公表すべきだというふうに一般質問で述べておりましたが、那珂市の長となられて、現在のお考えをお聞かせください。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員時代に公表して、それを活用すべきだという発言をしております。今、どう思うかということなんですけど、今でもその思いは変わりませんが、教育委員会は独立行政委員会という形になってまして、その委員会の中で判断されることなので、その独立行政委員会の判断を尊重したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。ありがとうございます。

今回の質問で、全国学力学習状況調査の結果そのものは、学校まではおりてきて把握しているということがわかりましたし、私自身も成績至上主義という考えではございませんので、過度な競争をあおるので公表しないということもよくわかりました。せっかく実施していますので、これを今後の教育に十分役立てて生かしていただきたいというふうに思います。学力のレベルということに注視するのではなく、生徒児童の指導のために生かしていく、十分生かしていただきたいと思います。

では、次に奨学金制度についてお伺いいたします。

依然として日本の失業率は5%程度で推移しておりますが、若年層に至っては10%を超えているという統計もあります。デフレ、デフレという言葉が先行し、賃金労働が下がっている現状を見ますと、学費がなくて学校に行けないというのは、現代日本にあってもあながちな話ではありません。

各自治体はセーフティーネットとしてさまざまな奨学金を用意しております。例えば常陸太田市では、高校在学者には上限21万6,000円、大学在学者には年額50万円の援助制度があります。ひたちなか市や鹿嶋市にも同じような制度があり、大学在学者ではやはり年間50万円くらいの奨学金制度があります。私立の四大に通った場合、自宅から通ったとしても、300万円以上かかることを考えますと、約2割ほどの援助が受けられるというのは、生徒にとってメリットは大きいと感じます。受給資格や返済義務などは各自治体において違いますが、いずれも生徒にとっては利用価値のあるものと考えます。那珂市の制度は、月々1万円が上限で高校在学者のみです。なので、高校の授業料が無償化してからは、その利用そのものが休眠状態とお聞きしました。常陸大宮市の医学部奨学金月30万円とまでは言いませんが、もう少し時代の物価にあわせた金額の奨学金の整備をすべきではないかと思います。そこで、今後、那珂市でも奨学金制度の見直しを検討していく予定はございますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

那珂市の現在の奨学金制度というものは、経済的な理由で進学が困難な人を支える制度でありまして、高校への進学者を対象に最大36万円ということの授業料相当を貸し付けるものであります。現在、国の高校授業料無償化の施策が開始されたということから、新規の貸し付けは行っておりません。議員の大学への対象拡大等というようなご意見でございますが、

これは現在国や県において入学を支援する制度というものがございますので、現在のままの制度ということが続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） わかりました。これも、将来への投資と考えれば多少のリスクを市が負うにしても、十分やる価値はあるのかなと思います。県や国の制度がある、使えるということでもありますので、もし市民から相談があった場合には、それがちゃんと利用できるようにご指導していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、学校設備の老朽化について伺います。

昨年末、中央自動車道笹子トンネルの事故などございまして、昭和時代につくられたものに対する安全確認が非常に重要視されています。一般にコンクリートの寿命は50年と言われていますが、コンクリートの中の鉄柱や支柱で使われる鉄も水で浸食されたり、同じ振動が加わることによって起こる金属疲労などにより、もっと短い期間での改修が必要となってくる場合もあるそうです。学校校舎は震災前から耐震補強や順次建てかえなどを行ってきていますので、対応は行き届いていると伺っていますし、危険遊具に関しては撤去などを行ってきたことは存じております。しかし、遊具によっては雨ざらしのまま何十年も経過しているものも多く、外観はペンキできれいに塗りかえは進められていますが、中の浸食まではなかなかわかりません。こういったものの調査、点検は行われているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

日常の点検につきましては、各学校において安全点検、目視による点検ということを実施しております。また、遊具専門業者による遊具施設等の点検というのは、年に1回1基を実施してるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

遊具は子供の遊びの幅を広げる、また危険回避の能力を身につけるのに役立つと言われております。私たちが昔遊んだ遊具を思い返すと、あれは危なかったなと思われるものは、今はほとんどなくなっていますね。文科省のホームページを拝見しましたら、可動部を有し自重が重く定員の制限が困難なものは撤去が望ましいと出ておりました。例で言いますと、箱形ブランコや遊動木や回旋塔と言われるものだそうです。もしこういう遊具が今も残っていれば、まさに金属疲労を起こしやすいものなので、至急改善が必要になると思ひまして、市内の小学校をざっと確認しましたが、さすがにこれらは1台も残っておりませんでした。

一方で、遊具ではありませんが、耐久年度を超えた競技器具なども確認が必要です。戸多小学校では、市民運動会で綱引きの綱が切れたと伺いました。幸いけが人はでなかったそう



ですが、こういったものも点検しておくことが望ましいのかと思います。事故になると大事になるものとしては、競技場のバックネットのポールや国旗、校旗の掲揚用のポールなど内部腐食が考えられるものがあります。特に、ポールは風によって常に一定に揺れるわけですから、金属疲労を起しやすいたとも考えられます。

そこで、お聞きしたいのですが、これらの点検検査はしっかり行われているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

ポール等の点検につきましても、先ほどと同じように各学校においての安全点検にて、目視による点検を行っている。それと、遊具専門業者によります点検を年に1回実施しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 念には念を入れていただいて、子供たちの学校での安全の確保に努めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、子供のアレルギー対策についてです。

先日、調布市で給食のチヂミによって、アレルギーのショック症状を起し小学生の女の子が亡くなるという事故が起きました。毎月、両親と栄養士とで打ち合せをした上でメニューを検討し、本人も先生もふだんから気をつけていたようですが、事故は起こってしまいました。誤って摂取した粉チーズの量は1グラムにも満たなかったそうです。死亡事故までは至らないまでも、給食によるアレルギー事故は平成17年以降増加の一方で、今では年間300件以上起きております。

ここ数年、国は給食を健康的な食生活を学習する食育の一環として位置づけ、アレルギーのある子供への給食の対応を求めてきました。しかし、リスクを防ぐ具体的な方策は学校、教育委員会に任せられており、専用調理室の整備やリスク情報の共有は、必ずしも十分と言えないのが実情です。ですので、給食センター制度をとっている本市のようなところでは、学校単位での対応が難しい現状があります。

そこで、那珂市での食物アレルギーのある生徒の現状と取り組みを教えてくださいたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

給食センターの調査によりますと、現在、市内の小中学校には90名の食物アレルギーの児童生徒がおります。その中で重症の児童というのは1名おります。重症の児童に対しましては、食物対応といたしましては、個々のケースに応じまして、教育委員会、給食センター、学校、保護者、学校医によります打ち合せを実施いたしまして、関係機関と連携を図りながら対応しているというところでございます。

具体的には、学校はアレルギー疾患用の学校生活管理指導を作成いたしまして、学校医以外にも最寄りの医師と協力体制についても連携を図るような取り組みをしております。また、学校給食センターでは、事前に翌月分の献立表や成分表を保護者に渡しまして、保護者はその内容について不明な点や心配な点がある場合は、給食センターに直接問い合わせをするというようなことになっております。

また、除去食品の混入等に対する万全の体制をとっていても、仮に万が一アレルギー性のショック状態が発生した場合に対応できるように、個別の緊急事態対応マニュアルというものを作成いたしまして、生命の危機を回避するようなための体制を整えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 対応は非常に大変だとは思いますが、食べたくても食べられない子供たちはもっとつらいと思います。学校が子供の命を守る最前線ですので、大変でもよろしくお願ひしたいと思います。

調布市で学校給食でアレルギーショックで亡くなった女の子は、病気を前向きに捉え、将来はアレルギーを研究する科学者になる夢を持っていたそうです。最後に、先日のNHKの番組で放送されました中で、亡くなった女の子が生前猫の版画とともに書いた詩がございますので、ご紹介したいと思います。「ちょっとちがう、私はみんなとちょっとちがう、ちょっとしっぽがみじかいし、ちょっとひげがながい、でもママがそれでいいのよといってくれたの」、非常に胸が締めつけられる思いです。

続きまして、もう1つのアレルギーについてです。

これから杉花粉の飛散の時期を迎えます。今年はそれにも増してPM2.5の飛来も危惧されております。PM2.5というのは、2.5マイクロメートル以下の特に小さな粒子のことを言うそうで、肺や気管支の奥まで入り込みやすいことで、杉花粉との合併症状や発がん性も危惧されています。環境省によりますと基準値に達しなくても、子供やぜんそくの疾患がある人は、非常に影響を受けやすいそうです。

そこでお聞きしたいのですが、那珂市ではPM2.5の数値をはかることは可能なのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大森常市君） お答えいたします。

環境省では、PM2.5の大気中濃度の1日平均値が1立法メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合には、外出自粛などを呼びかける暫定指針をまとめたところでございます。濃度の測定に関しましては、県が県内6測定局で常時監視をしております、那珂市が単独で測定することはしておりませんが、大気汚染という広域的な環境問題から全国規模の監視体制がとられており、予測が可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 県の測定局のデータがとれて、予測が可能であるということであればよろしいのだと思いますが、もし出量濃度が基準値を超えてしまった場合、学校としてどのような対応をとるのか、また、連日窓があけられないという事態になった場合を想定し、空気清浄機の購入など必要になってくるのではないかと思いますのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

環境基準値を超えた場合はということなんですけども、屋外の活動を速やかに中止いたしまして、屋内の活動に切りかえます。また、室内の換気につきましても、必要以上に窓をあけないようにしていきたいというふうに考えております。

さらに、今、空気清浄機の購入についてはということですが、これは現在のところ考えてはおりません。なお、児童生徒の安全生活の指針が茨城県教育長保健体育課より示された場合は、速やかに学校に伝えて対応を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

私、実は1月に北京に行ってまいりまして、既にPM2.5を生で体験してしまいました。あの中国で人がほとんど歩いてないという異様な光景でございました。町中は真っ白でほとんどの人はタクシーで移動、外で仕事をする人は工業用の黒いマスクをしている方も多く見受けられました。日本からすると、まだまだ対岸の火事という感覚ですが、実際やって来てからではあわててもどうにもなりません。また、買い占めが起こればマスクが品薄になったりとか、そういったこともまた起きるかもしれません。子供たちの健康被害が及ばないよう先手の対策をとっていただきたいと思います。

続きまして、那珂市の特別支援教育の取り組みについてお聞きします。

今、学校では特別支援学級というのが設けられております。特別支援学級とは、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症、情緒障害のあるお子さんの可能性を最大に生かしていこうという取り組みだと伺っております。以前は、特別支援学校というほうに入学していた児童も、普通の学校で学ばせたいという親御さんの希望に応じて支援学級という形で受け入れることが可能となっているところもあるというふうに伺っております。那珂市における特別支援学級の取り組みについて教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

市内の小中学校16校中13校に特別支援学級は設置されております。内訳でございますが、

知的障害学級というのが11クラス、自閉情緒障害学級が7クラス、言語障害学級が1クラスあります。特別支援学級の充実というものは、図られているというところがございます。25年度でございますが、さらに4クラスの増設ということが予定されております。

なお、特別支援学級が設置されていない学校の児童生徒の自閉症、情緒障害や言語障害のある場合は、保護者の希望でほかの学校へ通級するということが可能となっております。

また、那珂市独自で障害児学習指導員を小学校7校に7名、障害児支援員というのを小学校2校へ2名を配置し、障害を持つ児童への学習活動補助や介護というものを行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 新たに4クラスふえるということは、それだけニーズが多いということだと思います。アレルギーの件もそうですが、生徒一人一人対応が複雑化していきます。現場の職員の方々は非常に大変なことだと思います。今後、ますますニーズが多様化していくことが予想できますので、地域社会が一緒になって問題に向かっていく体制づくりに努めていってほしいと思います。

続きまして、教育委員会についてということでお伺いしたいと思います。

先日、1冊の本をたまたま手にとりました。「全国学力テスト参加しません」という本です。ちょっと前に出版された本で、著者はあの全国学力学習状況調査、先ほど質問しました試験でございますが、あれを拒否した当時の犬山市教育委員会です。犬山市教育委員会は、当時の市長と教育委員会で試験への参加不参加をめぐる対立し、全国的に有名になりました。いくら教育委員会が独立した組織とはいえ、人事権は首長が持っているわけですから、真っ向から対立するというのは、相当勇気の要ることです。その本が書かれたのは2007年です。犬山市教育委員会は、その前10年かけて教育改革をやってきたと書いてあります。目指したのは、学びの学校づくりで子供たちも教師たちも学び合い高め合う学校だそうです。生徒に限らず人間には必ず得て不得手があるもの、それを踏まえて教師が子供たち一人一人に生徒を理解した上で指導に当たるという考えのもとにやってきたので、全国一斉試験は、理念に反するというので拒否したということが丁寧に書かれています。

教育改革を今から15年も前から取り組んできたということですので、不参加という姿勢を貫けたのは、その背景があるということは理解できます。この本を読んで、私は教育の地方自治改革だと思いました。昭和50年代地方自治の新しい考え方を松下圭一先生が唱え、武蔵野市やその他先進自治体がそれを実践し、全国の市民自治の考え方の先駆けとなった状況と似ていると感じました。残念ながら犬山市の教育長は、2009年に任期とともに解職され、犬山市はそれと同時に全国学力学習状況調査には参加することとなりました。結果的に当時の不参加表明のみが注目を浴び、犬山市教育委員会の取り組みの本質が日の目を見ることはできませんでした。ふだん学校の監督指導ばかりがクローズアップされますが、本来、教育

委員会が独立されているということは、すなわち学問の独立を保証しているのだということを感じさせられました。

そこで教育長にお聞きしたいのですが、那珂市として教育への取り組み、理念、考え方などをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 那珂市の教育につきましては、那珂市の教育基本方針というのがございまして、その中で個性と創造力を育む学校づくりというのを重点目標に掲げております。これからの教育は、創造する力を育むことが大切であります。自分の考えをしっかりと持つ、さまざまな考えを聞いた上で自分の考えをまとめていくなど、こういうものを繰り返すことによって創造する力が育んでいくかと思っております。

昨年度から那珂市におきましては、中学生に対しまして、中学生のディベート大会というのを開催しております。今年も2月に第2回目を開催いたしました。そういう大会の中でお互いに子供たちが短い時間の中で話を聞き、そしてそれに対する答えを用意しながらお互いの意見を交換していくと、そういう大会でございます。非常に盛り上がりのある有意義な大会だったなということで、次年度からは那珂市だけではなくて、東海、ひたちなか、大宮、近隣を巻き込んでの大会にしたいというふうに今考えております。そういう形で人の話を聞く、そして自分の考えをしっかりと持つというような子供たちを育てていきたいというふうに思います。

もともと子供たちは、新しいことに気づく本能は本来誰よりも持っております。それを引き出していくことがやはり教員の資質かなというふうにも感じております。それには、やはり気づいたことを認めて励まし、なぜそうなのかを追求させることが学問を学ぶ基本的な姿勢となり、創造力の源となるかと思っております。このようなことから、個性と創造力を持ち、社会人にとってしっかりと自分の足で歩ける人材を育てていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

今、教育長のお話を伺いまして、今後の那珂市の教育も明るいと感じました。教育委員会もさまざまな手法を用いて真に子供たちの将来にプラスになる策を持って、今後もしっかりと取り組んでいってくださるものと信じております。

先日、那珂二中で行われた学習研究会が大変すばらしかったというお話をお聞きしました。残年ながら私は出席できませんでしたが、もし可能であれば、どのような発表が行われて、市内のほかの学校においても、それと同様な基準に達しているのかというような話を伺えればと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

那珂第二中学校の研究発表会というのは、生徒の学びの成立を追求した授業の創造というようなテーマで平成24年6月15日に行われました。生徒が互いに学び合う姿が見られまして、すばらしい授業でありました。

また、小学校の研究発表会におきましては、24年11月22日に額田小学校でも行われました。こちらは、算数を中心とした研究でしたが、児童が自分の考えを表現して、互いに学び合う姿がまた見られました。このような研究会は市教育委員会と教育研究会の指定で輪番制で市内の全ての学校が研究発表を行うようになっております。各学校とも那珂二中と同様な水準であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

今日の一連の質問を通じまして、私が申し上げたかったことは1つでございます。今から150年ほど前、あの福沢諭吉先生は「学問のすゝめ」の中でおっしゃいました。「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらずと言えり」、余りにも有名な言葉ですが、これは世の中皆平等だとうたったものではありません。世の中は不公平、不平等に満ちあふれている、しかし、学問の前では誰も皆平等であると、だから勉強に励みなさいということなのです。確かに、世の中は不平等かもしれません。

しかし、子供が教育を受ける機会是不平等ではいけないのです。子供たちに罪はありません。私はあの先生に嫌われてると、子供を絶望させてはいけないのです。うちはお金がないから進学ができないと、子供の夢を諦めさせてはいけないのです。病気があるから、他人ができることが一緒にできないから、私はだめだと子供を悲観させてはいけないのです。全てみんな子供一人一人の個性なんです。個性は個性として尊重し、長所を伸ばしていくことが重要なんです。少なくとも、那珂市ではそうあってほしいと強く思います。子供は地域の宝という意識のもと全て那珂市の子イコール自分の子という意識で今後の教育に取り組んでいただけることを節にお願いいたします。私たちも全力で協力します。市役所におかれましても積極的に協力していただきたいと思います。それも、協働のまちづくりではないでしょうか。

以上で、私の一般質問、那珂市の学校教育についてを終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告10番、小宅清史議員の質問を終わります。

---

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（福田耕四郎君） 大変お疲れのところでございますけども、引き続き一般質問を行います。

通告11番、木野広宣議員。

質問事項 1. 通学路の安全対策について、2. 防災・減災について。

木野広宣議員、登壇を願います。

木野議員。

[6番 木野広宣君 登壇]

○6番（木野広宣君） 議席番号6番、木野広宣でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

昨年4月、京都府亀岡市で児童らの列に車が突っ込む事故が発生するなど通学路で事故に巻き込まれる児童が相次いで発生し、対策が急がれております。警察庁によると2011年の通学路での交通事故は、死傷者数約2,500人に上っております。

また、1970年以来、我が国の交通事故死亡事故数は減少しているもののその中で歩行者が占める比率がむしろ上昇し、2008年以降1970年以来再び最も多くなるという特異な状況にあります。負傷者数も85万人を超えており、1970年代の水準になっているのが現状であります。その意味で、いまだ交通戦争は終わっておらず今その犠牲になっているのは、子供たちなどの交通弱者であると思います。通学路の総点検、危険箇所の改善が求められており、通学路をより一層安全なものにすることが大事であると考えられます。

那珂市として、歩道の整備と交差点、踏切などの通学路における安全対策は、不可欠なものだと思います。私自身、那珂市に転入してきて大変危険だと感じる事が挙げられます。中学生が自転車通学してる方が多く大変驚いております。具体的には、瓜連中学校の通学路である県道那珂瓜連線の交差点であります。朝夕は車の通行量が多く、自転車もおりて狭い歩道を自転車を押して歩き反対側へ一度渡り、そこで次の信号を待って、また渡っていくという二度待つこととなります。待機場所がないためすれ違う車は、大変気をつけて走行しております。

近隣の水戸市では、水戸市袴塚2丁目の交差点で、茨城大学附属中の通学路となっている交差点は、歩行者専用ボタンを押すことにより、安全な歩車分離方式信号をとっております。車を運転する方は、多少通常の信号機より待ち時間がありますが、那珂市でもこの歩車分離方式を取り入れてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

議員のご指摘の箇所でございますが、かねてより歩車分離信号の設置要望等は出ておりました。それで、昨年8月に実施いたしました関係機関によります危険箇所の点検検討会議の際にも、那珂警察署交通課から道路拡幅にしなければ歩車分離信号の設置はできないというような旨の回答はいただいております。その理由といたしましては、歩車分離信号機を設置するためには、歩行者や自転車が待つスペースの確保ができなければ安全確保の面からか

えって危険になってしまいますと、さらには、自動車側の信号の周期が長くなってしまいうため渋滞を誘発するというようなこの2つの理由が挙げられておりました。

そして、その結果を受けまして、教育委員会といたしましては、道路管理者において協議しましたが、道路の形状、立地条件からして道路拡幅は困難な箇所と判断いたしました。そのため当該箇所の安全対策といたしましては、引き続き立哨活動の交通安全指導體制による対応、学校、PTAに引き続きお願いしているというようなどころでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ただいま答弁をいただきましたように、当該箇所はかねてより歩車分離信号の設置が要望と出ております。那珂市として伺ったところ、まだ1カ所も歩車分離方式の信号機はないとのことでした。できれば1カ所試験的につくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、瓜連街道踏切付近ですが、一部道路と側溝の段差があり、歩行者、自転車ともに大変危険な箇所があります。危険を周知させるために反射板のついたポールがついておりますが、列車通過時には時間がかかることもあり、車が渋滞してることが多々見られます。この段差をなくして、歩行者、自転車の待機場所を確保することが一番だと考えます。この点についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

瓜連街道踏切付近につきましては、茨城県大宮土木事務所が管理する県道でございます、現地を見たところ車道と側溝の間に段差が生じているというようなこともございます。踏切におきまして列車通過時の中学生や歩行者などの待避する場所もないため危険と感じております。そのため早急に大宮土木事務所のほうに要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 今、答弁いただきましたように1日も早く早急な対応をしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、歩行者空間の確保に対する工夫の仕方についてに入ります。

これは、昨日一部石川議員とも重なりますが、市内には歩道を整備したり、路肩を歩行者用の空間に活用したりすることが困難な幅員が狭い市道がたくさんあると思っております。例えば先ほど質問した県道那珂瓜連線と瓜連街道踏切の間は、その対象の道路だと思います。このような道は、車両の交通量が多く幅員が狭いため歩行者、自転車ともに非常に危険を感じております。このような道路で有効と考えられるのは、外側線の引き直しによる歩道幅の確保はできないかと思っております。この点についてお伺いいたします。



○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（小林正博君） お答えいたします。

当路線は県道と県道をつなぐ準幹線道路でありまして、朝夕の通勤車両が多い路線であり  
ますが、家屋が連なるために歩車分離を図る整備については、非常に困難がございます。ま  
た、県道間をつなぐ性質上、一方通行にするのも非常に難しいということで、議員提案の外  
側線を引き直して歩道を確保するというのも現実的には難しいと、現幅員においては難し  
いというふうに判断しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ただいま答弁をいただきました歩道の確保については、大変難しいと  
いうことでありますが、通学路でありますので、安全で快適な空間ができるよう再度要望い  
たします。

続きまして、通学路の安全対策の設置後の状況、今後の取り組みについてお伺いいたしま  
す。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

昨年8月に道路管理者、警察、学校等の関係機関が一堂に介しまして、通学路の危険箇所  
の安全対策の検討会議を実施いたしました。その結果、通学路の危険箇所をリストアップい  
たしまして、安全対策を現在進めているところでございます。対策内容の主なものといたし  
ましては、路肩部分の着色による注意喚起、道路補修工事による対応、通学路の看板の設置  
等でございます。路肩部分の緑色の着色の具体的な箇所といたしましては、菅谷西小学校の  
正面から西へ約300メートル及び那珂商工会付近の旧道から踏切までの約110メートルの区  
間で実施しておるところでございます。

また、この危険箇所の検討及び安全対策は本年で終了するというものではございません。  
平成25年度におきましても、対策未実施箇所の対策並びに新たな危険箇所の発見、検討につ  
きましては、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ただいま答弁いただいたほかにも、数多く点検するところはあると思  
います。昨年の6月に国関係の機関である有識者懇談会が設置されました。行政も動きだし、  
歩行者優先、人間優先の交通体系の徹底、通学路総点検の円滑な実施及びその成果の反映の  
ための情報提供などそのほかにも数多くの通学路総点検がされたことと思います。総点検の  
結果、また、点検のための点検に終らせないためにも信号機の設置や路肩帯のカラー、踏切  
や農道においても、目に見える諸対策の速やかな実施が望まれると思いますので、今後とも

よろしくお願ひいたします。

通学路の安全対策については以上になります。

続きまして、防災・減災についてをお伺ひいたします。

初めに、学校耐震化についてであります。

学校施設は子供の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であります。学校施設の耐震化については、文部科学省において平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化完了を目指すという目標を掲げており、さきの東日本大震災の教訓も踏まえれば、那珂市においても、学校の耐震化は早急に取り組むべき課題であると思ひます。

今回の国の平成24年度補正予算では、学校の耐震化や老朽対策、非構造部材の耐震対策等に対応するため1,880億円が計上されております。今回の補正予算は、各自治体が耐震化を進めるに当たって十分な額と聞いております。補正予算を活用した地方自治体の事業計画の前倒しが期待されているところでありますが、ここで伺ひいたします。那珂市においても、この機会を捉えて国の補正予算を最大限活用し、平成25年度以降に計画している耐震化の事業を可能な限り前倒しして実施していくべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

現在、那珂市の学校施設の耐震化率でございますが、平成25年3月末現在で小中学校で90.4%というふうになっております。

次に、今回の国の平成24年度補正予算に対する那珂市の公立学校関係の前倒しということにつきましては、学校施設の老朽化対策といたしまして、額田小学校屋内運動場の大規模改修工事を実施する計画であります。

なお、今後も国の補正予算等があった場合には、積極的に前倒しを行いまして、公立学校の耐震化や老朽化対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ただいま答弁いただきましたけども、小中学校で90.4%、幼稚園で33%ということで、耐震化率が低いというのがわかります。そういった意味でも今後の国の補正予算等があった場合には、積極的な前倒しを行い、公立学校の耐震化や老朽化対策を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

また、1日も早く耐震化100%を目指して頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、天井等落下防止対策の加速化について伺ひいたします。

これは、先ほど小宅議員の質問と重なりますが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生しました。柱やはりなどの構造体の被害だけではなく天

井や照明器具、外壁、内壁などいわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や児童生徒がけがをした例も発生いたしました。

特に、体育館等の大規模空間の天井については、致命的な事故が起りやすく構造体の耐震化が図られている施設であっても、天井脱落被害が発生しております。東京千代田区の九段会館では、震災当日、専門学校の卒業式が開かれ、学生、保護者等600人が出席している最中に天井が崩落し、死者2名、負傷者26名の大惨事を招きました。こうした被害を踏まえ国土交通省では、天井脱落対策に関する新たな基準が検討されていると聞いております。

地震等発生時において、応急避難所となる学校施設は、児童生徒だけではなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であります。いわば最後のとりで、その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。構造体の耐震化と比べ天井等の耐震対策は著しくおこなわれている状況であります。構造体の耐震化と同様の緊急性を持って早急に対策を講じることが必要とされます。

昨年9月に文部科学省から発せられた通知では、公立学校施設における屋内運動場等の天井等について、平成25年度中に学校設置者が責任を持って総点検を完了させるとともに、平成27年度までに落下防止対策を完了させるよう要請されている状況であります。天井はつり天井、また照明器具、バスケットボール等も含まれております。

ここで伺います。那珂市の学校の屋内天井等について、学校施設者による耐震点検は、どの程度実施されているのか。また、耐震点検の結果、対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらの対策の実態はどうなっているか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

市内学校施設で天井が設置してあるのは、菅谷東小学校、瓜連小学校、第四中学校の屋内運動場でございます。このうち議員ご指摘のつり天井のある建物は菅谷東小学校と第四中学校、この2つの天井につきましては、東日本大震災の災害復旧工事の際に全て撤去してございます。

また、落下の危険のある照明灯やつり下げ式のバスケットコートゴールの設備につきましては、天井と同じく災害復旧工事の際に点検を実施いたしまして、必要に応じて落下防止の措置を実施してございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） ただいま答弁ありましたが、落下の危険のある照明灯、また、つり下げ式のバスケットボールは、点検は実施されているということですが、いつまたそういう同じ状況になるとは限りませんので、今後とも必要に応じた点検をよろしく願いいたします。

続きまして、老朽化対策（長寿命化対策）について質問させていただきます。

公立小学校施設において、建築後25年以上経過した建物の面積が全体の約7割になるなど全国的に校舎棟の老朽化が深刻な状況となっております。改修等の対策が必要な老朽施設は、今後さらに増加することが見込まれております。文部科学省が昨年8月に公表した老朽化対策ビジョン中間まとめによれば、老朽化対策が喫緊の課題であることが強調されるとともに、老朽化対策の今後の進め方として、1、中長期的な整理計画の策定、2、建物の長寿命化、3、規模の適正化などの重点化が必要であることが示されました。

こうした検討結果を踏まえ国の平成25年度予算では、建物耐久性の向上や水道、電気、ガス管といったライフラインの更新等の補助を行う長寿命化改良事業も導入されてると聞いております。長寿命化改良工事を活用することで、通常公立学校施設は40年程度で改築、建てかえということがされておりますが、技術的には70年から80年程度の使用が可能であり、改築と比較すると工事費のコスト面だけではなくて、廃棄物が抑制されるなど環境面においてもメリットが生じるとされております。

ここで那珂市での建築後25年以上経過している公立小学校施設がある中、公立学校の老朽化対策については、昨今の厳しい財政状況も考慮すれば中長期的な整備計画を策定の上、これまでの改築、建てかえではなくて、長寿命化改良工事を積極的に活用することなどにより、効率的かつ効果的な対策を進めるべきと考えますが、那珂市としては、学校施設の老朽化の現状及び今後の対策については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育次長。

○教育次長（中井川 和君） お答えいたします。

幼稚園を含めました学校施設で建築後25年を経過している老朽化対策で必要ある大規模改修を実施していない施設というのは40.4%ございます。現在のところ、教育委員会では学校施設の整備計画を作成するに当たりましては、築35年程度で老朽化を解消するため大規模改修を実施いたしまして、その後、築、後35年たった70年程度で改築を行うというような計画をしております。今後は老朽化の進んだ建物に対しまして、建物の長寿命化を図る大規模改修を実施いたしまして、適切な教育環境と安心安全な学校施設を維持しつつ適正規模を考慮しながら、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 木野議員。

○6番（木野広宣君） 学校施設は築20年を過ぎるころから老朽化が進行するようになり、外壁や窓枠の落下、天井の雨漏り、配管の破損などの不具合が生じ始めます。文部科学省によれば、老朽化が原因で発生した学校施設の安全面の不具合が2011年度だけでも、約1万4,000件に達しており、雨漏りなどの機能面の不具合も約3万件に上っております。実際、老朽化ではがれて落ちた外壁で児童がけがをしたり、校舎2階の手すりが壊れて生徒が落下するといった被害も報告されております。人命にかかわる事故が危惧されております。まして、災害時に老朽化した学校施設の危険性が高まることは想像に難しくありません。先ほど

もご答弁いただきました那珂市においては、幼稚園まで含めた学校施設で建築後25年以上経過して老朽化対策である大規模改修を実施していない施設は、40.4%ありますとありました。

また、老朽化が深刻な築30年以上の公立小学校の施設面積の割合は約19%に対し、10年後には約53.5%になります。今後、急増していく学校施設の老朽化の対策は、待ったなしの状況であります。計画的に施設の修繕を行うことで、コストを抑える予防、保全型に対策を展開していくことが重要となります。文科省の有識者検討会が8月にまとめた学校施設老朽化対策ビジョンの中間報告では、予防安全型の管理によって施設の耐用年数を延ばしていく長寿命化の必要性が指摘されております。中間報告によれば学校施設を築25年で改修し、築50年で建てかえるといった対策では経費が約38兆円、30年間、にかかるのに対し、改築時期を築75年とするなどの長寿命化の改修を行った場合は約30兆円で済み、8兆円節約できると試算されております。

例えば、学校施設を含めた公共施設保全計画を策定した東京都立川市では、公共施設の一般的な50年建てかえを行った場合の費用が2,398億円、約40年間、かかるのに対し、70年建てかえに長寿命化する対策を行った場合、1,693億円に縮減できるとしております。こういったこともありますので、自治体だけではなく国による支援も大事であります。学校施設の長寿命化のため自治体の手引きの作成や財政施策を盛り込んでいく対応が必要だと思えます。

また、少子化により児童生徒数の減少は、今後も続くと言われており、地域の実情に応じて公共施設との複合化や校舎が減築、学校の統廃合での検討も避けては通れない課題となることと思えます。老朽化した社会資本を再整備する防災・減災に有利な推進を強く称し私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告11番、木野広宣議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時26分

平成25年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（3月8日）

## 平成25年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成25年3月8日(金曜日)

#### 日程第1 議案質疑

- 報告第1号 専決処分について(平成24年度那珂市一般会計補正予算(第6号))
- 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償補償事故の賠償額の決定)
- 議案第1号 那珂市名誉市民条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 那珂市災害対策基金条例
- 議案第10号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例
- 議案第11号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例
- 議案第12号 那珂市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 議案第13号 那珂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第15号 平成24年度那珂市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第 18 号 平成 24 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 19 号 平成 24 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算（第 1 号）
- 議案第 20 号 平成 24 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 24 年度那珂市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 25 年度那珂市一般会計予算
- 議案第 23 号 平成 25 年度那珂市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 25 年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 25 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 25 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 25 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 28 号 平成 25 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予  
算
- 議案第 29 号 平成 25 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 25 年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第 31 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 32 号 市道路線の認定について
- 議案第 33 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 認定第 1 号 平成 24 年度水戸地方広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 24 年度水戸地方広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定  
について（討論・採決）
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（22名）

1 番	筒井	かよ子	君	2 番	寺門	厚	君
3 番	小宅	清史	君	4 番	福田	耕四郎	君
5 番	綿引	孝光	君	6 番	木野	広宣	君
7 番	古川	洋一	君	8 番	中庭	正一	君
9 番	萩谷	俊行	君	10 番	勝村	晃夫	君



11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	木村利文君	総務部長	吉原正夫君
市民生活部長	大森常市君	保健福祉部長	秋山悦男君
産業部長	宮田俊三君	建設部長	小林正博君
上下水道部長	武田國嗣君	教育次長	中井川和君
消防長	根本栄君	会計管理者	鹿志村貢君
行財政改革推進室長	萩野谷康男君	危機管理監	城宝信保君
企画部次長	関根芳則君	総務部次長	宮本俊美君
市民生活部長次	山田行雄君	保健福祉部長次	小田倉正美君
産業部次長	倉持和彦君	建設部次長	岡崎隆君
上下水道部長次	佐藤隆一郎君	消防次長	萩野谷孝君

---

議会事務局職員

事務局長	山崎文夫君	事務局次長	深谷忍君
次長補佐	渡辺荘一君	書記	三田寺裕臣君
書記	二方尚美君		

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

なお、特別会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。

---

◎議案質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案質疑を行います。

報告第1号から認定第1号まで、以上36件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑形式は一括方式とし、質疑の回数は1議案に対して2回までといたします。

通告1番、古川洋一議員の発言を許します。

古川洋一議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 皆様、おはようございます。

議席番号7番、古川洋一でございます。

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第22号 平成25年度那珂市一般会計の4つの事業について一括で質問をさせていただきます。

最初は、予算書の38ページから39ページにかけて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員研修についてでございます。その中に委託料としまして人事評価研修に

219万5,000円が計上されております。このことについて3点ほどお伺いいたします。

この人事評価研修というのは、人事考課制度導入に伴う研修と推察いたしておりますけれども、海野市長の平成25年度市政方針で、「管理職を対象とした試行を2年間実施し、今後は一般職に拡大する」とのご説明がございました。私自身も前職において、この人事考課制度を経験しておりますけれども、目標の設定や評価については大分苦勞をいたしました。導入当初の説明で、将来的には職員の給与や賞与にも反映するような話もございましたが、給与でしたら給与という予算の範囲の中でのことですから、例えばA、B、Cの評価があるとして、AランクをつければCランクをつけなければいけない、そういうことにもなるかと思っておりますので、給与や賞与に反映させるということは、現実的には難しいのかなというふうに感じました。そうなりますと、どうせ実際には反映されないんだからということで、職員のモチベーションが下がってしまうということも考えられます。

そのような人事評価制度ですが、まず1点目は、本市におけるこの人事評価制度導入の目的について、2点目は、管理職を対象とした2年間の試行で成果はあったのかについて、3点目は、委託料の219万5,000円は、研修の講師への委託ということかと思っておりますが、2年間の試行で管理職の方がこの制度をきちんと理解されているのであれば、管理職みずからが講師となって一般職に対して研修を行えばよいのではと思っておりますが、いかがか、あわせてお伺いをしたいと思います。

2番目の質問は、予算書の125ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農産物直売所宣伝活動支援事業についてでございます。

その中に委託料として400万円が計上されております。この事業についても3点ほどお伺いいたします。

この事業は、前回の定例会において補正予算を措置して始まった事業かと思っておりますが、その際の質疑で、この事業は緊急雇用創出事業として直売所のPRをインターネットを利用して行うために委託するのご答弁がございました。

このことについて、まず1点目は、インターネットでのPRの進捗状況について、2点目は、販売につながる成果は見てきたのかについて、3点目は、委託料400万円は、全て人件費なのか、また採用した人数と勤務体制についてあわせてお伺いいたします。

3番目の質問は、予算書の同じく125ページから126ページにかけて、農業振興費の元気ナカむらづくり事業についてでございます。この事業については2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目は、この事業の詳しい内容について、2点目は農業農村現況調査の委託料として525万円を計上しておりますが、説明資料によりますと、コンサル会社への委託となっております。コンサルに何を委託し、どのような成果を期待し、また費用対効果はあるのかについてあわせてお伺いいたします。

最後の質問は、予算書の同じく126ページ、農業振興費の農産物産品化事業についてでございます。この事業について3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目は、この事業の詳しい内容について、2点目は、説明資料によりますと、これも委託費とはいえ、緊急雇用創出事業としての人件費のようではありますが、委託料655万7,000円のうち、人件費はいくらか、また、人数と勤務体制について、3点目は、どのような成果を期待し、また、費用対効果はあるのかについてあわせてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えいたします。

まず、人事評価につきまして、導入目的ということでございますけれども、国におきましては平成19年の国家公務員法改正によりまして、平成21年度は制度の運用が開始され、さらに平成23年度からは給与への反映が一部職員を対象に始まったところでございます。

また、地方公務員につきましても従来の勤務評定にはとどまらず、公正かつ客観的な人事評価を実施することが求められております。

本市におきましても人事評価制度は、現在取り組んでいる状況でございますけれども、人事管理の適正な遂行を目指しまして、1つとしては、職員の能力や業績を明確な客観的基準で評価をしまして、賃金あるいは昇格などに反映することにより、公平で公正な処遇を行うことができるということも1つでございます。

2つ目といたしましては、職員の能力や適性を評価し、適材適所の配置を実現するというようなことでございます。

3点目といたしましては、職員の教育訓練ニーズや啓発の必要性を把握するので、結果として人材育成につなげるというようなことが目的としてなっております。

それから、第2点目でございますけれども、管理職を対象とした2年間の試行で成果はあったのかというお尋ねの件でございますけれども、人事評価制度は実施可能なシステムから始め、運用しながらレベルアップを図っていくということが非常に必要なことだと考えてございます。外の団体の仕組みを持ち込んで運用するのではなくて、那珂市として、どのような評価基準を設け、制度設計を図るかということが重要ではないかなと考えておりまして、この2年間を通して制度の改善とそれから問題点の把握、さらには人事評価の必要性の理解等について浸透を図ってきたというところでございます。

制度運用の中において、目標を明確にすることによりまして、職務に対する職員個人の意識向上にも期待をしているというような状況でございます。

それから、3点目の委託料の件でございますけれども、委託料につきましては、この2年間の試行を通じて、職員には人事評価の必要性と制度への理解というものは、少しずつではありますがございますけれども浸透がしてきたという状況でございます。

しかし、議員も経験をされて、ご承知のこととは思いますが、人事評価制度を確立するというのは非常に難しい、さらに時間がかかるものでございます。制度のさらなるレベルアップ等評価のばらつきをなくすことなどによる問題点の改善のためには、これまでの担当者に

よる手探りの実施では限界があると、こういうことから、外部講師による専門的な立場からの指導が必要ではないかというようなことで、今回、委託費を計上したというところでございます。

制度設計の助言をはじめ、評価基準統一のための評価者研修、それから適切な目標管理や自己評価のための被評価者研修、人事評価制度に初めて取り組む一般職員への初期導入研修など、人事評価制度への理解をさらに深めることを目的として、今回、委託をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（宮田俊三君） お答えいたします。

まず、農産物直売所宣伝活動支援事業についてでございますけれども、インターネットでのPRについて進捗状況はということでございます。今年の2月1日にふれあいファーム芳野農産直売所組合に委託をいたしたところでございます。

2月は新規雇用の募集等の準備期間がありまして、雇用期間については3月から来年の2月までの12カ月ということになります。ホームページの開設は、関係直売所と打ち合せを行いまして、4月にやる予定でございます。

販売につながる成果は見えてきたかということでございますけれども、ただいまご答弁申し上げたような状況でありまして、まだ成果については見えておりません。

それから、25年度の委託料、これは全て人件費か、また人数と勤務体制はということでございますけれども、人件費については218万8,000円、1名の雇用でございます。勤務については8時30分から5時15分で週5日勤務ということになります。残りの事業費としまして、直売所と農業生産者に対しての情報サービス化等の講習を行う費用ということで、主にはインターネット機器、それからこの雇用した者が使う軽自動車等のリース代と、それから諸経費等でございます。

続きまして、2番目の元気ナカむらづくり事業についてということで、事業の内容ということでございますけれども、まず1つ目として、活力がありにぎわいのあるまちづくりの実現を目指してむらづくりのための現況を調査、地域資源の発掘や分析を行い、農業振興と農村の活性化を図るというものが、まず1つでございます。

それから、もう一つ目が、元気ナカむらづくり塾というものを開催しまして、農業生産者と住民が講師を交えて意見・情報交換や現状診断を通して、地域資源を生かした持続できる産業とむらづくりを学ぶというものでございまして、講師には地元の大学の先生、それから国・県の関係機関の方、それから地元の農業高校の先生方を予定しております。塾生は農業者ということで、講師による勉強会、討論会によって、塾生に農業農村の将来像や目標を描いてもらい、その実現への道程を農業者と地域と行政が立てるものというもので、塾生が農業農村のリーダーとなり、活躍できるように育成をするというものでございまして、以上が

主な内容になります。

それから、コンサル会社へ何を委託して、どのような成果、費用対効果があるのかということでございますけれども、委託内容は現状把握のための現況調査、それから診断、情報分析、地域資源の発見の資料作成、塾の開設での総括、それからワークショップでのファシリテーター等の業務というものをお願いする予定でございます。

成果としては、農業農村の再構築のため、高い知見からの取りまとめを期待しております。市の職員で足りない部分を豊富な経験と高い知識によって補ってもらうものであり、コンサルタントを有効に活用し、農業農村の活力を短・中・長期に向上させるという高い成果を得ることが期待できるのではないかと考えております。

続きまして、3番目の農産品化の事業についてということでございます。

この事業についても内容ということでございますので、この事業につきましましては、雇用創出等基金事業での重点分野であります雇用創出の拡充枠を活用して行うものでございます。那珂市産の農産物を使用した商品開発を行い、農作物の消費拡大を図ることによって、農業者、農村の活力向上を図るものでございます。農産物の商品化を誘導する加工品や調理品を試作して販売できるようにすることによって、消費者の需要を喚起するための調理実習や講習会等を行うものでございます。

この委託費についての人件費、それから人数と勤務体制はということでございますけれども、人件費につきましましては437万6,000円、2名の雇用を予定しております。勤務については8時30分から午後5時15分、週5日勤務ということではしております。その他事業費として開発材料費、それから研修費等を見ております。

それから、最後になりますけれども、どのような成果を期待し、費用対効果はということでございますけれども、農産物の商品化によって、農産物の生産が拡大することと、食卓へ食材と献立の提供ができること、地元産品に関心を持ってもらうことにより、農村のよさや地域が活性化することを期待しております。

また、この事業を推進する過程において農産品の6次産業化等が図られ、結果として、農業収入の増、生産の拡大、さらには就農者の増につながると、効果はそれぞれ得られるものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

農業振興費についてなんですけれども、以前、私もTPPに参加することになっても対応できるようにということで、早目の対策を練っておくべきではないかということで、6次産業を推進してはいかかかというご提案を申し上げましたが、そのような問題にも対応できるようによい結果が得られることを期待しております。

また、インターネットでのPR、それから産品化の事業につきましても、雇用するために

事業をつくったのか、それとも事業があるから人が必要なのかという部分では大きな違いがあると思います。そういう意味でももちろん後者、農業振興策を行うために必要な人材を雇用するということだと思いますけれども、であれば誰でもいいというわけではなくて、前回の質疑でも申し上げましたが、直売所のPRで申せばネットショッピングとか、そういったことまで立ち上げられるような人材、産品化については栄養士等の資格をお持ちの方などを採用して大きな成果を得られるよう、またそういう報告ができるよう委託して、決して丸投げにはならないようにしっかり指導をしていただきたいと思います。

以上で私の議案質疑を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で通告1番、古川洋一議員の質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結いたします。

報告第2号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

お諮りいたします。認定第1号につきまして、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

認定第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号の討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、認定第1号について討論を行います。

討論ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

報告第1号から議案第33号までの34件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今会期中に報告されますよう望みます。

---

### ◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に遠藤 実議員を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました遠藤 実議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めるものにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、指名いたしました遠藤 実議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました遠藤 実議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。



本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前10時23分

平成25年第1回定例会

# 那珂市議会会議録

第5号（3月19日）

## 平成25年第1回那珂市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成25年3月19日(火曜日)

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 発議第2号  | 原子力安全対策特別委員会調査事項                          |
| 日程第2 | 発議第3号  | 那珂市活性化対策特別委員会調査事項                         |
| 日程第3 | 発議第5号  | 議会改革特別委員会調査事項                             |
| 日程第4 | 報告第1号  | 専決処分について(平成24年度那珂市一般会計補正予算(第6号))          |
|      | 議案第1号  | 那珂市名誉市民条例の一部を改正する条例                       |
|      | 議案第2号  | 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
|      | 議案第3号  | 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例      |
|      | 議案第4号  | 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例                       |
|      | 議案第5号  | 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例       |
|      | 議案第6号  | 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例          |
|      | 議案第7号  | 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例          |
|      | 議案第8号  | 那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例         |
|      | 議案第9号  | 那珂市災害対策基金条例                               |
|      | 議案第10号 | 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例             |
|      | 議案第11号 | 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例         |
|      | 議案第12号 | 那珂市新型インフルエンザ等対策本部条例                       |
|      | 議案第13号 | 那珂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例          |
|      | 議案第14号 | 平成24年度那珂市一般会計補正予算(第7号)                    |
|      | 議案第15号 | 平成24年度那珂市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)              |
|      | 議案第16号 | 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)               |
|      | 議案第17号 | 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第             |

- 3号)
- 議案第18号 平成24年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 平成24年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成24年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算
- 議案第23号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第26号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第27号 平成25年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第28号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第29号 平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成25年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償補償事故の賠償額の決定）
- 日程第6 議案第34号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第35号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第36号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第37号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第10 同意第1号 那珂市教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第2号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第3号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 日程第13 発議第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第14 発議第2号 那珂市議会会議規則の全部改正について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	福田耕四郎君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	助川則夫君	14番	君嶋寿男君
15番	武藤博光君	16番	遠藤実君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	木村利文君
総務部長	吉原正夫君	市民生活部長	大森常市君
保健福祉部長	秋山悦男君	産業部長	宮田俊三君
建設部長	小林正博君	上下水道部長	武田國嗣君
教育次長	中井川和君	消防長	根本栄君
会計管理者	鹿志村貢君	行財政改革推進室長	萩野谷康男君
危機管理監	城宝信保君	企画部次長	関根芳則君
総務部次長	宮本俊美君	市民生活部長次	山田行雄君
保健福祉部長次	小田倉正美君	産業部次長	倉持和彦君
建設部次長	岡崎隆君	上下水道部長次	佐藤隆一郎君
消防次長	萩野谷孝君		

---

議会事務局職員

事務局長	山崎文夫君	事務局次長	深谷忍君
------	-------	-------	------

次長補佐 渡辺 莊一 君 書 記 三田寺 裕臣 君  
書 記 二方 尚美 君

開議 午前10時30分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はございません。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりでありますのでご了承を願います。  
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

---

◎発議第2号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

原子力安全対策特別委員会、須藤 博委員長、登壇を願います。

〔原子力安全対策特別委員会委員長 須藤 博君 登壇〕

○原子力安全対策特別委員会委員長（須藤 博君） おはようございます。

原子力安全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告をいたします。

1、調査事件。発議第2号 原子力安全対策特別委員会調査事項。1、住民の安全確保に関する事項。2、周辺の環境保全に関する事項。3、原子力安全協定に関する事項。4、核融合研究施設に関する事項。5、その他関連する事項。

2、結果。継続調査とすべきもの。

3、理由。執行部より、那珂市地域防災計画（原子力安全対策編）の改定について、3月中の改定に向け作業を進めているが、国の指針が随時改定されていくため、今回の改定は暫定的なものになると説明を受けました。また、防護措置や緊急事態区分等の各段階について

は、数値だけではわかりにくいという意見が出され、東日本大震災での具体例を示しながら説明を受けました。

市内のモニタリングポストのうち、本米崎小と木崎小にある2基について、平成27年度までに非常用発電機が設置されるとの報告がありました。

原子力事業所の気体廃棄物の放出状況については、すべての事業所において放出管理目標値を下回っていたことを確認しました。

福島原発の事故後の状況視察に関する提案があり、那珂市は東海原発が近く、事故が起きた現場等を確認すべきであるとの意見が出され、後日、日程を調整して調査視察を実施することと決まりました。

以上のことから、発議第2号については、住民の生命及び財産を守るという観点から、引き続き調査研究を行うとともに、原子力施設への監視を続けていく必要があり、今後も継続して調査をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、会議規則第51条の規定により、委員長報告に対する質疑の回数は1人2回までいたします。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、原子力安全対策特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり継続調査とすることに決定をいたします。

---

### ◎発議第3号の継続調査報告、質疑、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

那珂市活性化対策特別委員会、加藤直行委員長、登壇願います。

〔那珂市活性化対策特別委員会委員長 加藤直行君 登壇〕



○那珂市活性化対策特別委員会委員長（加藤直行君） 那珂市活性化対策特別委員会報告。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告をいたします。

1、調査事件。発議第3号 那珂市活性化対策特別委員会調査事項。1、産業の活性化に関する事項。2、観光の振興に関する事項。3、企業誘致に関する事項。4、土地活用に関する事項。5、再生可能エネルギーに関する事項。6、環境・防災対策に関する事項。7、震災復旧・復興に関する事項。8、その他関連する事項。

2、調査の結果。継続調査とすべきもの。

3、理由。総合的な地域活性化対策について、引き続き調査研究を行う必要があり、継続して調査します。

なお、主な調査内容は、調査事項の再生可能エネルギーに関する事項で、執行部から、前回の委員会で説明を受けた、庁舎裏側の市有地の「一の関調整池」にソーラー発電の事業者を公募して、遊休地の利活用を図る事業の状況及び業者の選定結果について説明を受けた後、委員から、設置にあたっては周辺の環境影響等を十分に考慮するよう事業者に徹底指導することや、今後、災害発生時において、非常用電源として庁舎及び中央公民館に供給できるよう受電施設整備も行うべきであるとの意見が出されました。

当委員会としては、市が新年度予算で市内4カ所の防災拠点施設にソーラーパネルを設置して災害時に対応していくという市の方針を受けて、引き続き再生可能エネルギーに関する事項について調査していくということを全会一致で決定いたしました。

よろしくをお願いします。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、那珂市活性化対策特別委員会調査事項は委員長報告のとおり、継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、発議第5号 議会改革特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会、君嶋寿男委員長、登壇願います。

〔議会改革特別委員会委員長 君嶋寿男君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（君嶋寿男君） 議会改革特別委員会報告書。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告いたします。

1、調査事件。発議第5号 議会改革特別委員会調査事項。1、議会基本条例の制定に関する事項。2、その他議会改革に関する事項。

2、結果。継続調査とすべきもの。

3、理由。発議第5号については、議会基本条例の制定を前提として、議会改革を進めていくため、今後も多くの課題を検討していくことが必要であります。

以上の理由により、今後も継続調査とすべきものとなりました。

なお、当委員会では、その他議会改革に関する事項として、「那珂市議会会議規則の全部改正」について審議し、改正すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。よろしく願います。

○議長（福田耕四郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 質疑がなければ終結をいたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会調査事項は委員長報告のとおり、継続調査とすることに決定をいたしました。

---

### ◎報告第1号～議案第33号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、報告第1号から議案第33号まで、以上34件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、中崎政長委員長、登壇を願います。

〔総務生活常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（中崎政長君） 総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第1号 専決処分について（平成24年度那珂市一般会計補正予算（第6号））、議案第1号 那珂市名誉市民条例の一部を改正する条例、議案第2号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市災害対策基金条例、議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第7号）（総務生活常任委員会の所管部分）、議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算（総務生活常任委員会所管部分）、議案第25号 平成25年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第33号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について。

2、結果。すべて全会一致で、原案のとおり承認、可決すべきものとする。

3、理由。報告第1号は、子ども手当支給事業の受給者増加による増額を専決処分したものです。

議案第1号は、名誉市民条例に故人に対しての追贈規定を追加するものです。

議案第9号は、災害が発生した場合の財源確保を目的とした基金を設置するものです。

議案第14号の平成24年度一般会計補正予算は、各事業の所要額確定による事業費の減額や、それに伴う歳入財源の補正や、繰越明許など翌年度に事業を繰り越すものなど、妥当なものであります。

議案第22号は一般会計、議案第25号は公園墓地事業の平成25年度予算であります、特に問題はなく妥当なものであります。

議案第31号は、公の施設の広域利用対象施設の変更によるものであります。

議案第33号は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の規定を定めるものであります。

以上、総務生活常任委員会の報告といたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、産業建設常任委員会、中庭正一委員長、登壇を願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中庭正一君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中庭正一君） 産業建設常任委員会報告をいたします。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告をいたします。

1、付託事件。議案第6号 那珂市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改

正する条例、議案第7号 那珂市農業集落排水整備事業分担金に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第16号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 平成24年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成24年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算（所管部分）、議案第24号 平成25年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第26号 平成25年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度那珂市水道事業会計予算、議案第32号 市道路線の認定について。

2、結果。すべて全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第6号、議案第7号は、国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正する等の公布により、条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、河川法の一部改正により、新たに条例を制定するものです。

議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第21号の平成24年度各種会計補正予算は妥当なものであります。

議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第30号の平成25年度各種会計予算は妥当なものであります。

議案第32号は、新たに市道5路線を認定するものです。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、教育厚生常任委員会、遠藤 実委員長、登壇を願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（遠藤 実君） 教育厚生常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第3号 那珂市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例、議案第11号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例、議案第12号 那珂市新型インフルエンザ等対策本部条例、議案第14号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第15号 平成24年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2

号)、議案第18号 平成24年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)、議案第20号 平成24年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算、議案第23号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、議案第27号 平成25年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、議案第29号 平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

2、結果。議案第3号から第20号及び第27号は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第22号、第23号、第29号については、反対の討論もあったが、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第3号は、障害者自立支援法の改正により、条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、介護保険法の改正に伴う権限移譲により、条例の一部を変更するものです。

議案第5号は、障害者自立支援法の改正及び総合保健福祉センターの貸し館の変更により、条例の一部を改正するものです。

議案第8号は、瓜連テニスコートを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第10号、第11号は、介護保険法の改正により、各基準について新たに条例で定めるものです。

議案第12号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

議案第14号から第20号の平成24年度各種会計補正予算は、いずれも妥当なものであります。

議案第22号から第29号の平成25年度各種会計予算は、いずれも妥当なものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(福田耕四郎君) 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(福田耕四郎君) なければ質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、木村静枝議員に発言を許します。

木村静枝議員。

○20番(木村静枝君) 議案第22号、議案第23号、議案第29号に反対する立場から討論をいたします。

議案第22号は、平成25年度一般会計予算です。その中の、3款民生費の中の保育所費ですけれども、保育所の職員は菅谷、額田の保育所を合せると、正職員は17名、それに対して

非正規職員は41名となっています。実に非正規職員が正職員の2.41倍です。

三つ子の魂百までと昔の言葉にありますが、幼児期の保育は子供に大きな影響を与える大切な時期です。公的保育は責任を持てる保育体制で臨まなければなりません。経済的にも環境的にも不安定ではそうした条件を保障することが難しくなってしまいます。保育所職員の中には、子育ての経験を持たない職員もいます。十分な研修が施され、指導の目が行き届かなければなりません。非正規職員が正規職員の2倍以上ということでは、十分に指導の目が届かないのではないのでしょうか。非正規職員は正規職員にすべきです。そのための予算をふやすことを要求します。

今、保育士が足りないという報道があります。雇用も不安定で、賃金も安い、しかも命を預かる責任の重い仕事です。こういうことを考えると、保育士になりたがらないのは当然です。その原因は国の保育政策にあると思います。安倍内閣は、社会保障よりも公共事業に重点を置いているようですが、ぜひ子育ての大切さを訴え、地方から国へ声を上げてほしいと思います。

次、議案第23号 国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論をいたします。

本年度の国保予算は55億7,700万円で、前年度比7.5%の増となっています。高齢化が進み、また職業につけない人がふえている結果だと思えます。本年度も苦しい国保会計を助けるため、一般会計から1億円の繰り入れがあります。基金からも1億円も超える繰り入れです。基金残高は5,570万円と少なくなっています。

地方自治体の努力も限界かと思えます。国の負担をふやさなければ、今後、滞納で保険証をもらえない人がますますふえ、GDP世界第3位の経済大国日本が、医者にもかかれない人が多くなってしまいます。政治の貧困としか言いようがありません。地方自治体は積極的に国の負担を求めていくべきです。安倍首相はTPP交渉参加表明で、国民皆保険制度を守ると言っていますが、TPPに参加すれば皆保険制度が守られるなどということは何の保証もありません。

全国保険医団体連合会は、いつでも、どこでも、誰でも安心して医療が受けられる国民皆保険制度が実質的に機能しなくなると抗議しています。全日本民主医療機関連合会は、TPPはこれまで以上に医療崩壊を進め、国民皆保険を空洞化させると批判しています。

安倍首相は皆保険制度を世界に誇れる制度と言うのであれば、国の負担をふやし、国保税の滞納で保険証をもらえないなどということはなくすべきです。

次、議案第29号 後期高齢者医療特別会計について。

那珂市の広域連合への納付金は、前年度より4%増となっています。各市町村自治体は保険料を集めて広域連合に納めるだけですから、どのような内容になっているかわかりません。したがって、チェック機能も果たせません。75歳以上の高齢者を家族の医療保険からも、各市町村自治体からも切り離し、年齢で医療など差別をする制度は、多くの国民の怒りを受け、廃止しかない制度です。早期の廃止を求め、反対をいたします。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

報告第1号は委員長報告のとおり原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は委員長報告のとおり原案承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第1号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第2号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第3号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第4号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第5号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第6号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第7号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第8号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

議案第9号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第9号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第10号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。



議案第11号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第11号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第12号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第13号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第13号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第14号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第14号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第15号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第15号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第16号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第16号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。  
議案第17号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第17号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。  
議案第18号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第18号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。  
議案第19号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第19号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。  
議案第20号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第20号は委員長報告のとおり、原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。  
議案第21号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり、原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第22号 平成25年度那珂市一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第22号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。  
ここで暫時休憩をいたします。  
再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

続きまして、議案第23号 平成25年度那珂市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第23号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第24号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第24号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第25号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第25号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第26号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第26号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第27号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第27号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第28号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第28号は委員長報告のとおり、原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第29号 平成25年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第29号は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（福田耕四郎君） 着席を願います。起立多数であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第30号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第30号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第31号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第31号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第32号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第32号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

議案第33号は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第33号は委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、報告第3号 専決処分<sup>（一）</sup>の報告について（損害賠償補償事故の賠償額の決定）を議題といたします。

総務部長から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉原正夫君 登壇〕

○総務部長（吉原正夫君） それでは、追加議案書をお開きいただきたいと思います。

1ページをお開き願います。

報告第3号についてご説明を申し上げます。

専決処分の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において平成20年議決、第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記。

市長の専決処分事項の指定については、第1項による専決処分でございます。

番号、専決処分の年月日、損害賠償の額、損害賠償の相手方、事件の概要についてご説明申し上げます。

番号1、平成25年2月28日、13万7,672円、相手方につきましては記載のとおりでございます。

概要でございますけれども、平成24年12月18日火曜日の午後3時10分ごろ、那珂聖苑において葬祭業者として勤務をしていた被害者が棺おけを運ぶ台車を移動する際、角の金枠が外れた状態であったため、右足首付近を負傷したものでございます。

市の過失割合100%でございます。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

報告第3号は地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了をいたします。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、議案第34号 平成24年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

総務部長から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉原正夫君 登壇〕

○総務部長（吉原正夫君） 議案第34号についてご説明を申し上げます。

平成24年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度那珂市一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億4,834万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億3,356万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第2条、継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費の補正でございます。廃止でございます。款、項、事業名、補正前、補正後の順でご説明を申し上げます。

7款土木費、1項道路橋りょう費、事業名、安心・安全対策両宮排水路整備事業、補正前、総額9億5,000万円でございます。年割額といたしましては、24年度3億7,700万円、25年度3億7,000万円、26年度2億300万円でございます。

続きまして、5ページのほうをお開き願います。

第3表、繰越明許費補正でございます。

まず、追加でございます。款、項、事業名、金額の順についてご説明を申し上げます。

7款土木費、1項道路橋りょう費、事業名、道路維持補修事業2億5,600万円。安心・安全対策両宮排水路整備事業5億2,185万円。

3項都市計画費、上菅谷地区駅前まちづくり事業1億5,000万円。

9款教育費、2目小学校費、理科教育設備整備事業430万2,000円、額田小学校屋内運動場大規模改修事業8,046万円。

3項中学校費、理科教育設備整備事業240万円。

続きまして、変更でございます。

7款土木費、1項道路橋りょう費。補正前、道路改良舗装事業1,700万円、補正後、道路改良舗装事業7,433万円。

3項下菅谷地区まちづくり事業1,580万円、同事業8,180万円。菅谷地区まちづくり事業470万円、同事業8,270万円。菅谷市毛線街路整備事業1,800万円、同事業5,000万円。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

地方債補正でございます。

まず、追加でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率の順についてご説明を申し上げます。

市道安全対策事業1億390万円、普通貸借、または証券発行、5.0%以内。ただし利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。政府、県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借りかえすることができる。

続きまして、変更でございます。

菅谷市毛線街路整備事業でございます。2,340万円、普通貸借、または証券発行。利率5.0%以内。ただし利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率でございます。それから償還の方法でございますけれども、政府、県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借りかえすることができる。

補正後でございますけれども、限度額3,550万円、起債の方法、利率、償還の方法は左に同じでございます。計15億8,638万8,000円、補正後17億238万8,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、補正額4億7,945万円。

続きまして、4目教育費国庫補助金2,022万3,000円。6目総務費国庫補助金3億7,979万

円。

続きまして、18款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金2億5,287万9,000円。

21款市債、1項市債、3目土木費1億1,600万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款土木費、1項道路橋りょう費、2目道路維持費、補正額2億5,600万円でございます。

続きまして、3目道路新設改良費5億7,918万円でございます。

続きまして、7款3目都市計画費、3項都市計画費、3目まちづくり事業2億9,400万円でございます。

続きまして、11ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

4目街路整備費3,200万円でございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費430万2,000円。3目学校建築費8,046万円。

同款3項中学校費、2目教育振興費240万円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 結構土木費が、下水道とかそういった道路、震災で直していると思うんですけども、これは国のほうで国土強靱化計画かな、それで本予算とか、それから補正のほうは、ちょっと何兆円かは忘れたんですけども、これのほうの国庫支出金がそんなに多くないんですけども、市債のほうが結構上回っていますけれども、国庫補助金のほうがかような被災地において、なぜやっぱりこれだけ少ないのかを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（吉原正夫君） お答えをいたします。

市債につきましては、今回、国の緊急経済対策というようなことで、国のほうからの予算も含めまして予算措置がされるわけですけれども、その事業費の一部として市債を発行したわけでございます。

この市債につきましては、市債発行額の50%については国のほうから財源補填がされるというような状況でございます。そういうような財源の裏づけもありましたことから、今回市債を発行させていただいたというところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 外にありますか。

なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございますか。



〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ討論を終結いたし、これより議案第34号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって議案第34号は原案のとおり可決をいたしました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、議案第35号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上下水道部長から提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長 武田國嗣君 登壇〕

○上下水道部長（武田國嗣君） 1ページをお願いいたします。

議案第35号 平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成24年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億715万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,835万円とする。

2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。変更でございます。2款下水道建設費、1項下水道建設費需用費、公共下水道整備事業。補正後の金額でございます。6億400万円。下の段にあります事業名、那珂久慈流域下水道事業、補正後の金額でございます。30万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、公共下水道事業、補正後の限度額6億2,600万円、計8億6,600万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道建設費国庫補助金、9,500万円。

6款繰入金、1項繰入金、2目基金繰入金、1,055万6,000円。

9款市債、1項市債、1目下水道建設債、1億160万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2款下水道建設費、1項下水道建設費、1目公共下水道費、2億700万円。2目流域下水道費、15万6,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって議案第35号は原案のとおり可決をいたしました。

あらかじめご了承願いたいと思います。12時を回ると思いますが、ひとつご理解を賜りたいと思います。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第8、議案第36号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上下水道部長から提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長 武田國嗣君 登壇〕

○上下水道部長（武田國嗣君） 1ページをお願いいたします。

議案第36号 平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成24年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）は次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億721万7,000円とする。

2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。変更でございます。2款農業集落排水整備事業費、1項農業集落排水整備費、事業名、農業集落排水整備事業、補正後の金額3億5,200万円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。変更でございます。

起債の目的、農業集落排水整備事業、補正後の限度額でございますが、3億7,170万円、計4億1,170万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

8款市債、1項市債、1目農業集落排水整備事業債、7,000万円。

9款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農業集落排水整備事業費国庫補助金、5,000万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2款農業集落排水整備事業費、1項農業集落排水整備費、1目農業集落排水整備費、1億2,000万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結をいたし、続いて討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって議案第36号は原案のとおり可決をいたしました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第9、議案第37号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

総務部長から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉原正夫君 登壇〕

○総務部長（吉原正夫君） 議案第37号についてご説明を申し上げます。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を下記のとおり決定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めらる。記。

相手方でございますけれども、住所、氏名、記載のとおりでございます。

2、事件の概要でございますけれども、平成23年7月4日の午前6時ごろ、那珂市東木倉219番地先を自転車で走行していたところ、道路を横断して布設をしている排水用グレーチングのすき間に前輪が落ち、路上に投げ出されて負傷をしたものでございます。

3、和解及び損害賠償額でございます。1、本件に係る過失割合は市が10割であることを双方が確認する。2、本件による相手方への損害賠償額は260万6,277円とする。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって議案第37号は原案のとおり可決をいたしました。

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第10、同意第1号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第1号でございます。

那珂市教育委員会委員の任命について。

下記の者を那珂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

那珂市菅谷3089番地2、中澤 明さん。昭和26年3月1日生まれ。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

提案理由でございます。那珂市教育委員会の佐藤康雄委員が平成25年4月9日をもって任期満了となることから、後任者について議会の同意を得て任命するものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） ただいまの同意第1号については、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

18番、加藤直行議員、登壇願います。

〔18番 加藤直行君 登壇〕

○18番（加藤直行君） ただいま市長から教育委員会委員に中澤 明さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦を申し上げたいと思います。

中澤 明さんは昭和50年明治大学工学部を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。教育者としては、神奈川県の中学校を振り出しに、市内外の小・中学校の教鞭をとられ、那珂市内では木崎小学校教諭、菅谷小学校教諭、第三中学校校長を歴任した後、平成23年3月に菅谷東小学校校長を最後に定年退職されました。その後、平成24年4月から現在においては、横堀幼稚園及び額田幼稚園の園長として、児童たちからも慕われる人気の園長先生としてご活躍されているところでございます。

このように、中澤 明さんは長年にわたり教職の道を歩まれ、これまでの教育現場におい

て培ったすぐれた識見と豊富な知識・経験、さらには教育に対する熱意と高い志をお持ちの方でございます。清廉潔白、誠実温厚で地域での人望も厚く、行動力と指導力を兼ね備えた方でありますので、即、那珂市の教育の発展に寄与できる最適任者と確信をしております。

どうぞ皆様方のご同意のほどよろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第11、同意第2号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第2号でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

那珂市額田南郷318番地、宮崎郁夫さん。昭和22年3月24日生まれ。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

提案理由でございます。那珂市固定資産評価審査委員会の綿引光男委員が平成25年3月31日に任期満了となるため、後任者を選任するものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって同意第2号は、これに同意することに決定をいたしました。

---

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第12、同意第3号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第3号でございます。

那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について。

下記の者を那珂市政治倫理審査会の委員に委嘱したいから、那珂市政治倫理条例第7条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

那珂市菅谷4571番地3、武井 登さん。昭和9年11月17日生まれ。

那珂市瓜連881番地1、寺門弘道さん。昭和15年11月21日生まれ。

那珂市瓜連1225番地1、綿引秀榮さん。昭和16年2月25日生まれ。

那珂市豊喰1108番地10、川崎敏明さん。昭和19年6月14日生まれ。

那珂市瓜連1040番地5、鈴木一三さん。昭和21年4月10日生まれ。

那珂市菅谷2269番地1、小田部啓文さん。昭和26年2月2日生まれ。

平成25年3月19日提出、那珂市長。

提案理由でございます。那珂市政治倫理審査会の任期が平成25年3月31日をもって任期満了となることから、識見者3人及び公募者3人の計6人について委員に委嘱するものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、同意第3号はこれに同意することに決定をいたしました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第13、発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木内良平議員、登壇願います。

〔 2 2 番 木内良平君 登壇〕

○ 2 2 番（木内良平君） 発議第 1 号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第 1 項第 2 号の規定による議会推薦の農業委員会委員に下記の者を推薦する。

平成25年 3 月19日。提出者、那珂市議会議員、木内良平。賛成者、寺門 厚、中庭正一、中崎政長、助川則夫、武藤博光、須藤 博、加藤直行。

推薦者名は、那珂市菅谷3852番地 2、磯崎芳信、昭和27年 2 月24日生まれ。那珂市豊喰241番地、石崎甲一、昭和29年 5 月22日生まれ。那珂市戸崎1564番地28、和田正國、昭和23年 3 月26日生まれ。那珂市鹿島1152番地 6、萩野谷千恵子、昭和28年 1 月22日生まれ。

以上です。よろしく願います。

○議長（福田耕四郎君） これより発議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第14、発議第 2 号 那珂市議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔 1 4 番 君嶋寿男君 登壇〕

○ 1 4 番（君嶋寿男君） 発議第 2 号 那珂市議会会議規則の全部改正について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成25年 3 月19日。提出者、那珂市議会議員、君嶋寿男。賛成者、那珂市議会議員、綿引孝光、同じく中庭正一、萩谷俊行、中崎政長、助川則夫、武藤博光、遠藤 実、須藤 博、木村静枝。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行による本会議での公聴会・参考人制度の追加、委員会運営に関する条項追加など、標準会議規則に準じた規則に整理するため、那珂市議会会議規則を全部改正するものです。

以上です。



○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 質疑を終結いたし、続いて、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第15、委員会の閉会中の継続（調査・審査）申出についてを議題といたします。

会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続（調査・審査）の申し出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本会議に付議された案件は全部終了をいたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますのでこれを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長〔海野 徹君〕 平成25年第1回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月4日から本日までの16日間の会期日程で、平成25年度那珂市一般会計予算をはじめとする44件の議案及び人事案件などにつきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成25年度那珂市一般会計予算の外、各種特別会計及び水道事業会計の予算につきましても、慎重なるご審議を賜り、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日成立を見ました新年度予算につきましては、適切・迅速・明朗な事務事業の執行に努めてまいりたいと思っております。

なお、定例会において、議員各位からのご意見やご要望につきましては、十分に配慮しながら、効果的・効率的な行政運営の実現を図ってまいり所存でございます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、市政運営に格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。また、ご健康には十分に留意をされまして、ご自愛の日々をお過ごしの上、住民福祉の向上と那珂市発展のためご活躍されますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて、平成25年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 君嶋 寿男

那珂市議会議員 武藤 博光

那珂市議会議員 遠藤 実